

グローバル・セレクト・トラストー アルベマール・ SHIPPING・トラスト

(Global Select Trust - Albemarle Shipping Trust)

ケイマン籍／オープン・エンド契約型外国投資信託／米ドル建て
クラスA受益証券

ファンドは特化型運用を行います

管理会社：アルテミス・アドバイザリー・パートナーズ・リミテッド

1. この投資信託説明書（請求目論見書）により行うグローバル・セレクト・トラ
ストーアルペマール・ SHIPPING・トラスト（以下「ファンド」といいます。）
の受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第
25号）第5条の規定により有価証券届出書を2026年10月9日に財務省関東財務
局長に提出しており、同年10月25日にその届出の効力が生じております。
2. 請求目論見書は、金融商品取引法第15条第3項の規定により、投資者の皆様か
ら請求された場合に交付されるものであり、請求を行った場合には投資者の皆
様がその旨の記録をしておくこととなっております。
3. ファンドは投資信託であり、投資元本が保証されているものではありません。
4. ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券の値動
きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用または為替相場の変
動による損益は、すべて投資者の皆様へ帰属します。

投資信託説明書（請求目論見書）

グローバル・セレクト・トラストーアルベマール・ SHIPPING・トラスト
(Global Select Trust - Albemarle Shipping Trust)

2026年10月9日 有価証券届出書提出

発 行 者 名： アルテミス・アドバイザリー・パートナーズ・リミテッド
(Artemis Advisory Partners Ltd)

代 表 者 の 役 職 氏 名： 取締役 アラスデア・ロクストン
(Alastair Loxton, Director)

本 店 の 所 在 の 場 所： ケイマン諸島、グランド・ケイマンKY1-1207、ジョージ・タウン、
フォート・ストリート68、私書箱31726号、
HSMコーポレート・サービスズ気付
(c/o HSM Corporate Services, 68 Fort Street,
George Town, PO Box 31726,
Grand Cayman KY1-1207, Cayman Islands)

代理人の氏名又は名称： 弁護士 小 野 雄 作
弁護士 谷田部 耕 介

代理人の住所又は所在地： 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング5階
小野・谷田部グローバル法律事務所

届出の対象とした募集

募集外国投資信託受益証券に係るファンドの名称：

グローバル・セレクト・トラストーアルベマール・SHIPPING・トラスト
(Global Select Trust - Albemarle Shipping Trust)

募集外国投資信託受益証券の金額：

(a) 当初申込期間

10億米ドル（約1,600億円）を上限とします。

(b) 継続申込期間

10億米ドル（約1,600億円）を上限とします。

(注) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2026年8月31日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値
(1米ドル=160.02円)によります。

有価証券届出書を縦覧に供する場所

該当事項なし

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	4
第1 ファンドの状況	4
1 ファンドの性格	4
2 投資方針	12
3 投資リスク	17
4 手数料等及び税金	34
5 運用状況	43
第2 管理及び運営	44
1 申込（販売）手続等	44
2 買戻し手続等	49
3 資産管理等の概要	52
4 受益者の権利等	60
第3 ファンドの経理状況	62
1 財務諸表	62
2 ファンドの現況	62
第4 外国投資信託受益証券事務の概要	63
第三部 特別情報	64
管理会社の概況	64
1 管理会社の概況	64
2 事業の内容及び営業の概況	64
3 管理会社の経理状況	67
4 利害関係人との取引制限	98
5 その他	100
別紙A 定義	101

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

グローバル・セレクト・トラスト — アルバマール・ SHIPPING・トラスト (Global Select Trust - Albemarle Shipping Trust) (以下「ファンド」といいます。)

(注) 用語の定義については、別紙A「定義」をご参照下さい。

(2) 外国投資信託受益証券の形態等

ファンドが募集する受益証券は米ドル建てクラスA受益証券 (以下「受益証券」といいます。) の1種類であり、記名式無額面証券です。

受益証券は追加型です。

管理会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3) 発行 (売出) 価額の総額

(a) 当初申込期間

10億米ドル (約1,600億円) を上限とします。

(b) 継続申込期間

10億米ドル (約1,600億円) を上限とします。

(注1) 受益証券は米ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行います。

(注2) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2026年8月31日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1米ドル=160.02円) によります。以下同じです。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入している場合があります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(4) 発行 (売出) 価格

(a) 当初申込期間

受益証券1口当たり100米ドル

(b) 継続申込期間

該当する申込日の直前の評価日の評価時点における受益証券の1口当たり純資産価格

(注1) 「申込日」とは、各暦月の最初のファンド営業日、および/または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定するその他の日をいいます。

(注2) 「ファンド営業日」とは、土曜日、日曜日または日本もしくは香港の祝日以外の日であって、香港の銀行が営業を行っている日、および/または受託会社が随時決定するその他の日をいいます。ただし、シグナル8号以上の台風警報、ブラック暴雨警報その他これらに類する事象の結果、いずれかの日において香港の銀行の営業が行われる時間が短縮された場合、受託会社が管理会社と協議の上別途決定しない限り、当該日は営業日とはしません。

(注3) 「評価日」とは、各クラスについて、毎月の最終暦日、および/または一般的にもしくは特定の場合に受託会社が随時決定するその他の日をいいます。

(注4) 「評価時点」とは、各評価日において、ファンドに関連する市場のうち最後に営業を終了する市場の取引終了時刻、または受託会社が決定するその他の時刻をいいます。

(5) 申込手数料

日本国内における取得申込みにについては、申込金額の3.85% (税抜3.5%) を上限として日本における販売会社または販売・買戻取次会社 (以下、両者を併せて「販売取扱会社」といいます。) の裁量により決定される申込手数料が申込金額に加算されます。当該手数料は、申込みを行う投資者によって販売取扱会社に対して直接に支払われるものとし、受益証券の発行に適用される申込金額の一部を構成するものではありません。

申込手数料に関する照会先は、後記「（８）申込取扱場所」に記載する販売取扱会社です。

（注１）販売・買戻取次会社とは、日本における販売会社と受益証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からの受益証券の申込みまたは買戻しを日本における販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う第一種金融商品取引業者および（または）登録金融機関をいいます。

（注２）円資金から米ドルに交換したうえでお申し込みの場合、為替手数料がかかります。

（注３）手数料率は、消費税率に応じて変更となることがあります。

（６）申込単位

（ａ）当初申込期間

一申込者当たりの当初申込期間に係る最低申込金額は10万ユーロ相当の米ドル額以上の金額とします。申込みは米ドル単位で行われ、1口当たり100米ドルの価格で計算された口数の受益証券が割り当てられます。

（ｂ）継続申込期間

一申込者当たりの継続申込期間に係る最低申込金額は10万米ドルの口数以上の金額とします。申込みは米ドル単位で行われ、該当する受益証券1口当たりの価格で計算された口数の受益証券が割り当てられます。（ただし、販売取扱会社はこれと異なる最低申込単位を定めることがあります。具体的な申込単位については、後記「（８）申込取扱場所」に記載する販売取扱会社にお問い合わせください。）

（７）申込期間

（ａ）当初申込期間

2026年10月26日（月）から2026年11月17日（火）まで

（ｂ）継続申込期間

2026年11月18日（水）から2027年12月28日（火）まで

（注）申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されることがあります。

（８）申込取扱場所

Teneo Partners株式会社

本店：〒104-0031 日本国東京都中央区京橋3-3-2 小松ビル3F

ホームページ・アドレス：<https://www.teneopartners.co.jp/>

販売・買戻取次会社の本店及び支店

（９）払込期日

（ａ）当初申込期間

投資者は、2026年11月17日（火）の午後3時（日本時間）までに申込金額を日本における販売取扱会社に支払います。ただし、販売取扱会社は、それぞれこれと異なる払込期日を定めることがあります。具体的な払込期日については、前記「（８）申込取扱場所」に記載する販売取扱会社にお問い合わせください。

申込金額は、日本における販売会社によって、2026年11月25日の午後5時（香港時間）までにファンド口座に払い込まれます。

（ｂ）継続申込期間

投資者は、各申込日の5ファンド営業日前に当たるファンド営業日から起算して日本における1営業日前の午後3時（日本時間）までに申込金額を販売取扱会社に支払います。ただし、販売取扱会社は、それぞれこれと異なる払込期日を定めることがあります。具体的な払

込期日については、前記「（８）申込取扱場所」に記載する販売取扱会社にお問い合わせください。

申込金額は、日本における販売会社によって、各申込日の５ファンド営業日前に当たるファンド営業日の午後５時（香港時間）までにファンド口座に払い込まれます。

(10) 払込取扱場所

上記「（８）申込取扱場所」に同じです。

(11) 振替機関に関する事項

該当事項はありません。

(12) その他

① 申込証拠金はあります。

② 引受等の概要

(イ) 日本における販売会社は、管理会社および受託会社との間で締結した日本における受益証券の販売および買戻しに関する契約に基づき、日本において受益証券の募集を行います。

(ロ) 日本における販売会社は、直接または販売・買戻取次会社からの取次ぎを通じて間接に受けた受益証券の買付申込みおよび買戻請求を管理事務代行会社へ取次ぎます。

(ハ) 管理会社は、代行協会員としてTeneo Partners株式会社を指定しています。

(注) 「代行協会員」とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、目論見書の販売取扱会社への送付、受益証券の１口当たり純資産価格の公表、決算報告書等の販売取扱会社への送付等の日本証券業協会が関連規則に定める代行業務を行う日本証券業協会の会員をいいます。

③ 申込みの方法

日本においては、2026年11月17日の午後３時（日本時間）、当初申込期間経過後は該当する申込日の５ファンド営業日前のファンド営業日から起算して日本における１営業日前の午後３時（日本時間）、または販売取扱会社が別に定めるこれより早い日時までに、販売取扱会社により取扱いが行われます。

受益証券の申込みを行う投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款（以下、併せて「口座約款」といいます。）を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。

申込代金は、口座約款に従い、米ドルまたは円貨で支払うものとします。円貨で支払われた場合における米ドルへの換算は、販売取扱会社が申込代金を受領した日または日本におけるその翌営業日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとします（ただし、販売取扱会社が別途取り決める場合を除きます。）。

④ 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

① ファンドの目的および基本的性格

グローバル・セレクト・トラスト（以下「トラスト」といいます。）は、オジェ・グローバル・トラスティー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」といいます。）とアルテミス・アドバイザリー・パートナーズ・リミテッド（以下「管理会社」といいます。）との間で2026年9月8日付で締結された信託証書（以下「信託証書」といいます。）に基づき設定されたオープン・エンド型のアンブレラ型ファンドであり、2026年9月9日にケイマン諸島の信託法に基づく免税信託として登録されています。

トラストはアンブレラ型ファンドとして設定されており、トラストの資産は複数の異なったサブ・ファンドに分離されています。サブ・ファンドに帰属する資産は、当該サブ・ファンドの目的のためにのみ使用することができます。各サブ・ファンドは、それぞれ固有の投資目的、投資戦略および投資制限を有します。特定のサブ・ファンドについて、複数のクラスの受益証券が募集される場合があり、それぞれ異なる条件が適用されることがあります。ただし、同一のサブ・ファンドに関連するすべてのクラスは、当該サブ・ファンドの投資目的、投資戦略および投資制限に従って、共同して投資されます。

受託会社および管理会社は、随時、新たなサブ・ファンドを設定することができます。

アルベマール・ SHIPPING・トラスト（以下「ファンド」といいます。）は、受託会社と管理会社との間で2026年9月8日付で締結された、信託証書に対する追補信託証書（以下「追補信託証書」といいます。）に基づき、トラストのサブ・ファンドとして設定されました。

ファンドは、受益者が共同して投資を行うことができるよう、投資ファンドとして組成されています。ファンドは、その資産の大部分を、サブ・ファンド間で責任が分離された有限責任のアンブレラ型アイルランド集団資産運用ビークルであり、アイルランド法に基づき設立され、登録番号C455852を有するKenure ICAVのサブ・ファンドであるAlbemarle Shipping Fund（以下「ポートフォリオ・ファンド」といいます。）に投資します。ポートフォリオ・ファンドの投資目的は、海運セクターおよびこれに関連する業種の企業ならびに金融商品への投資からなる積極的に運用されるポートフォリオを通じて、絶対リターンを提供することです。

ファンドについて、信託金の限度額は定められていません。

ファンドの基準通貨は米ドルです。

② ファンドの特色

ファンドは、日本証券業協会のガイドラインに基づく「特化型運用ファンド」に該当します。特化型運用ファンドとは、投資対象に支配的な銘柄が存在する、または存在することとなる可能性が高い投資信託をいいます。支配的な銘柄とは、一の発行体が発行する証券がファンドの投資資産の10%を超える場合に、当該銘柄は支配的とみなされます。

ファンドは、主としてポートフォリオ・ファンドが発行する投資証券への投資を行うことを目的としますので、ファンドには支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が非常に高いです。その結果、ポートフォリオ・ファンドまたはその関連会社のいずれかの債務不履行、経営・財務の悪化が生じた場合には、ファンドに大きな損失が発生することがあります。

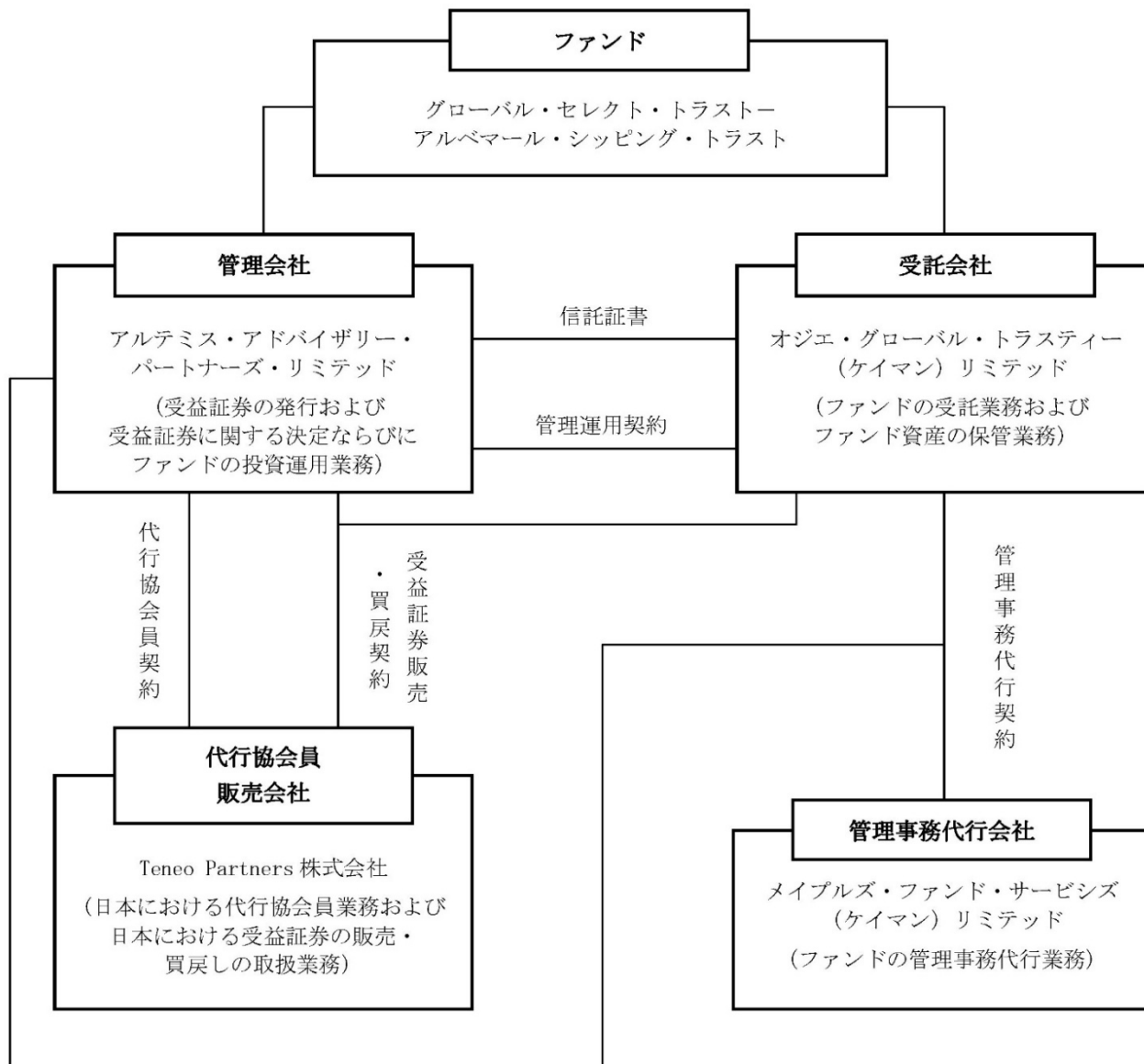
(2) ファンドの沿革

2022年 7 月 5 日 管理会社設立

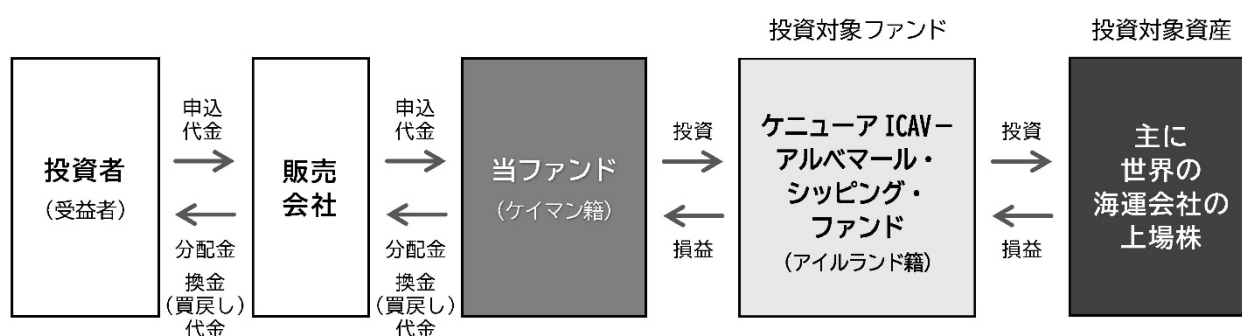
2026年 9 月 8 日 基本信託証書および追補信託証書締結

(3) ファンドの仕組み

① ファンドの仕組み



ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ」方式で運用を行います。詳細は、後記「2 投資方針、（1）投資方針」を参照してください。



② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名 称	ファンドの 運営上の役割	契約等の概要
アルテミス・アドバイザー・ パートナーズ・リミテッド (Artemis Advisory Partners Ltd)	管理会社	受託会社との間で2026年9月8日付基本信託証券および2026年9月8日付追補信託証券（以下総称して「信託証券」といいます。）を締結。ファンド資産の運用、管理、受益証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定しています。 また、管理会社および受託会社との間の2026年9月21日付管理運用契約（注1）に基づき、ファンド資産の投資運用業務および受益証券の発行業務を行います。
オジエ・グローバル・トラスティー（ケイマン）リミテッド (Ogier Global Trustee (Cayman) Limited)	受託会社	受託会社と管理会社の間で信託証券を締結。ファンド資産の運用、管理、受益証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定しています。
メイプルズ・ファンド・サービス（ケイマン）リミテッド (Maples Fund Services (Cayman) Limited)	管理事務 代行会社	受託会社、管理会社および管理事務代行会社との間の2026年9月25日付管理事務代行契約（注2）に基づき、ファンドの管理事務代行業務を行います。
Teneo Partners株式会社	代行協会員 日本における 販売会社	代行協会員と管理会社との間の2026年10月1日付代行協会員契約（注3）に基づき、代行協会員業務を行います。 管理会社、受託会社および日本における販売会社との間で2026年9月18日付受益証券販売・買戻し契約（注4）に基づき、日本における受益証券の販売業務を行います。

（注1）管理運用契約とは、管理会社が、ファンドのために、投資運用業務、一般的な資産管理業務および受益証券の発行業務を行うことを約した契約です。

（注2）管理事務代行契約とは、管理事務代行会社が、ファンドのために、以下のサービスを提供することを約した契約です。
受益証券の発行、譲渡および買戻しに係る事務処理、ファンドの受益者名簿の管理、ファンドの純資産価額および1口当たり純資産価格の算定、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止手続の実施、トラストの財務諸表の作成その他の

管理事務代行業務。

- (注3) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、目論見書の販売取扱会社への送付、受益証券の1口当たり純資産価格の公表、決算報告書等の販売取扱会社への送付等の日本証券業協会が関係規則に定める代行業務を提供することを約した契約です。
- (注4) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社および受託会社によって任命された日本における販売会社が、日本における募集の目的で受益証券を日本の法令・規則および目論見書に従って販売することおよび受益者からの買戻注文を管理会社に取り次ぐことを約した契約です。

③ 管理会社の概要

(i) 設立準拠法

管理会社は、ケイマン諸島の法律に準拠して設立された会社です。

(ii) 事業の目的

管理会社が設立された目的には何ら制限がなく、管理会社は、ケイマン諸島の会社法に定めるとおり、いかなる法律によっても禁止されていない目的を遂行するための完全な権限を有します。

(iii) 資本金の額

2026年9月9日現在、100米ドル（16,002円）です。

(iv) 会社の沿革

2022年7月5日 管理会社設立

(v) 大株主の状況

(2026年9月9日現在)

名 称	住 所	所有株式数	発行済株式数 に対する比率
Alastair Loxton	ケイマン諸島、KY1-9006、カナ・ベイ、マーケット・ストリート10番、スイート924	100株	100%

(4) ファンドに係る法制度の概要

準拠法の名称

トラストは、ケイマン諸島法に基づき組成され、ケイマン諸島の信託法（改訂版）（以下「ケイマン信託法」といいます。）に基づく免税信託として登録されています。トラストは、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づく規制対象ミューチュアル・ファンドとして登録します。ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）によるトラストの登録の承認後、トラストに関してCIMAが発行する登録証明書には、該当する登録書類が提出された日付が記載されます。

トラストは、アンブレラ型ユニット・トラストとして設定されています。ファンドは、トラストのサブ・ファンドとして組成されています。また、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づくトラストの登録についてCIMAの承認を受けた後、ファンドも、ミューチュアル・ファンド法上、トラストのサブ・ファンドとして登録されます。

準拠法の内容

① ケイマン諸島信託法

ケイマン諸島の信託法は、基本的に英国の信託法に倣っており、この分野に関する英国の信託法上の広範な法体系を採用しています。また、ケイマン信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。

ケイマン信託法に基づき、受託会社は、一般的な忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明義務を負います。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者としなない旨宣言した、受託会社の法定の宣誓書が登録料と共にケイマン諸島の信託登記官に届け出られます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者および信託財産について、最長50年間、課税の対象とならない旨の約定を取得することができます。

免税信託は、当初手数料および年次手数料を信託登記官に支払わなければなりません。

② ミューチュアル・ファンド法

後記「（6）監督官庁の概要」の記載をご参照下さい。

（5）開示制度の概要

① ケイマン諸島における開示

（イ）ケイマン諸島金融庁（CIMA）に対する開示

以下に記載する開示義務は、規制対象ミューチュアル・ファンドについて生じるものであり、トラストがCIMAにより規制対象ミューチュアル・ファンドとして正式に登録された場合に限り、ファンドに適用されます。

ファンドは、英文目論見書を作成しなければならず、当該英文目論見書には、重要な点において受益証券に関する事項を記載するとともに、投資予定者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づき判断するために必要なその他の情報を記載しなければなりません。英文目論見書には、CIMAが2020年5月付で定めた「規則―目論見書の内容―規制対象ミューチュアル・ファンド」に定める情報を記載し、ファンドの純資産価額算定方針を開示しなければなりません。英文目論見書は、ファンドおよびそのサービス提供者に関する所定の詳細事項とともに、CIMAに提出されるものとします。

ファンドは、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、各会計年度末から6か月以内に監査済み財務諸表を提出しなければなりません。ただし、CIMAが認める場合には、当該期間を延長することができます。監査人は、監査の実施過程において、ファンドが以下のいずれかに該当するとの情報を得た場合、またはその疑いを抱いた場合、CIMAに報告する法的義務を負います。

- （i） 債務を期日に履行できない、またはその可能性があること。
- （ii） 投資者または債権者の利益を害するような方法で、事業を遂行し、もしくは遂行しようと意図していること、または事業の任意解散をしていること。
- （iii） 適正な監査が可能な程度の十分な会計記録を維持せずに事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。
- （iv） 詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。
- （v） ミューチュアル・ファンド法もしくはその下位規則、金融庁法（改正済）およびマネー・ロンダリング規則（改正済）またはミューチュアル・ファンド法に基づく免許もしくは登録の条件に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。

ファンドの監査人は、ケイマン諸島のKPMGエルエルピーです。ファンドの会計監査は、国際財務報告基準（IFRS）に基づいて行われます。

ファンドは、ファンドの英文目論見書に記載された情報またはCIMAに提出された所定の詳細事項に重要な影響を及ぼす変更があった場合、当該変更の日から21日以内に、該当する変更後の英文目論見書または変更後の所定の詳細事項を提出しなければなりません。

ファンドは、各会計年度末から6か月以内に、監査済み財務諸表およびファンド年次申告書をCIMAに提出しなければなりません。ただし、CIMAが認める場合には、当該期間を延長す

ることができます。ファンドの会計年度は、毎年6月30日、または管理会社と協議の上受託会社が随時決定する当該年のその他の日に終了するものとします。

(ロ) 受益者に対する開示

各会計年度に関するファンドの年次報告書および監査済み財務諸表は、当該会計年度終了後、実務上可能な限り速やかに、かつ、いかなる場合も当該会計年度終了後6か月以内に、各受益者に送付されます。これに加えて、受益者には、ファンドの月次の未監査財務諸表が提供されます。

適用ある秘密保持に関する規定に従うことを条件として、信託証書、ファンドに関する信託証書の追補信託証書、受託会社がファンドに関してその他のサービス提供者を選任するために締結した契約（ただし、管理事務代行契約および販売契約については、それぞれファンドの管理事務代行会社および販売会社の同意を得た場合に限り閲覧することができます。）ならびにファンドの最新の監査済み財務諸表（存在する場合）は、土曜日、日曜日および祝日を除く各日の通常の営業時間中、いつでも、受託会社の登録事務所において、無料で閲覧することができます。また、その写しを無料で入手することができます。

② 日本における開示

(イ) 監督官庁に対する開示

(i) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書に関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）等において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をE D I N E T等において閲覧することができます。

(ii) 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンドの受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投資信託法」といいます。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投資信託法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

(ロ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を、書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実、販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は電磁的方法によりファンドの代行協会であるTeneo Partners株式会社のホームページにおいて提供されます。ただし、運用報告書（全体版）は、受益者からの請求があった場合には、書面により交付されます。

（６）監督官庁の概要

本項におけるトラストおよびファンドの規制上の地位ならびにCIMAによる監督に関する記載は、トラストがCIMAにより規制対象ミューチュアル・ファンドとして正式に登録された場合に限り適用されます。

トラストは、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づくミューチュアル・ファンドとして登録し、また、同法に基づき規制されます。トラストは、免許を取得することも、免許を取得したミューチュアル・ファンドの管理事務代行会社を選任することも要求されません。これは、いずれのサブ・ファンド（ファンドを含みます。）についても、投資予定者が購入できる持分の最低合計額が80,000ケイマン諸島ドルまたはその他の通貨によるその相当額以上となるためです。

ミューチュアル・ファンド法に基づくトラストの当初登録に関連して、受託会社は、ミューチュアル・ファンド法により要求されるファンドの英文目論見書の写しおよび当該英文目論見書に関する所定の詳細事項をCIMAに提出します。当該登録は、CIMAまたはケイマン諸島のその他の規制当局が英文目論見書または受益証券の募集を承認したことを意味するものではありません。受託会社は、トラストを代理して、所定の当初登録手数料も支払います。

ミューチュアル・ファンド法に基づくファンドに関する受託会社の継続的な義務は、以下のとおりです。(i) ファンドの英文目論見書またはファンドに関してCIMAに提出された所定の情報に変更があった場合、その変更に関する所定の詳細事項をCIMAに提出すること、(ii) 承認を受けた監査人による監査済みの財務諸表および年次申告書を毎年CIMAに提出すること、ならびに(iii) 所定の年次手数料を支払うこと。

規制対象ミューチュアル・ファンドとして、トラスト（ファンドおよびその他のサブ・ファンドを含みます。）は、CIMAの監督を受けます。CIMAは、いつでも、受託会社に対し、ファンドの財務諸表を監査に付し、指定された期間内に当該財務諸表をCIMAに提出するよう指示することができます。CIMAによる監督上の要請に従わなかった場合、多額の罰金が科される可能性があります。CIMAは、一定の事由が発生した場合に、一定の措置を講じる広範な権限を有しています。例えば、CIMAは、規制対象ミューチュアル・ファンドについて、以下のいずれかに該当すると認める場合、広範な措置を講じる権限を有しています。

- (a) 支払期限が到来した債務を履行することができない、または履行することができなくなるおそれがある場合
- (b) ミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則（改訂版）のいずれかの規定に違反した場合
- (c) 投資者または債権者に不利益を及ぼす方法で事業を行っている、事業を行おうとしている、または任意に事業を清算している場合
- (d) 適切かつ適正な方法で管理されていない場合
- (e) 取締役、管理者または役員として選任されている者が、それぞれの職務に就く者として適切かつ適正な者ではない場合

CIMAの権限には、特に以下のものが含まれます。(i) 受託会社および／または管理会社の交代を要求する権限、(ii) トラストまたは該当するサブ・ファンドの費用負担により、トラス

トおよび各サブ・ファンドの業務を適切に遂行するための助言を受託会社に対して行う者を選任する権限、(iii) トラストまたは該当するサブ・ファンドの費用負担により、トラストおよび各サブ・ファンドの業務を管理する者を選任する権限（トラストおよび／またはサブ・ファンドの事業を終了させることを目的とする場合を含みます。）、(iv) ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの登録を取り消し、または当該登録に条件を付す権限。CIMAは、その他の救済措置も利用することができ、これには、その他の措置について承認を得るためにケイマン諸島の裁判所に申立てを行う権限、およびCIMAが指定する方法でトラストの業務を再編成するよう受託会社に要求する権限が含まれます。

CIMAは、ミューチュアル・ファンド法およびケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則（改訂版）を含む、ケイマン諸島の一定の規制法令および規則に定める規定にファンドが違反した場合、ファンドに対して多額の行政上の罰金を科す裁量権を有します。また、当該違反について同意もしくは黙認した取締役もしくは役員、またはその懈怠に起因することが立証された取締役もしくは役員に対しても、行政上の罰金を科す裁量権を有します。かかる行政上の罰金をファンドが支払う場合、ファンドは、当該罰金およびこれに関連する手続に係る費用を負担するものとします。

オジェ・グローバル・トラスティー（ケイマン）リミテッドは、トラストおよびファンドの受託会社を務めています。受託会社は、オジェ・グローバル（ケイマン）リミテッドが100%保有する「支配子会社」です。オジェ・グローバル（ケイマン）リミテッドもケイマン諸島において有限責任会社として設立されており、CIMAに正式に登録され、ケイマン諸島の法令に基づく信託ライセンスを保有し、CIMAの規制を受けています。信託ライセンスの保有者の支配子会社であるため、受託会社は個別にライセンスを取得する必要はありません。

2 投資方針

(1) 投資方針

投資目的

ファンドの投資目的は、その資産の大部分をKenure ICAVのサブ・ファンドであるAlbemarle Shipping Fund（以下「ポートフォリオ・ファンド」といいます。）に投資することにより、絶対リターンを提供することです。ポートフォリオ・ファンドの投資目的は、海運セクターおよびこれに関連する業種の企業および金融商品への投資からなる積極的に運用されるポートフォリオを通じて、絶対リターンを提供することです。

ファンドは、現在Finex LLP（以下「ポートフォリオ・ファンド運用会社」といいます。）が運用するポートフォリオ・ファンドのみに投資します。ポートフォリオ・ファンド運用会社は、英国において設立された有限責任パートナーシップであり、登録上の所在地は70 Gracechurch Street, London, England, EC3V 0HRです。ポートフォリオ・ファンド運用会社は、英国金融行為規制機構、米国証券取引委員会および米国商品先物取引委員会の認可を受け、その規制に服しています。また、アイルランドで認可された投資ファンドの投資運用会社として業務を行うことについて、アイルランド中央銀行から承認を受けています。Will Homan-Russell氏がポートフォリオ・ファンドのリード・ポートフォリオ・マネージャーを務めています。同氏は、海運セクターの分析および投資において20年以上の経験を有しています。同氏は2018年にAlbemarle Ship Investments LLPを共同設立し、同社は2021年にポートフォリオ・ファンドにシード投資を行いました。Homan-Russell氏は引き続きリード・ポートフォリオ・マネージャーを務め、ポートフォリオ・ファンドに係るすべての投資判断を担当しています。James Whitehorn氏は、Homan-Russell氏によるポートフォリオ・ファンドの投資運用をサポートするとともに、主要な非投資業務を監督しています。

管理会社がこれらの投資目的を達成できる保証はありません。また、管理会社およびファンドは、自ら何らの支配権も有しないポートフォリオ・ファンド運用会社の運用成果に大きく依存することとなります。ファンド、受託会社および管理会社は、ポートフォリオ・ファンドまたはそのポートフォリオ企業の方針もしくは経営上の意思決定を指示することはできず、一定の限定的な投資家としての権利を除き、ファンドは、ポートフォリオ・ファンドに対して純粋に受動的な間接投資の立場にあります。

投資戦略

ファンドは、ファンドの運営費用に充当するため現金で保有する資産を除き、その資産の全部または大部分を、ポートフォリオ・ファンドのクラスA米ドル建て株式に投資します。ポートフォリオ・ファンドの株式は、毎月最初のファンド営業日に、またはポートフォリオ・ファンドの取締役が決定するその他の日に申込みが可能です。

ファンドは、ポートフォリオ・ファンドへの投資を目的として設定されています。したがって、いずれの受益者も、ファンドへの投資を行うことにより、かかる投資を承諾し、確認したものとみなされ、かかる投資先の選定に関する請求についてのみを理由として、管理会社に対して何らの請求を行うことはできません。

ポートフォリオ・ファンドの英文目論見書によれば、ポートフォリオ・ファンドは、世界各国の海運セクターおよびこれに関連する業種の企業の株式および金融商品に投資します。特定の業種または地域にあらかじめ定められた投資対象の重点はありませんが、銘柄選択により、特定の業種または地域への投資が集中する場合があります。ポートフォリオ・ファンドは、海運セクターおよびこれに関連する業種に関連する株式に焦点を当てたロング・ショート戦略を採用しています。ポートフォリオ・ファンドのポートフォリオは積極的に運用されており、その運用収益は、特定のセクターまたは指数と連動することは想定されていません。

ポートフォリオ・ファンドは、主として、株式、債券、優先証券（ハイブリッド証券）および信用関連証券を含む譲渡可能証券に投資します。投資は、原油、石油製品および鉄鉱石を対象とする

取引所取引商品デリバティブ、取引所取引株式デリバティブ、店頭取引および取引所取引の商品先物、スワップ、運賃先物契約、取引所取引クレジット商品ならびに通貨、現金および現金同等物への投資を含む、さまざまな金融商品を通じて行われる場合があります。

ポートフォリオ・ファンドは、オルタナティブ・クレジット、スペシャル・シチュエーション取引および資産担保証券（ローンおよびモーゲージを含みます。）を含む非上場資産に投資することができます。このような投資は、投資時点におけるポートフォリオ・ファンドの純資産価額の20%を超えないものとします。

ポートフォリオ・ファンドは、レバレッジを利用したロングまたはショートのエクスポージャーを得るために、トータル・リターン・スワップ、オプション、先物、クレジット・デフォルト・スワップその他のデリバティブ（取引所取引および店頭取引）を利用することがあります。グロス方式に基づき計算されたレバレッジの最大水準は、ポートフォリオ・ファンドの純資産額の400%であり、コミットメント方式に基づき計算されたレバレッジの最大水準は、ポートフォリオ・ファンドの純資産額の300%です。なお、レバレッジの最大水準は、投資制限または禁止事項ではなく、随時変更されることがあります。

ポートフォリオ・ファンドは、上場投資信託、マネー・マーケット・ファンドおよびクローズド・エンド型ファンドを含む他の集団投資スキームに投資することができます。他の集団投資スキームへの投資は、原則として、ポートフォリオ・ファンドの純資産価額の50%を上限としますが、一定の場合には、アイルランド法上のオルタナティブ投資ファンドとしてポートフォリオ・ファンドに適用される規則を遵守することを条件として、この上限を超えることがあります。ポートフォリオ・ファンドは、それ自体が純資産の50%を超えて他の集団投資スキームに投資することができる集団投資スキームに対して、その純資産価額の50%を超えて投資することはできません。

ポートフォリオ・ファンドに関する販売条件およびその詳細の概要は、ポートフォリオ・ファンドの英文目論見書の日付時点でのみ作成されていて、これらは受益者に通知することなく、随時、ポートフォリオ・ファンドの英文目論見書および設立文書に従って変更される場合があります。

本書は、ポートフォリオ・ファンドに関する販売条件およびその詳細の完全な概要または開示を行うものではなく、また、そのような完全な概要または開示を意図するものでもありません。

上記に要約した投資戦略は、管理会社が現時点で意図しているものを示すものです。証券市場および経済全般の状況や動向に応じて、適用される法令または規制に従うことを条件として、本書に記載されているか否かを問わず、異なる投資戦略または投資手法が採用または用いられる場合があります。上記および下記の記載には、金融市場その他の事項に関する仮定および意見が含まれており、また、これらに基づいていますが、その正確性を保証することはできません。投資戦略が投資目的を達成することについて、何ら保証されるものではありません。

借入れ

受託会社は、必要に応じて、買戻請求を満たす目的で、または費用を支払う目的で、借入れを行うことができます。また、管理会社は、信託証書および管理運用契約に基づき付与された権限に従い、必要に応じて、買戻請求を満たす目的で、または費用を支払う目的でファンドにかかる借入れを行わせることができます。ただし、本ファンドによる現金の借入れは、原則として、いかなる時点においても純資産価額の10%を超えないものとします。

為替ヘッジおよび取引

ファンドまたは管理会社が為替ヘッジを行うことは想定されていません。

（２）投資対象

前記「（１）投資方針」をご参照ください。

現在、ファンドの資産の10%以上を投資する予定である投資対象ファンドであるポートフォリオ・ファンドの概要は以下のとおりです。

ポートフォリオ・ファンドの名称

Kenure ICAV - Albemarle Shipping Fundが発行するクラスA米ドル建て株式

ポートフォリオ・ファンドの基本運用方針

世界各国の海運セクターおよびこれに関連する業種の企業の株式および金融商品に投資。詳細は前記「(1) 投資方針」をご参照ください。

ポートフォリオ・ファンドの主要な投資対象

ポートフォリオ・ファンドは、主として、株式、債券、優先証券（ハイブリッド証券）および信用関連証券を含む譲渡可能証券に投資します。詳細は前記「(1) 投資方針」をご参照ください。

ポートフォリオ・ファンドの管理会社の名称

Carne Global Fund Managers (Ireland) Limited

(3) 運用体制

管理会社の運用体制

組織

管理会社は、2022年7月5日にケイマン諸島で設立された免除会社であり、ケイマン諸島の証券投資事業法に基づく「登録者」としてCIMAに登録されているほか、米国証券取引委員会（以下「米国SEC」といいます。）に免除レポーティング・アドバイザーとして届出を行っています。管理会社の取締役会は、Alastair Loxton（最高投資責任者兼唯一の株主）、Alan de SaramおよびLauren Christieで構成されています。管理会社の業務は取締役会によって運営されており、独立した執行委員会は設置されていません。コンプライアンス、マネー・ロンダリング防止、情報技術その他これらに類する支援機能は、第三者のサービス提供者に外部委託しており、ケイマン諸島において業務上の支援を受けています。

内部規制

管理会社は、CIMAおよび米国SECが要求するところに従い、コンプライアンス・マニュアル、マネー・ロンダリング防止方針、利益相反方針および外部委託方針を含む、取締役会の承認を受けた一連の詳細な書面による方針および手続を整備しています。

内部統制

マネー・ロンダリング防止コンプライアンス・オフィサー、マネー・ロンダリング・レポーティング・オフィサーおよび副マネー・ロンダリング・レポーティング・オフィサーを選任し、CIMAに届け出ています。また、マネー・ロンダリング防止担当者は、毎年少なくとも1回、取締役会に出席しています。投資者、取引先および委任先については、LexisNexisを利用してスクリーニングを行っています。内部コンプライアンス・レビューは、最高投資責任者から独立して実施しており、マネー・ロンダリング防止体制については、専門のコンプライアンス会社による外部の独立した監査を実施しています。また、管理会社の財務諸表については、ビーディーオー ケイマン リミテッド (BDO Cayman Limited) による年次監査を受けています。

意思決定および監督

取締役会は、管理会社に関するすべての事項について、会議における過半数による決議または全取締役による書面決議により決定します。各取締役は、各会議の開始時に、新たに生じた利益相反について確認し、その申告内容は議事録において本管理会社の利益相反登録簿に記録されます。取引について利害関係を有する取締役は、当該利害関係が事前に開示されている場合に限り、当該取引について議決権を行使することができます。

受託会社および管理事務代行会社

2026年9月8日付の信託証書に基づき、受託会社および管理会社は、両方でトラストおよびファンドについて全般的な責任を負い、一定の管理事務機能については管理事務代行会社に委任してい

ます。信託証書に基づき、管理会社は、ファンドの資産運用および受益証券の発行について責任を負います。いずれの委任先も管理会社と関係を有していません。管理会社は、受託会社が受益証券保有者決議による同意を取得することを条件として受託会社により、または受益証券保有者が受益証券保有者決議により、いずれの場合も信託証書に基づき管理会社に対して90日以上前に書面による通知を行うことにより、解任され、後任の管理会社を指定することができます。管理会社は、外部委託管理台帳を通じて両者を監督しており、当該台帳には、委任された業務、これを規律する契約、選任前に実施したデュー・ディリジェンスおよび定期的なレビューの実施状況が記録されています。また、サービス上の問題が発生した場合には、取締役会に報告されます。

(4) 配分方針

ファンドの投資から生じる収益または利益が、クラスA受益証券に係る分配として分配されることは予定されていません。ただし、受託会社が、管理会社と協議の上、そうすることが適切であると判断した場合には、将来のいかなる時点においても分配を宣言することを妨げるものではありません。分配が宣言される場合には、信託証書に従って支払われます。

ファンドの投資プログラムは投機的なものであり、ファンドへの投資について重大な損失またはその全部を失うリスクを含む重大なリスクを伴います。ファンドの投資目的が達成されること、またはその投資プログラムが成功することについて、何ら保証されるものではありません。投資者は、ファンドを全体的な投資プログラムを補完するものとして検討し、これに伴うリスクを取る意思がある場合に限り、投資を行うべきです。詳細については、後記「3. 投資リスク」をご参照ください。

(5) 投資制限

ファンドは、資産の運用に関して、特定の投資制限を設けていません。ただし、ファンドは、以下の事項を遵守するものとします。

- (a) 上記に記載された投資目的および投資戦略に従った投資方針を採用します。
- (b) 空売りの結果、ファンドの勘定で空売りされた証券の時価総額が当該空売りの直後にファンドの純資産価額を超えることになる場合には、空売りを行いません。
- (c) 借入れの結果、借入れの未返済総額がファンドの純資産価額の10%を超えることになる場合には、借入れを行うことはできません。ただし、他のファンド（ポートフォリオ・ファンド等）との合併等の特別な状況においては、かかる制限を一時的に超えることができます。
- (d) 取得の結果、管理会社が運用するすべての投資ファンド（ファンドを含みます。）が合計で保有する一の発行会社（投資法人を除きます。）の議決権付株式の総数が、当該発行会社のすべての発行済議決権付株式の総数の50%を超えることになる場合には、当該発行会社の株式を取得することはできません。
- (e) 価格の透明性を確保するための措置が講じられている場合を除き、私募証券、非上場証券その他の流動性に欠ける資産について、取得の結果、かかる資産の総額がファンドの純資産総額の15%を超えることになる場合には、かかる資産を取得しません（上記の割合は、取得時の価格または現在の市場価格のいずれかに基づいて算出することができます。）。
- (f) 投資対象の購入、投資の実行または追加の結果、ファンドの資産価額の50%超が、金融商品取引法第2条第1項に定義される「有価証券」の定義に該当しない資産で構成される場合、かかる投資対象の購入、投資の実行または追加を行うことはできません。
- (g) 受益者の利益を害するか、または、ファンドの資産の適正な運用に反する取引（管理会社または受益者以外の第三者の利益を図る取引を含みますが、これに限定されませ

ん。)を行うことはできません。

- (h) 金融商品取引法第2条第20項に定めるデリバティブ取引および類似取引（新株予約権証券、権利証券またはオプションを表示する証券もしくは証書、選択権付債券売買および商品投資等取引を含みます。）の残高に係る、金融商品取引業者に対する自己資本比率規制における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（VaR方式）の市場リスク相当額の算出方法を参考に用いたリスク量は、ファンドの純資産価額の80%を超えないものとします。上記の目的において、「内部管理モデル方式（VaR方式）」および「自己資本比率規制」の意味は、日本の金融庁の規則で定められる意味に従うものとします。

上記の制限は、ファンドのレベルで適用されます。

ファンドは、日本証券業協会のガイドラインに基づく「特化型運用ファンド」に該当します。特化型運用ファンドとは、投資対象に支配的な銘柄が存在する、または存在することとなる可能性が高い投資信託をいいます。支配的な銘柄とは、一の発行体が発行する証券がファンドの投資資産の10%を超える場合に、当該銘柄は支配的とみなされます。

ファンドは、主としてポートフォリオ・ファンドが発行する投資証券への投資を行うことを目的としますので、ファンドには支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が非常に高いです。その結果、ポートフォリオ・ファンドまたはその関連会社のいずれかの債務不履行、経営・財務の悪化が生じた場合には、ファンドに大きな損失が発生することがあります。

本書の日付現在、ポートフォリオ・ファンドについては、ポートフォリオ・ファンドの英文目論見書に記載されている以下の投資制限が適用されます。

- ・ポートフォリオ・ファンドは、発行体の経営に対して重要な影響力を行使することを可能とする議決権付株式を取得することはできません。
- ・ポートフォリオ・ファンドは、いずれか一つの規制対象外ファンドに、その純資産価額の50%を超えて投資することが制限されています。
- ・ポートフォリオ・ファンドが、ポートフォリオ・ファンド運用会社またはその関係法人が運用する集団投資スキームに投資する場合、購入時手数料または買戻し手数料は免除されます。
- ・ポートフォリオ・ファンドは、債務証券の発行を通じて一般公衆から資本を調達することはできません。

投資制限は、ポートフォリオ・ファンドによる取得の時点で適用されます。

ポートフォリオ・ファンドがその投資戦略、投資目的もしくは投資制限、またはその販売条件のいずれかを更新もしくは変更する場合、ファンドおよび管理会社は、英文目論見書について対応する更新を行う義務を負わず、また、受益者に通知する義務を負いません。

3 投資リスク

(1) リスク要因

ファンドへの投資には重大なリスクが伴います。ファンドの投資対象の性質上、以下に掲げるものを含む一定のリスクが存在するほか、管理会社は、追加的なリスクを伴う投資手法を利用する場合があります。ファンドの投資目的が達成されることについて、何ら保証はありません。投資予定者は、ファンドへの投資が自身にとって適切であるか否かを判断するにあたり、以下に掲げる要因その他の要因を慎重に検討する必要があります。以下に要約するリスク要因において、ファンドによる投資またはファンドの投資活動への言及は、文脈上必要な場合には、ファンドが投資するポートフォリオ・ファンドについて、ポートフォリオ・ファンド運用会社が当該ポートフォリオ・ファンドのために行う投資および投資活動を含むものとします。したがって、かかる投資および投資活動に関連するリスクは、ファンドによるポートフォリオ・ファンドへの投資を通じて、間接的にファンドおよびその投資家に影響を及ぼす可能性があります。

いずれのリスク要因におけるトラスト（ファンドを含みます。）の規制上の地位およびCIMAによる監督に関する記載も、トラストがCIMAにより規制対象ミューチュアル・ファンドとして正式に登録された場合に限り適用されます。

トラストおよびファンドの仕組みに関連するリスク

規制枠組みおよび制限

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づく規制対象のミューチュアル・ファンドであり、CIMAの監督を受けています。また、日本における受益証券の公募のために、金融商品取引法に基づき関東財務局に有価証券届出書を提出しており、また、投資信託法に基づき金融庁に外国投資信託に関する届出を提出する予定です。ファンドは、日本法に基づく継続的な開示および報告義務も遵守する必要があります。上記を除き、トラストは、その他のいずれの法域の法律に基づいても登録する必要はありません。その結果、他の法域の証券法（投資家に一定の規制上の保護を提供する場合があります。）は、原則として適用されません。したがって、受益者は、自国の法域またはその他の関連する法域の証券法によって付与される規制上の保護をすべて受けられるとは限りません。

投資ファンドの事業上および規制上のリスク

投資ファンドを取り巻く規制環境は変化しており、ファンドの存続期間中に生じる法令、税制および規制上の変更が、ファンドに悪影響を及ぼす可能性があります。かかる変更により、管理会社が、それまでであれば利用できたはずのレバレッジを得る能力や、投資戦略を遂行する能力が悪影響を受ける可能性もあります。また、証券市場および先物市場は、包括的な法令、規制および証拠金要件の適用を受けています。規制当局、自主規制機関および取引所は、市場に緊急事態が発生した場合、異例の措置を講じる権限を有しています。デリバティブ取引およびかかる取引を行うファンドに対する規制は、法制度として発展途上の分野であり、政府または司法当局の措置によって変更される可能性があります。将来の規制変更がファンドに及ぼす影響は、重大かつ不利なものとなる可能性があります。

クラス間およびサブ・ファンド間の債務負担

ファンドの帳簿上、各クラスについて、ファンドの資産および負債を該当するクラスに配分するための個別の記録が作成されます。ただし、あるクラスに帰属する負債が当該クラスの資産を超える場合、債権者は、他のクラスに帰属する資産に対しても権利を行使することができる場合があります。信託証書の規定に従い、トラストの資産、負債または偶発債務について、受託会社が特定のサブ・ファンドに帰属するものではないと判断した場合、当該資産、負債または偶発債務（該当するもの）は、受託会社が別の配分方法がより適切であると判断しない限り、各サブ・

ファンドの純資産価額に応じて、すべてのサブ・ファンドに按分して配分されます。これは、ファンドの活動とは関係のない債務について、ファンドが負担する可能性があることを意味します。

受益証券の流動性の低さ

受益証券が日本において公募される場合であっても、受益証券は、いずれの証券取引所にも上場されず、受益証券について確立された市場も存在しません。受益証券について活発な流通市場が形成されることは想定されておらず、投資家は、いつでも、公の市場または流通市場において受益証券を売却し、その他の方法で処分することができるとは期待すべきではありません。受益証券は、原則として自由に譲渡することを意図したものではなく、日本人に対して日本における公募により公募・販売された受益証券について、日本人間で行われる譲渡を除き、受託会社の事前の書面による同意なく譲渡することはできません。当該同意は、受託会社の完全な裁量により拒否されることがあります。また、すべての譲渡は、本書に記載される譲渡制限に従うものとします。したがって、投資予定者は、買戻しによる場合を除き、投資期間の全期間にわたって受益証券を保有する準備をしておく必要があります。なお、一定の場合には、買戻しが停止されることがあります。

現物による申込

特別な状況において、管理会社の裁量により、証券と引換えに受益証券が発行される場合があります。この場合、当該証券について過大評価または過小評価が生じるリスクがあります。

運用実績の欠如

ファンドには、投資予定者がファンドへの投資を行う前に評価することのできる運用実績がありません。ファンドの投資成果は、管理会社の運用の成功に依存しており、この点についていかなる保証または表明もなされていません。ファンドの投資目的が達成されることについて、何ら保証はありません。

受益証券保有者の権利の制限

ファンドへの投資は、受動的な投資とみなされるべきものです。受益者は、ファンドの日常的な業務運営に参加する権利を有しません。したがって、受益者は、ファンドの運用またはサービス提供者の選任および解任について、何らの支配権も有しません。ただし、管理会社の解任および後任の管理会社の選任には、受益者決議による承認が必要です。

監査による留保の不存在

受益証券の買戻しに際して、買戻価格は、監査を受けていない1口当たり純資産価格に基づいて算定されます。したがって、買戻しを行う受益者に支払われる買戻代金は、買戻価格が監査済みの1口当たり純資産価格に基づいて算定された場合に当該受益者が受け取ったであろう買戻代金を上回る場合もあれば、下回る場合もあります。支払われた買戻代金が、買戻価格が監査済みの1口当たり純資産価格に基づいて算定された場合の金額を上回る場合、そのような過払いにより、ファンドに対応する悪影響が及ぶ可能性があります。

独立した法律顧問の不存在、責任および独立した検証の不存在

オジェ法律事務所（以下「オジェ」といいます。）は、ケイマン諸島法に関する事項について、受託会社の法律顧問を務めています。オジェは、ファンドの投資家を代理するものではなく、受益者を代理する独立した法律顧問も選任されていません。オジェは、管理会社による行為または不作為（管理会社がガイドライン、方針、投資制限もしくは適用法令を遵守しているか否か、またはその投資活動の選択、適切性もしくは妥当性を含みます。）、あるいはファンドに関して選任された管理事務代行会社、会計士、カストディアン／プライム・ブローカーその他のサービス提供者による行為または不作為について、責任を負いません。英文目論見書は、管理会社および販売会社から提供された情報に基づいて作成されています。オジェは、当該情報について独立した検証を行っていません。

大規模な買戻しが及ぼす可能性のある影響

ファンドの1名または複数の投資家が、一時期に多額の買戻しを行った場合、管理会社は、かかる買戻しに必要な現金を調達するため、通常であれば望ましいと考えるよりも速やかにポジションを清算する必要性が生じる可能性があります。このような状況において、管理会社は、有利な条件でポジションを清算することが困難となる可能性があり、その結果、ファンドの資産価値が低下し、または投資戦略が阻害される可能性があります。ファンドの投資対象を売却するための時間的制約がある場合、管理会社は、買戻請求に応じるため、通常であれば得られた可能性のある金額を下回る金額で投資対象を売却することを余儀なくされる可能性があります。受託会社は、受益証券の買戻しを行う目的で借入れを行うことができ、当該借入れの返済のための担保として資産を差し入れることができます。このような場合、残存する受益者が、かかる借入れに係る費用およびリスクを負担することになります。

管理会社の退任または解任、および後任の管理会社の選任の不成立

信託証書に従い、管理会社が退任または解任された場合、適用される90日間の通知期間または移行期間内に後任の管理会社が選任されない限り、ファンドは終了するものとします。ただし、受託会社、管理会社および受益者との間の書面による合意により、当該期間が延長される場合を除きます。後任の管理会社の選任には、受託会社が、適切かつ適格であり、就任を承諾する意思のある法人を特定した上で、受益者決議による承認を取得することが必要です。このような事態が生じた場合に、これらの要件が90日間の期間内に満たされることについて、何ら保証はありません。その結果としてファンドが終了する場合、ファンドの資産を最適とはいえない時期に換価する必要性が生じる可能性があり、受益者は、自ら選択した時期および1口当たり純資産価格ではなく、その時点の投資価値を受け取ることになります。また、受益者は、終了に伴う費用を負担することとなり、管理会社の退任または解任に起因するファンド資産の積極的な運用の中断その他の混乱によって悪影響を受ける可能性があります。

投資対象の評価

投資対象の評価には、不確実性および判断を伴う決定が含まれる場合があります、かかる評価が誤っていることが判明した場合、1口当たり純資産価格に悪影響が及ぶ可能性があります。ポートフォリオ・ファンドは、原則として、その管理事務代行会社が提供する価格を用いて評価されます。一定の投資対象については、独立した価格情報を常に入手できるとは限りません。ファンドがかかる投資対象に付した価額が実際の価値と異なる場合、1口当たり純資産価格が過小評価または過大評価される可能性があります。評価は、信託証書および英文目論見書の規定に従い、誠実に行われます。

上記を踏まえると、ファンドがかかる投資対象を保有している間に、その受益証券の全部または一部を買い戻す受益者について、当該投資対象の実際の価値がファンドが付した価額を上回っている場合には、当該受益者が本来受け取るべき金額を下回る金額が支払われる可能性があります。同様に、当該投資対象の実際の価値がファンドが付した価額を下回っている場合には、かかる受益者に対して、実質的に過大な金額が支払われる可能性があります。さらに、当該投資対象の実際の価値がファンドが付した価額を上回っている場合、新たな受益者によるファンドへの投資（または既存の受益者による追加投資）によって、他の受益者にとっての当該投資対象の価値が希薄化する可能性があります。また、当該投資対象の実際の価値がファンドが付した価額を下回っている場合、新たな受益者（または追加投資を行う既存の受益者）が、本来支払うべき金額を上回る金額を支払うこととなる可能性があります。ファンドは、1口当たり純資産価格を遡及して調整する予定はありません。

ファンド、受託会社、管理会社または管理事務代行会社のいずれも、上記の手續に関連して誠実に用いられた価格または評価額が、ファンドの財産のいずれかの部分の価格または価値について、誤ったものであり、または不正確な推定もしくは判断であることが判明した場合であっても、

責任を負わないものとします。

不確実な税務上の取扱い

ファンドは、ファンド、トラストまたは将来設定される可能性のあるトラストのサブ・ファンドが、米国その他のいずれかの法域において事業または営業に従事しているものとして取り扱われること、またはその他の方法により、ファンド、トラストまたは将来設定される可能性のあるトラストのサブ・ファンドが、その所得および利益について純所得ベースで米国連邦所得税の課税対象となること、あるいはその他の税の課税対象となることがないよう、その業務を行うことを意図しています。ただし、税務当局が、ファンドが一定の税の課税対象となるような事業または営業に従事していると主張しないことについて、何ら保証はありません。投資予定者は、ファンドへの投資を行う前に、自らの税務アドバイザーに相談する必要があります。

主要人材への依存

ファンドの投資成果は、管理会社、その主要構成員および従業員の専門知識に大きく依存します。特に、ファンドの資産の運用を主として担当する主要な人材が、理由の如何を問わず退任または離職した場合、ファンドの運用成果に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

ファンドおよびポートフォリオ・ファンドの投資戦略または取引活動に関連するリスク

投資全般に関するリスク

すべての投資には、元本を失うリスクがあります。ファンドが投資するポートフォリオ・ファンドが取得および取引する投資対象の性質ならびにポートフォリオ・ファンド運用会社が採用する投資手法および投資戦略により、このリスクが高まる可能性があります。様々な政府機関による措置や国内外の政治的事象を含む、予測不可能な多数の事象により、市場が急激に変動する可能性があります。例えば、金利、インフレ率、業界の状況、競争、技術の進展、政治的事象および政治的動向、税法の変更、為替レート、規制政策、雇用および消費者需要その他無数の要因を含むマクロ経済環境の変化は、ポートフォリオ・ファンドの投資対象の運用成果、ひいてはファンドの運用成果に重大かつ悪影響を及ぼす可能性があります。これらの状況のいずれも、管理会社、ポートフォリオ・ファンド運用会社またはファンドのその他のサービス提供者の支配の及ぶところではありません。

ポートフォリオ・ファンド運用会社への依存

ファンドの運用成果は、最終的にはポートフォリオ・ファンド運用会社の投資判断に依存します。受益者は、ポートフォリオ・ファンド運用会社を選任、評価または交代させることができません。ポートフォリオ・ファンド運用会社の投資戦略が奏功しない場合、またはポートフォリオ・ファンド運用会社の主要な人材が退任し、もしくは業務を継続できなくなった場合、ファンドの投資に重大な悪影響が及ぶ可能性があります。また、ファンドは、ポートフォリオ・ファンド運用会社のリスク管理、コンプライアンスまたは業務運営に関する手続について、何らの支配権も有しません。

単一投資先ファンドの仕組み

ファンドは、その資産のほぼすべてをポートフォリオ・ファンドに投資します。したがって、ファンドの運用成果は全面的にポートフォリオ・ファンドの運用成果に依存します。受益者は、ポートフォリオ・ファンドの原投資対象について直接の権利を有せず、また、ポートフォリオ・ファンド運用会社が行う投資判断に影響を及ぼすこともできません。ファンドは、ファンドまたはその受益者の同意なく、ポートフォリオ・ファンドがその投資目的、投資戦略または投資制限を変更し、手数料体系を変更し、または買戻しを停止もしくは制限するリスクにさらされています。ポートフォリオ・ファンドの条件が、ファンドにとって有利なものであり続けることについて、何ら保証はありません。

海運セクターへの集中

ポートフォリオ・ファンドの投資戦略は、海運セクターおよびこれに関連する業種に重点を置いています。その結果、ファンドの投資は単一のセクターに高度に集中することとなり、用船料および船舶価値の変動、世界の貿易パターンおよび海上輸送需要の変化、燃料費の変動、規制上の動向（環境規制を含みます。）、国際海運航路に影響を及ぼす地政学的リスク、ならびに世界の船舶船隊における供給過剰または供給不足など、海運業界特有のリスクおよびその循環的な性質にさらされます。海運セクターは、歴史的に変動性が高く、用船料または船舶価値が低迷する期間が長期化する可能性があります。その結果、ポートフォリオ・ファンドに対するファンドの投資価値に重大な悪影響が及ぶ可能性があります。

買戻しの時期および流動性のミスマッチ

ファンドが買戻請求に応じる能力は、ポートフォリオ・ファンドに対するファンドの投資を買い戻し、対応する買戻代金を受領する能力に依存します。ポートフォリオ・ファンドの買戻条件（通知期間、買戻しの頻度ならびに適用されるゲートまたは繰延べを含みます。）は、ファンドの買戻条件と異なる場合があります。また、ファンドの買戻条件よりも厳しい制限が課される場合があります。ポートフォリオ・ファンドにおける買戻しは、一定の期間ごとにのみ認められており、所定の買戻期限までに事前に請求する必要があります。当該期限を経過した後は、買戻請求は原則として撤回することができず、次の買戻可能日に繰り越されます。また、ポートフォリオ・ファンドには買戻しに係るゲートが適用され、いずれかの買戻日において、その純資産価額の一定割合を超える買戻しについては、比例按分により減額され、以後の買戻日に繰り延べられる場合があります。また、一定の場合には、ポートフォリオ・ファンドの取締役が買戻しを全面的に停止することがあります。ポートフォリオ・ファンドにおける買戻しは、一定の期間ごとにのみ認められており、所定の買戻期限までに事前に請求する必要があります。当該期限を経過した後は、買戻請求は原則として撤回することができず、次の買戻可能日に繰り越されます。また、ポートフォリオ・ファンドには買戻しに係るゲートが適用され、いずれかの買戻日において、その純資産価額の一定割合を超える買戻しについては、按分比例により減額され、以後の買戻日に繰り延べられる場合があります。また、一定の場合には、ポートフォリオ・ファンドの取締役が買戻しを全面的に停止することがあります。その結果、ファンドによる買戻請求への対応が遅延する可能性があります。また、一定の場合には、ポートフォリオ・ファンドが買戻しを制限または繰り延べた場合、ファンドも買戻しを繰り延べることを余儀なくされる可能性があります。したがって、受益者は、希望する時期にその投資を換金できない可能性があります。買戻しについてゲートが適用され、繰り延べられ、または停止される可能性があるほか、予定していた買戻日より大幅に遅れて買戻代金を受領する可能性があります。また、受益者は、予想していた期間を超えてポートフォリオ・ファンドの運用成果にさらされ続ける可能性があります。

対応する買戻請求権を伴わないポートフォリオ・ファンドの評価

受益証券が買い戻される場合、その買戻価額は、ファンドがポートフォリオ・ファンドに対して行っている投資の純資産価額を反映したものとなります。ただし、ポートフォリオ・ファンドは、各買戻日において、ファンド自身による買戻しを認めない場合があります。この場合、ファンドは、受益者の受益証券が評価される買戻日から、当該買戻しを反映するためにファンド自身がポートフォリオ・ファンドから資本を引き出すことができる時点までの間、当該ポートフォリオ・ファンドに対する既存の投資の純資産価額の下落によるリスクを負担するとともに、その上昇による利益を得る可能性があります。

段階的な手数料体系

ファンドは、いわゆる「ファンド・オブ・ファンズ」型の投資戦略を採用しており、その資産の大部分をポートフォリオ・ファンドに投資します。管理手数料は、管理会社からファンドに対して直接請求されるほか、ポートフォリオ・ファンドの管理会社から間接的に請求されます。そ

の結果、ファンドおよび間接的にはファンドの投資家は、複数の管理手数料を負担することとなり、これには、単一の管理会社による投資において通常負担する手数料を合計額で上回る可能性のある成功報酬またはインセンティブ報酬が含まれる場合があります。同様に、第三者の投資運用会社が、単一の運用一任口座その他の取決めを通じてファンドの資産の一部の運用を行うために選任された場合、または管理会社がファンドの資産の一部の投資を補助させるためにサブ・アドバイザーもしくはサブ・マネージャーを選任した場合、当該投資運用会社、サブ・マネージャーまたはサブ・アドバイザーの運用報酬、成功報酬、費用および経費（ならびにファンドの資産にかかる運用に関連する費用および組成費用）は、ファンドの資産から支払われます。

ポートフォリオ・ファンド・レベルにおける情報開示の制限

受益者が、ポートフォリオ・ファンドの具体的な投資対象および取引活動に関する情報にアクセスする機会は限定されます。ファンドは、受益者に対して定期的な報告書を提供するよう努めますが、ポートフォリオ・ファンドの投資対象、リスク・エクスポージャーおよび運用成果の要因分析に関して利用可能な情報の詳細度は限定される場合があります。受益者は、ポートフォリオ・ファンドの投資ポートフォリオに関する限られた情報に基づいて投資判断を行うことになる点をあらかじめ認識しておく必要があります。

グローバル投資全般に関するリスク

ポートフォリオ・ファンドは、世界各地のフロンティア市場、新興市場および先進市場の有価証券に投資する場合があります。これらの市場における有価証券の価値は、発行国における政治情勢の変化によって大きな影響を受ける可能性があります。また、関係国の現政権は、国有化、収用、懲罰的な課税もしくは規制の賦課、または利息の支払いに対する源泉徴収税の賦課など、ポートフォリオ・ファンド、ひいてはファンドに悪影響を及ぼす可能性のある措置を講じる場合があります。多くのフロンティア市場諸国および、これより程度は低いものの、新興市場諸国の経済は、依然として近代的な発展の初期段階にあり、急激かつ予期しない変化の影響を受けやすい状況にあります。多くの場合、政府が経済に対して高度な直接的支配権を保持しており、突然かつ広範な影響を及ぼす措置を講じる可能性があります。また、多くのフロンティア市場および新興市場の経済は、少数の市場、場合によっては単一の市場に大きく依存しています。フロンティア市場および新興市場の国々では、高いインフレ率および高い金利の時期が生じる傾向があるほか、金利が大幅に変動する場合があります。このような市場における債券等の債務性投資の価値は、世界的な金利の変化、特に当該発行体の所在国における金利の変化に対して、極めて敏感に反応すると予想されます。

さらに、これらの資本市場の一部への投資には、確立された証券市場への投資には通常伴わない要因が関係する場合があります。これには、以下に関するリスクが含まれます。

- (a) 市場間の相違（市場によっては、価格変動性が高く、また相対的に流動性が低い可能性を含みます。）
- (b) 統一された会計、監査および財務報告の基準、実務ならびに開示要件が存在しないこと、ならびに政府による監督および規制がより限定的であること
- (c) 為替管理規制が適用される可能性、または投資および資本の本国送金に対する制限

市場リスク

ファンドの投資プログラムの相当部分の収益性は、ポートフォリオ・ファンドが保有する投資対象の将来の価格変動の方向性を正確に評価できるかどうかによって大きく左右されます。ポートフォリオ・ファンド運用会社がこれらの価格変動を正確に予測できることについて、何ら保証はありません。ポートフォリオ・ファンド運用会社は、ロング・ポジションおよびショート・ポジションの利用その他の方法により市場リスクの軽減を試みる場合がありますが、市場リスクは常に一定程度存在し、ときには重大なものとなる可能性があります。

さらに、ポートフォリオ・ファンドが投資する金融商品について市場流動性が低下した場合、

ファンドに悪影響が及ぶ可能性があり、これによりポートフォリオ・ファンド運用会社がポジションを調整する能力が損なわれる可能性があります。ポジションの規模が大きい場合、かかる金融商品の市場流動性の低下による影響が増幅される可能性があります。市場全体のレバレッジの変化、プライム・ブローカーが利用可能なレバレッジの水準を引き下げる決定をしたことに伴うデレバレッジ、または他の市場参加者が同一もしくは類似のポジションを清算することも、ポートフォリオ・ファンドのポートフォリオ、ひいてはファンドに悪影響を及ぼす可能性があります。ポートフォリオ・ファンドが保有する投資対象の中には、活発に取引されていないものもあり、そのような投資対象の評価には不確実性が伴う場合があります。

取引相手方および決済に関するリスク

ポートフォリオ・ファンドが行う可能性のある一部の投資の性質上、ポートフォリオ・ファンドは、取引の相手方がその義務を履行する能力に依存する場合があります。かかる相手方が何らかの理由によりその義務を履行しなかった場合、ポートフォリオ・ファンドは損失を被る可能性があります。これによりファンドの投資価値に悪影響が及ぶ可能性があります。したがって、ポートフォリオ・ファンドは、取引を行う相手方について信用リスクにさらされることになります。また、ポートフォリオ・ファンドは、清算機関および取引所による決済不履行のリスクも負担します。取引相手方による債務不履行または決済不履行が生じた場合、ポートフォリオ・ファンド、ひいてはファンドに重大な悪影響が及ぶ可能性があります。

ポートフォリオ・ファンドに対する支配権の不存在

ファンドは、その資産の大部分をポートフォリオ・ファンドに投資します。ポートフォリオ・ファンドは第三者のファンド運用会社によって運用されており、管理会社および受託会社は、ポートフォリオ・ファンドに対する支配権または監督権限を有しません。ファンドは、ポートフォリオ・ファンド運用会社またはポートフォリオ・ファンドが投資する投資先企業の行為を支配することができないものと想定されています。ファンドがその投資から得る収益は、ポートフォリオ・ファンドおよびその運用の成果に依存します。ファンド、受託会社および管理会社は、ポートフォリオ・ファンドまたはその投資先企業の方針もしくは経営上の意思決定を指図することができず、一定の限定的な投資家としての権利を除き、ファンドは、ポートフォリオ・ファンドに対して純粋に受動的な間接投資ポジションを有するにとどまります。

原投資対象の価格変動

ポートフォリオ・ファンドが投資する債務証券、株式および株式類似証券の価値は、変動する可能性があります。企業およびサブリンの発行体の債務ならびに成長企業その他の企業の株式への投資が、最終的に成功することについて、何ら保証はありません。さらに、ファンドは、インフレ、景気後退、一般的な金利水準の変化その他の市場環境によるリスクにさらされます。これらは、管理会社の支配の及ばないものであり、ファンドの運用成果に悪影響を及ぼす可能性があります。

運用リスク

ポートフォリオ・ファンド運用会社の投資戦略は、一定の制約を受けながら実施されるため、意図した成果を生み出さないリスクがあります。また、ファンドの運用成果はポートフォリオ・ファンド運用会社の投資判断に依存しており、ポートフォリオ・ファンド運用会社の投資戦略によってポートフォリオ・ファンドの投資目的が達成されることについて、何ら保証はありません。また、受益者は、一定の場合には、管理会社、ポートフォリオ・ファンド運用会社、ファンドまたは受益者のいずれも、ポートフォリオ・ファンドが保有する有価証券について議決権を有しない場合があることに留意する必要があります。

債務証券

ポートフォリオ・ファンドは、債務証券に投資することが認められています。ポートフォリオ・ファンドが投資する可能性のある確定利付証券の価値は、金利の変動に応じて変動します。

また、一定の確定利付証券の価値は、信用力、政治的安定性または経済政策の健全性に対する市場の認識に応じて変動する可能性があります。確定利付証券には、発行体はその債務に係る元本および利息の支払いを履行できないリスク（すなわち、信用リスク）があり、また、金利感応度、発行体の信用力に対する市場の認識および市場全般の流動性などの要因による価格変動リスク（すなわち、市場リスク）があります。債務証券の信用リスクを評価することには不確実性が伴います。これは、世界各国の信用格付機関が異なる基準を用いているため、国をまたいだ比較が困難であるためです。また、クレジット・スプレッド市場は非効率かつ非流動的であることが多く、金融商品の評価に用いる割引スプレッドを正確に算定することが困難となる場合があります。これらの市場の参加者は、債務証券の特定の発行体が元本および利息の支払いを適時に行う能力について懸念を抱く可能性があり、または、特定の債務証券についてマーケット・メイクを行う金融機関が秩序ある市場の形成・維持を行う能力について懸念を抱く可能性があります。こうした懸念により、特定の有価証券または確定利付市場全体および関連するデリバティブ市場において、価格変動性が高まり、流動性が低下する可能性があります。流動性の欠如その他の信用市場における不利な状況により、ファンドが投資する債務証券を売却する能力、または適切な債券を発見して購入する能力が損なわれる可能性があります。

発行体固有のリスク：信用リスク

債券への投資には、発行体が元本および／または利息の支払いを適時に行うことができない、またはこれを行う意思がない場合の信用リスクが伴います。個別の有価証券または特定の種類の有価証券の価値は、市場全体よりも大きく変動する可能性があります、市場全体の価値とは異なる値動きをする可能性があります。ポートフォリオ・ファンドが保有する有価証券について格下げまたは債務不履行が生じた場合、ポートフォリオ・ファンドの運用成果、ひいてはファンドの運用成果に影響を及ぼす可能性があります。また、ポートフォリオ・ファンドの運営者は、発行体が外国法の適用を受ける可能性があることから、発行体に対する権利を行使する際に困難または遅延に直面する可能性があります。一般に、信用格付けが低い債券または格付けを取得していない債券は、より高い信用リスクにさらされます。有価証券の信用格付けは、格付機関による発行体の信用力に関する見解を示すものであり、当該発行体の将来の信用状況を保証するものではありません。格付機関は、発行体が借入金を返済する能力を判断することにより、その信用力を評価しようとしています。格付機関は、発行された有価証券の市場価値が変動するリスクを評価するものではありませんが、有価証券の市場価値の変動は、発行体に付与された格付けの影響を受ける可能性があります。特に、発行体の信用格付けが引き下げられた場合、当該発行体の債券の市場価値に悪影響が及ぶ可能性があります。ポートフォリオ・ファンドが保有する固定利付証券の発行体について債務不履行または信用格付けの引下げが生じた場合、ポートフォリオ・ファンドの純資産価額、ひいてはファンドの純資産価額に悪影響が及ぶ可能性があります。無担保で発行される債券については、担保に対する権利がなく、関連する発行体のその他の無担保債務と同順位となります。そのため、発行体が破産した場合、発行体の資産の清算によって得られる金銭は、すべての担保付債権が全額弁済された後に初めて、債務証券の保有者に支払われることになります。したがって、ポートフォリオ・ファンドは、債務証券の発行体に対する無担保債権者として信用リスクにさらされることになり、ファンドは、ポートフォリオ・ファンドへの投資を通じて、このリスクを間接的に負担します。

金利リスク

一般に、債務証券などの金利リスクを有する投資対象の価値は、金利の動きとは反対方向に変動します。金利が上昇した場合、そのような有価証券の価値は下落する可能性があります。通常、債務証券の満期またはデュレーションが長いほど、金利の変化が当該証券の価格に及ぼす影響は大きくなります。したがって、ポートフォリオ・ファンドが保有する債務証券の金利リスクに対する感応度は、当該証券のデュレーションが長くなるにつれて高まり、これによりファンドの投

資産価値に悪影響が及ぶ可能性があります。また、ポートフォリオ・ファンドは、関係する政府当局による財政政策上の施策およびこれらの施策に対する市場の反応による影響を受ける可能性があります。

グローバル投資

国際投資には、為替レートの変動、政治上または規制上の動向、経済の不安定性および情報開示の透明性の欠如など、一定のリスクが伴います。また、1つまたは複数の市場における有価証券は、流動性が限定される場合があります。

新興市場

新興市場の有価証券への投資には、先進国市場への投資に一般的に伴うリスクよりも大きい、流動性の低さおよび価格変動性などの一定のリスクが伴います。新興市場諸国における経済発展の程度、政治的安定性、市場の厚み、インフラ、資本規模、税制および規制当局による監督は、一般に、より発展した国々と比べて十分に整備されていません。

為替リスク

ファンドは、その資産のほぼすべてをポートフォリオ・ファンドに投資します。ポートフォリオ・ファンドの表示通貨は米ドルであり、利用可能な唯一のクラスであるクラスA（米ドル建）の表示通貨も米ドルで、為替ヘッジは行われていません。ポートフォリオ・ファンドの基準通貨は米ドルです。ファンドのエクスポージャーは米ドル建ての投資ビークルへの投資を通じて取得されるため、為替リスクは主としてポートフォリオ・ファンドのレベルで生じます。ポートフォリオ・ファンドは、世界各地の海運セクターおよびこれに関連する業種の企業の株式ならびに金融商品、通貨、現金および現金同等物に投資しており、その原投資対象は、米ドル以外の通貨建てである場合があります。米ドルと、ポートフォリオ・ファンドの原投資対象の表示通貨との間の為替レートの変動により、ポートフォリオ・ファンドの資産価値が悪影響を受ける可能性があります、その結果、より多額の手数料等を負担することとなり、または純資産価額が変動する可能性があります。

ポートフォリオ・ファンドの当該クラスについては為替ヘッジが行われておらず、ポートフォリオ・ファンド運用会社も当該クラスについて為替ヘッジを行いません。したがって、いかなる為替エクスポージャーについても、その影響が軽減または排除されることについて、何ら保証はありません。投資者は、不利な為替変動がポートフォリオ・ファンドのレベルで管理または相殺されるものと想定すべきではありません。

これらの為替変動による影響は、まずポートフォリオ・ファンドが負担します。ただし、ファンドの収益はポートフォリオ・ファンドへの投資から得られるため、為替変動に起因してポートフォリオ・ファンドの資産価値または純資産価額が減少した場合、ファンドの投資価値、ひいては受益者が保有する持分の価値に間接的な影響が及びます。したがって、受益者は、ファンドのレベルで当該リスクが管理されていない場合であっても、間接的に為替リスクにさらされる可能性があります。

受益者に関する情報の開示

受託会社、ファンド、管理会社、管理事務代行会社、管理事務代行会社の委託先、販売会社、またはこれらの各関係会社、もしくは受託会社、ファンドまたは管理会社のサービス提供者もしくは代理人は、随時、法令等により義務付けられる場合があります、または自己の単独の裁量により適切であると判断する場合には、ファンドおよび受益者に関する一定の情報（ファンドが保有する投資対象ならびに受益者の氏名または名称および実質的所有割合を含みますが、これらに限られません。）を、(i) 当該情報を開示する者について管轄権を有し、または管轄権を有すると主張する一定の法域の規制当局もしくは税務当局、またはファンドが直接もしくは間接的に投資を行っている法域の規制当局もしくは税務当局であって、かかる情報を要求するもの、または(ii) 管理会社もしくはファンドの取引相手方もしくはサービス提供者に対して、開示すること

を求められる場合があります。各受益者は、申込契約を締結することにより、当該受益者に関するかかる情報の開示について同意するものとします。

金融市場への政府の介入

過去の金融市場の不安定化を受け、世界各国の政府は、極端な価格変動が生じ、場合によっては流動性が不足している特定の金融機関および金融市場の一部を支援することを目的として、前例のない様々な措置を講じてきました。連邦政府、州政府その他の政府、その規制当局または自主規制機関は、ポートフォリオ・ファンドが投資する債務またはかかる債務に係る借入人に対する規制に、予測できない形で影響を及ぼす措置を講じる可能性があります。また、法令または規制により、ファンドまたはポートフォリオ・ファンドに適用される規制の内容が変更される可能性があります。かかる法令または規制により、ポートフォリオ・ファンドの投資対象の価値およびポートフォリオ・ファンドがその投資戦略を実施する能力に悪影響を与える可能性があります、その結果、ポートフォリオ・ファンドがその投資目的を達成する能力が制限され、または妨げられる可能性があります。これにより、ファンドにも悪影響が及ぶ可能性があります。

金融サービス業界全般、特にプライベート投資ファンドおよびその投資顧問業務については、立法および規制当局による監視が強まっています。かかる監視の強化により、ファンド、管理会社、ポートフォリオ・ファンドおよび／またはポートフォリオ・ファンド運用会社に関して、法務、コンプライアンス、管理その他これらに関連する負担および費用、ならびに規制当局による監督または関与が増加する可能性があります。また、ファンド、管理会社、ポートフォリオ・ファンドおよび／またはポートフォリオ・ファンド運用会社に適用される法令または規制の間に、曖昧さまたは抵触が生じる可能性があります。さらに、証券市場には、広範な法令、規制および証拠金要件が適用されます。米国SECを含む米国連邦政府および州政府の各種規制当局、自主規制機関ならびに取引所は、市場に緊急事態が発生した場合に、特別な措置を講じる権限を有しています。ファンド、管理会社、ポートフォリオ・ファンドおよび／またはポートフォリオ・ファンド運用会社を規制する米国または米国外の別の規則もしくは法令が採用される可能性があり、かかる規則または法令の適用範囲については予測することができません。ファンド、管理会社、ポートフォリオ・ファンドおよび／またはポートフォリオ・ファンド運用会社が、将来、規制当局による審査または処分の対象とならないことについて、何ら保証はありません。規制上の変更または動向がファンドに及ぼす影響により、その運用方法が変更される可能性があり、また、その影響は重大かつ悪影響を及ぼすものとなる可能性があります。

政府またはその機関は、金融機関から不良資産を取得し、また、当該金融機関の持分を取得する場合があります。政府によるこれらの資産の保有および処分が及ぼす影響は明らかではなく、かかるプログラムにより、ポートフォリオ・ファンドのポートフォリオに含まれる投資対象の流動性、評価および運用成果にプラスまたはマイナスの影響が及ぶ可能性があり、ひいてはファンドにも影響が及ぶ可能性があります。さらに、金融市場の価格変動性が高まることにより、ポートフォリオ・ファンドは、より大きな市場リスクおよび流動性リスクにさらされる可能性があるほか、ポートフォリオ・ファンドが保有するポートフォリオ内の金融商品の評価が困難となる可能性があります。これにより、ファンドの投資価値に悪影響が及ぶ可能性があります。

取引情報

ポートフォリオ・ファンド運用会社は、いかなる情報についても、その情報に誤りがないかを確認し、またはその正確性、真正性もしくは完全性を確認する義務を負いません。これには、ポートフォリオ・ファンド運用会社またはその関係会社以外の者（取引施設、中央清算機関その他これらに類する金融市場インフラを含みますが、これらに限られません。）から提供された情報が含まれます。

気候変動および低炭素経済への移行

気候変動は、幅広い事業および顧客ならびに社会全体に対してリスクをもたらします。気候変

動は、移行リスクおよび物理的リスクの双方という形でポートフォリオ・ファンドの投資対象に影響を及ぼす可能性があり、ひいてはファンドにも間接的な影響を及ぼします。移行リスクは、政策、規制および技術の変更などによる低炭素経済への移行に伴って生じます。短期間のうちに複数の法域において規制上の要求水準が急速に高まることが予想され、こうした新たな要件への適応に苦慮する企業については、投資対象に悪影響が及ぶ可能性があります。物理的リスクは、異常気象（暴風雨、熱波および鉄砲水など）の深刻度および／または発生頻度の増加、ならびにその他の気候関連事象（海面上昇、洪水、干ばつ、熱ストレスおよび山火事など）によって生じる可能性があります。ポートフォリオ・ファンドが投資する投資先企業は、その事業、業務または業績に悪影響を及ぼす可能性のある様々な要因の影響を受け、または将来的に受ける可能性があります。これには、資本プロジェクトについて多額の投資および高い資金調達コストが必要となること、多額の債務および支払利息、変動する可能性のある法令上および規制上の義務または要件を満たすための多額の費用、技術開発に係る費用および技術開発が意図した成果をもたらさず、潜在的に悪影響を生じさせる可能性、過剰な生産能力、必要な資材および熟練人材をめぐる競争またはその不足、関連するサービスの他の提供者との競争の激化、エネルギー保全政策の変更、変更、削減または撤廃される可能性のある補助金への依存、業務の中断ならびに当該セクターに対する市場センチメントの変化などが含まれます。

市場の価格変動性

市場は、時として大きく変動する可能性があり、ポートフォリオ・ファンドが保有する個々の有価証券その他の投資対象の価値は、発行体に関する動向、政治的または規制上の動向、市場動向、経済情勢その他の動向により、市場価値に広範な変化が生じた場合、これらの動向に関する一般の認識や投資家心理の悪化などに応じて、大幅に下落する可能性があります。ポートフォリオ・ファンド運用会社がポートフォリオのポジションをその市場価値がピークに達する前に売却した場合、ポートフォリオ・ファンドは、より良好な運用成果を得る機会を逸する可能性があります。これによりファンドに悪影響が及ぶ可能性があります。

信用リスクおよび投資適格未満の有価証券

信用リスクとは、有価証券の発行体が、支払期日に配当、利息および元本を支払うことができない、または支払う意思がないリスク、およびこれらの支払いを行う発行体の能力または意思に対する懸念により、有価証券の価値が下落する関連リスクをいいます。ポートフォリオ・ファンドは、米国の全国的に認知された統計的格付機関により投資適格未満の格付けを付与された有価証券と同等の信用力を有する投資適格未満の有価証券に投資する場合があるため、ポートフォリオ・ファンドについては信用リスクが高まる可能性があります。このような投資適格未満の有価証券は、一般に「ジャンク証券」または「ハイ・イールド証券」と呼ばれます。このような同等の信用力を有する有価証券は、通常、同程度の満期を有する投資適格証券よりも高い利回りが得られる可能性がある一方、配当または利息の支払いの繰延べ、債務不履行または破産の可能性を含む、より大きなリスクを伴い、発行体の配当もしくは利息の支払いおよび元本の返済能力について、主として投機的な性質を有するものとみなされています。また、同等の信用力を有するこれらの有価証券は、一般に、経済情勢および事業環境の悪化により市場価値が下落しやすく、発行体の他の債権者に対して無担保かつ劣後する場合があります。同等の信用力を有する投資適格未満の有価証券の市場価値は非常に変動しやすく、これらの金融商品は、一般に投資適格証券よりも流動性が低くなっています。ファンドによる投資はポートフォリオ・ファンドへの投資を通じて行われるため、ファンドは、ポートフォリオ・ファンドの投資対象へのエクスポージャーを通じて、これらのリスクを間接的に負担します。

セクター・リスク

ポートフォリオ・ファンドの投資戦略は、海運セクターおよびこれに関連する業種に集中しています。その結果、ファンドの投資は、世界の貿易量、運賃および用船料、船舶の需給、燃料費、

環境規制および海事規制、ならびに国際海運航路に影響を及ぼす地政学的要因の変化など、海運セクターに重大な影響を及ぼす動向の影響を特に受けやすくなっています。海運セクターは、市場全体よりも価格変動性が高く、市場全体とは異なる運用成果となる可能性があります。海運セクターに属するすべての企業が、経済的、政治的または規制上の事象に対して同様に反応する可能性があります、これにより、セクターが低迷する局面において損失が増幅される可能性があります。

デリバティブ・リスク

ポートフォリオ・ファンドは、証券、コモディティおよび指数に対するロングまたはショートのエクスโพージャーを取得するため、トータル・リターン・スワップ、オプション、先物、クレジット・デフォルト・スワップその他の取引所取引デリバティブおよび店頭（OTC）デリバティブを含むデリバティブを利用する場合があります。デリバティブには、株式や債券などのより伝統的な投資対象への投資に伴うリスクとは異なるリスクがあり、また、一定の点においては、より大きなリスクがあります。デリバティブは非常に複雑かつ価格変動性が高い場合があります、予期しない値動きをする可能性があります。デリバティブはレバレッジを生じさせる可能性があります、ポートフォリオ・ファンドは、投資した金額を超える損失を被る可能性があります。デリバティブの評価は困難な場合があります、また、時として流動性が著しく低くなる可能性があります。そのため、ポートフォリオ・ファンド運用会社は、特定の時点において、デリバティブのポジションを解消し、またはデリバティブを売却することができない場合や、想定した価格でこれを行うことができない場合があります。また、デリバティブとその基礎となる参照対象との間には、完全な相関関係が存在しない場合があります。一定のデリバティブには取引相手方リスクが伴います。これは、デリバティブの相手方が、必要な支払いを行わず、またはその他の方法でデリバティブの条件を遵守しないリスクをいいます。近時制定された法令により、デリバティブ市場に対する新たな規制が導入されることが求められており、これによりポートフォリオ・ファンドがその投資戦略を遂行する能力が制限される可能性があります。かかる規制の範囲および影響については、現時点では十分に明らかになっておらず、今後しばらくの間明らかにならない可能性があります。デリバティブに対する新たな規制により、デリバティブの利用コストが増加し、その利用可能性が制限され、またはその他の方法により、その価値もしくは運用成果に悪影響が及ぶ可能性があります。

以下では、一定の種類のデリバティブに関連する追加的なリスクについて説明します。

先渡契約 先渡契約には、1日当たりの価格変動に関する制限はありません。政府当局による外国為替規制の変更により、通貨に係る先渡契約の取引が制限される可能性があります。

先物取引 先物契約には、取引所が価格変動に制限を設ける可能性があります、その場合、ファンドが希望する時点でポジションを解消することが困難または不可能となるリスクがあります。このような制限がない場合、先物市場の流動性は、参加者が現物の受渡しを行うのではなく、反対売買を行うことに依存します。ポートフォリオ・ファンドが現物の受渡しを必要とする先物契約（例えば、一定の商品先物契約）を締結する場合、ポートフォリオ・ファンドが現物の受渡しを受け、または現物を引き渡すことができないことにより、ポートフォリオ・ファンドの運用成果、ひいてはファンドに悪影響が及ぶ可能性があります。

スワップ スワップに関する損失リスクは、一般に、ポートフォリオ・ファンドが契約上支払う義務を負う支払額の純額に限定されます。または、スワップの相手方が債務不履行に陥った場合には、ポートフォリオ・ファンドが契約上受領する権利を有する支払額の純額に限定されます。ただし、ポートフォリオ・ファンドがクレジット・デフォルト・スワップを売却する場合、損失リスクは当該スワップの想定元本全額に及ぶ可能性があります。現在では、一部のスワップについては、組織化された取引所または規制対象の取引施設を通じて取引され、規制対象の清算機関を通じて清算される場合があります。スワップ取引について組織化された取引所または市場が存在しない場合、特に市場が混乱した場合には、取引および評価が困難となる可

能性があります。スワップ取引について組織化された取引所または市場を利用することにより、スワップの取引または評価が容易になることが期待されますが、必ずしもそうなるとは限りません。ファンドは、ポートフォリオ・ファンドへの投資を通じて、これらのリスクを間接的に負担します。

リスク管理

リスクは、投資に不可欠な要素です。いかなるリスク管理プログラムによっても、ポートフォリオ・ファンドが不利な事象にさらされることを完全に排除することはできません。最善の場合でも、かかる事象、特にポートフォリオ・ファンドの投資プログラムに内在しないリスクによってポートフォリオ・ファンドが影響を受ける可能性を低減するにとどまります。ファンドは、ポートフォリオ・ファンドへの投資を通じて、これらのリスクを間接的に負担します。

買戻しに関するリスク

ファンドでは、大量の買戻請求が集中する期間が生じる可能性があります。その場合、管理会社は、ポートフォリオ・ファンドに対して、望ましくない時期に、または損失を被る価格もしくは低下した価値で買戻しを請求せざるを得なくなる可能性があります。買戻しに関するリスクは、市場が下落している場合または市場流動性が低下している場合に高まります。大量の買戻請求により、ファンドの運用成果に悪影響が及ぶ可能性があります。政府の政策変更等を原因として一般的な金利上昇が生じた場合、投資者が大規模に確定利付証券から資金を引き揚げる可能性があります。これにより、大量の確定利付証券を保有する投資信託からの買戻請求が増加する可能性があります。このような資金移動に加えて、ディーラーその他の機関投資家が確定利付証券を購入し、または保有する能力もしくは意思が低下した場合、確定利付証券市場の流動性が低下し、価格変動性が高まる可能性があります。

ポートフォリオ・ファンド・レベルにおけるレバレッジ

ポートフォリオ・ファンドは、デリバティブ、借入れその他の金融商品を利用することにより、相当程度のレバレッジを利用する場合があります。ポートフォリオ・ファンドにおけるレバレッジの最大水準は、グロス方式では純資産価額の400%、コミットメント方式では300%です。このレバレッジにより、ポートフォリオ・ファンドは、その自己資本を大幅に上回る資産を支配することになります。レバレッジは、ポートフォリオ・ファンドがレバレッジを利用して取得した投資対象から得る収益が、レバレッジのコストを上回る場合には、収益を増加させる可能性があります。一方で、レバレッジの利用により、ファンドは間接的に以下を含む追加的なリスクにさらされます。(i) レバレッジを利用しなかった場合と比較して、投資による損失が拡大するリスク、(ii) 証拠金請求または証拠金要件の変更により、投資ポジションの早期の清算を余儀なくされるリスク、および(iii) 投資対象から得られる収益が、レバレッジのコストと同等またはそれを上回る水準に達しない場合に、当該投資について損失が生じるリスク。ポートフォリオ・ファンドの資産価値が突然かつ急激に下落した場合、ポートフォリオ・ファンドは、その債務を履行するために必要な速さで資産を清算することができない可能性があります。その結果、ファンドが被る損失がさらに拡大する可能性があります。

サイバーセキュリティ・リスク

インターネット等の技術を利用して業務を行う機会が増加しているに伴い、ファンドおよびポートフォリオ・ファンドはいずれも、業務運営上のリスク、情報セキュリティ上のリスクその他これらに関連するリスクにさらされる可能性があります。一般に、サイバー・インシデントは、意図的な攻撃または意図せずに発生する事象によって生じる可能性があります。

サイバー攻撃には、これらに限られませんが、第三者が、資産もしくは機密情報を不正に取得し、データを破壊し、または業務運営を妨害する目的で、「ハッキング」または悪意のあるソフトウェア・コードの利用等により、デジタル・システムに不正にアクセスすることが含まれます。また、サイバー攻撃は、不正アクセスを必要としない方法によって行われる場合もあります。例

例えば、ウェブサイトに対するサービス拒否攻撃（ネットワーク・サービスを通常想定される利用者が利用できない状態にしようとする攻撃）がこれに該当します。

管理会社、ポートフォリオ・ファンド運用会社、管理事務代行会社、管理事務代行会社の委託先、販売会社その他のサービス提供者（ファンドおよび／またはポートフォリオ・ファンドの会計士、保管会社、名義書換代理人および金融仲介業者を含みますが、これらに限られません。）に影響を及ぼすサイバー・インシデントは、業務の中断を引き起こし、業務運営に影響を及ぼす可能性があります。これにより、ファンドおよび／またはポートフォリオ・ファンドがその有価証券その他の投資対象について取引を行い、またはその価値を評価する能力が妨げられ、取引が阻害され、受益者および／またはポートフォリオ・ファンドの株主が取引を行う能力が制限され、適用あるプライバシー関連法その他の法令に違反する可能性があります。その結果、金銭的損失、規制当局による罰金もしくは制裁金、レピュテーションの毀損、補償もしくはその他の賠償費用、または追加的なコンプライアンス費用が発生する可能性があります。

ポートフォリオ・ファンドが投資する有価証券の発行体、ポートフォリオ・ファンドが取引を行う取引相手方、政府その他の規制当局、取引所その他の金融市場運営者、銀行、ブローカー、ディーラー、保険会社その他の金融機関（受益者の金融仲介業者およびサービス提供者を含みます。）ならびにその他の関係者に影響を及ぼすサイバー・インシデントによっても、同様の悪影響が生じる可能性があります。さらに、将来のサイバー・インシデントを防止するために、多額の費用が発生する可能性があります。

ファンドおよび／またはポートフォリオ・ファンドのサービス提供者は、かかるサイバー・インシデントを防止するためのリスク管理システムおよびかかるサイバー・インシデントが発生した場合に備えた事業継続計画を整備している場合がありますが、これらのシステムおよび計画には固有の限界があり、これには、一定のリスクが事前に特定されていなかった可能性が含まれます。さらに、ファンドおよび／またはポートフォリオ・ファンドは、そのサービス提供者が整備しているサイバーセキュリティ対策およびシステム、またはその業務がファンドもしくはその受益者および／またはポートフォリオ・ファンドもしくはその株主に影響を及ぼす可能性のあるその他の第三者が整備しているサイバーセキュリティ対策およびシステムを管理することができません。その結果、ファンドおよびその受益者に悪影響が及ぶ可能性があります。

公衆衛生上の緊急事態およびその他の地政学的リスク

不安定な地政学的情勢および継続的なテロの脅威は、一般的な経済情勢、市場環境および市場流動性に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。また、深刻なパンデミックまたは自然災害により、世界、国または地域の経済が著しく混乱する可能性があります。これらの事象がポートフォリオ・ファンドの投資対象の価値、ひいてはファンドに及ぼす影響について、何ら保証はありません。既存または新たに発生する感染症もしくはパンデミックその他の公衆衛生上の緊急事態、またはその脅威は、ポートフォリオ・ファンドおよびその投資先企業に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。また、ファンドがその投資目的を達成する能力に悪影響を及ぼす可能性があります。

事業、テロおよび災害に係るリスクの引受け

ポートフォリオ・ファンドは、特定の資産、市場または事象に関連する様々なリスクを引き受ける機会について、随時検討する場合があります。ポートフォリオ・ファンドのポートフォリオは、ハリケーン、地震その他の自然災害、テロその他の壊滅的な事象、ならびに人々の健康または平均余命に悪影響を及ぼす可能性のある事象を含む様々な事象の発生により、直接的または間接的に負う可能性のあるエクスポージャーに起因する損失リスクにさらされています。かかる損失リスクは多額となる可能性があります。これらのリスクを引き受けることによりポートフォリオ・ファンドが受領する収益その他の利益（もしあれば）を大幅に上回る可能性があります。また、損失の規模によっては、ポートフォリオ・ファンドに対するファンドの投資価値に悪影響が及ぶ

可能性があります。

ウクライナ紛争／ロシア、イランおよび北朝鮮に対する制裁

ウクライナにおける軍事紛争は現在も継続しており、製造に係るサプライチェーンの混乱を通じて世界の商業活動に悪影響を及ぼすとともに、金融市場の著しい価格変動性の一因となっています。かかる混乱が地域および世界の経済に及ぼす長期的な影響およびその継続期間は不確実であり、一般的な経済情勢、市場環境および市場流動性に引き続き悪影響を及ぼす可能性があります。これにより、世界経済の減速が継続する可能性があり、ファンドおよびポートフォリオ・ファンドが利用できる投資機会に影響を及ぼす可能性があります。さらに、ケイマン諸島、米国、英国および一部の欧州諸国を含む多くの国々は、ロシア、ロシア人およびロシアと関係する企業に対して制裁を科しています。かかる制裁およびこれに対するロシアの対応が及ぼす影響は不確実ですが、これによりさらなる市場の混乱が生じ、ファンドもしくはポートフォリオ・ファンドの業務運営または運用成果、ならびに／またはファンドもしくはポートフォリオ・ファンドがその投資目的を達成する能力に悪影響が及ぶ可能性があります。世界各国による制裁措置は急速に変化しており、ファンドもしくはポートフォリオ・ファンドの潜在的な投資機会が制限され、または、ファンドもしくはポートフォリオ・ファンドの投資者、取引相手方その他の取引関係者のいずれかが制裁対象者となった場合には、ファンドもしくはポートフォリオ・ファンドのキャッシュ・フローもしくは流動性が混乱する可能性があります。また、ウクライナにおけるロシアの侵略戦争に対する制裁措置としてロシアを孤立させるために西側諸国が経済制裁を利用した結果、意図せざる影響として、ロシアと、一方ではイランおよび北朝鮮との関係が緊密化しており、後者の国々はウクライナにおけるロシアの戦争遂行を支援するための軍事装備を提供しています。その結果、ファンドおよび／またはポートフォリオ・ファンドは、制裁対象者が直接または間接的に関与する取引にエクスポージャーを有する可能性があります。これにより、ファンドおよび／またはポートフォリオ・ファンド（該当する場合）について、責任およびコンプライアンス上のリスクが生じる可能性があります。

本リスク要因の一覧は、ファンドへの投資を行う前に投資予定者が検討すべきリスクのすべてを網羅するものではありません。また、ファンドへの投資に伴うリスクについて、その全体を説明することを意図したものでもありません。投資予定者は、ファンドへの投資が、随時、例外的な性質を有するその他のリスクにさらされる可能性があることに留意する必要があります。投資予定者は、ファンドへの投資を決定する前に、英文目論見書を全文にわたって熟読するとともに、自らの法律、税務および財務のアドバイザーに相談する必要があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

仕組み

ファンドは、その資産の大部分をポートフォリオ・ファンドに投資します。管理会社は、原投資対象を選定または取引するものではないため、そのリスク管理は、ポートフォリオ・ファンドのモニタリングおよびファンド・レベルで適用される投資制限のモニタリングを中心としています。

選定およびモニタリング

投資に先立ち、管理会社は、ポートフォリオ・ファンドの英文目論見書、投資制限、レバレッジの上限、買戻条件、サービス提供者および監査済み財務諸表、ならびにポートフォリオ・ファンド運用会社の規制上の適格性を確認しました。取締役会は、当該ポートフォリオ・ファンド運用会社の選任を承認しました。管理会社は、純資産価額および運用成果に関する報告、定められた投資目的および投資制限の遵守状況、レバレッジ、監査済み財務諸表、ならびに条件、手数料、買戻しに関する取決めまたはサービス提供者に変更がないかについて、モニタリングを行います。

投資制限、集中投資および流動性

管理会社は、ファンドの投資制限の遵守状況をモニタリングしており、これには、借入額を純資産価額の10%以下とすること、および日本の金融庁が定めるVaR方式に基づきデリバティブ・リスクを純資産価額の80%以下とすることが含まれます。また、日本証券業協会のガイドラインに基づく「特化型運用ファンド」として、ポートフォリオ・ファンドおよびポートフォリオ・ファンド運用会社の財務状況、ならびにファンドとポートフォリオ・ファンドとの買戻条件の相違についてもモニタリングしており、これには、通知期間、ゲートおよび買戻しの停止権限が含まれます。

評価およびエスカレーション

管理事務代行会社は、各評価時点において純資産価額を算定し、ポートフォリオ・ファンドについては、その管理事務代行会社から提供された価格に基づいて評価を行います。管理会社は、その算定結果を確認します。投資制限への違反、評価上の問題およびポートフォリオ・ファンドにおける重要な変更については、取締役会にエスカレーションされます。

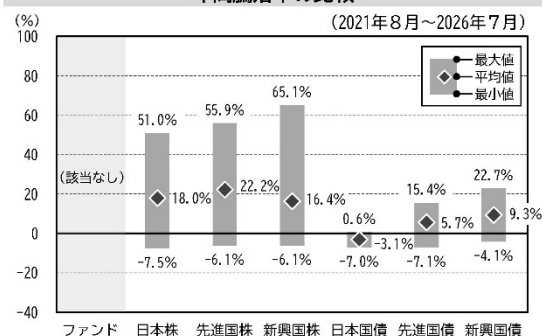
(3) リスクに関する参考情報

下記のグラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

ファンドの1口当たり純資産価格(分配金(課税前)再投資ベース)・年間騰落率の推移

ファンドは、運用を開始していないため、該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



出所：管理会社および指数提供会社のデータに基づいて小野・谷田部グローバル法律事務所が作成したものです。

※ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における1口当たり純資産価格（分配金（課税前）再投資ベース）を対比して算出されますが、ファンドは、運用を開始していないため、年間騰落率は算出されません。

※上記のグラフは、上記の5年間の各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出し、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。上記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成するものですが、ファンドは、運用を開始していないため、年間騰落率は算出されません。
※ファンドは代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

〈 代表的な資産クラスの指数およびその著作権等について 〉

資産クラス	指 数 名	指 数 の 概 要
日 本 株	Morningstar日本株式指数	Morningstar, Inc. が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。
先 進 国 株	Morningstar先進国株式指数 (除く日本)	Morningstar, Inc. が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。
新 興 国 株	Morningstar新興国株式指数	Morningstar, Inc. が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。
日 本 国 債	Morningstar日本国債指数	Morningstar, Inc. が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。
先 進 国 債	Morningstarグローバル国債指数 (除く日本)	Morningstar, Inc. が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。
新 興 国 債	Morningstar新興国ソブリン債指数	Morningstar, Inc. が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

※全て税引前の利子・配当込みの指数値を使用しています。海外資産の指数については、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数値を使用しています。

〈 重要事項 〉

当ファンドは、Morningstar, Inc.、又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc. が支配する会社（これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います）が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス（以下「Morningstarインデックス」と言います）の能力について、当ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。当ファンドとの関連においては、管理会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが管理会社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、管理会社又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの純資産価額及び設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの買戻し時の純資産価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び/又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、管理会社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害（逸失利益を含む）について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

日本国内における取得申込みについては、申込金額の3.85%（税抜3.5%）を上限として販売取扱会社の裁量により決定される申込手数料が申込金額に加算されます。申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等ならびに購入に関する事務手続の対価として販売取扱会社に支払われます。

（注1）円資金から米ドルに交換したうえでお申し込みの場合、別途、為替手数料がかかります。

（注2）手数料率は、消費税率に応じて変更となることがあります。

(2) 買戻し手数料

買戻し手数料は課されません。

(3) 管理報酬等

① 受託会社の報酬

受託会社は、その提供する受託業務の対価として、ファンドの資産から、年額16,000米ドルの報酬を受領する権利を有するものとし、当該報酬は、各暦年の最初のファンド営業日に1年分を前払いするものとします。ただし、初年度については、追補信託証書の締結日から日割計算によるものとし、当初販売期間の終了後30日以内に支払うものとします。かかる報酬は、受託会社が随時適用する約款および条件に従い、増額される場合があります。

受託会社は、ファンドの設立に関して、4,000米ドルの設立手数料も受領するものとします。当該手数料は、ファンドの初期費用となりますが、日本における販売会社のみが負担し、支払うものとします。

受託会社は、一定の継続的な業務および将来におけるファンドの終了に関して費やした時間ならびに負担した費用について、追加の報酬を受領するものとします。加えて、受託会社は、ファンドに関連して提供する事務管理業務について、受託会社が適用する時間単価に基づき、ファンドに対して報酬を請求することができるものとし、これに加えて、法務費用を含む費用および経費を請求することができるものとします。受託会社は、信託証書に基づく自己の職務を遂行するにあたり適切に負担したすべての実費について、ファンドから償還を受ける権利を有します。これには、ファンドの受託会社としての役割に関連して受託会社自身について、または受託会社に関して付保されている保険の費用、ならびに当該保険について支払われる保険料、免責額および自己負担額が含まれます。

ファンドに関するマネー・ロンダリング防止、CRSおよびFATCAの遵守に係るサービスは、受託会社の1つまたは複数の関係会社が提供します。かかるサービスに対する報酬は、受託会社の業務に係る報酬に追加して支払われるものとし、ファンドの資産から当該サービス提供者に支払われます。

② 管理会社の報酬

管理報酬

クラスA受益証券について、管理会社は、ファンド資産の管理業務の対価として、ファンドの資産から、25,000米ドルの12分の1に相当する額の固定の月額管理報酬が支払われるものとします。ただし、受益証券の最初の発行日から6か月を経過する前に、受託会社または受益者により管理会社が解任された場合（信託証書に定める正当な事由に該当する場合を除きます。この場合には、当該最低報酬は適用されません。）、受託会社は、ファンドの資産から、6か月間の全期間について、管理会社に対して月額報酬を支払うものとします。

管理報酬は、毎月後払いにより米ドルで支払われるものとします。管理会社が暦月の全期間

にわたり管理会社としての業務を行っていない場合、当該暦月について支払われる管理報酬は、管理会社が管理会社として業務を行っていた当該暦月中の期間に応じて日割り計算されるものとしします。

管理報酬は、各月の終了後、合理的に実務上可能な限り速やかに管理会社に支払われるものとしします。

成功報酬

管理会社に対してファンドの資産から成功報酬は支払われません。

管理会社に支払われるその他の報酬

管理会社は、ファンドの設立に関連して、ファンドについて一回限りの10,000米ドルのオンボーディングおよび文書レビュー手数料を受領する権利を有するものとしします。当該手数料は、ファンドの初期費用となりますが、販売会社のみが負担し、支払うものとしします。

各投資者は、申込みを行うことにより、以下の点について合意し、承認したものとみなされます。管理会社の報酬（管理報酬のリスク、仕組みおよび運営を含みますが、これらに限られません）について内容をレビューし、かかる報酬の取決めについて十分な開示がなされているか否かを検討した上で、管理運用契約の条件に基づき管理会社が受領する権利を有することとなる報酬が、ファンドのために必要なサービスを提供することに対する合理的な報酬を超えるものではないと判断したこと。

③ 管理事務代行会社の報酬

管理事務代行会社は、管理事務代行契約に従い、下表の料率に基づき、ファンドに関する管理事務代行業務を提供することの対価として、ファンドの資産から報酬を受領するものとしします。ただし、当該報酬は、この種のファンドについて通常適用される商業上の料率を超えないものとしします。

純資産総額	管理事務代行報酬 (年率)
5,000 万米ドル未満	0.05%
5,000 万米ドル～1 億米ドル	0.04%
1 億米ドル超	0.03%

上記の報酬は、管理事務代行契約の期間中、毎月、月末の純資産総額に基づき計算され、毎月発生し、米ドル建てで四半期ごとに後払いされるものとしします。

上記の報酬には最低年間報酬額が適用され、受託会社はサブ・ファンドの資産から管理事務代行会社に対して、契約期間開始後最初の12か月間は年間30,000米ドル、その後は年間36,000米ドル（以下「最低報酬額」といいます。）を支払うものとしします。

また、受託会社は、管理事務代行契約の開始日から最初の6か月間については、たとえ本契約が開始日から6か月経過前に終了した場合であっても、サブ・ファンドの資産から最低報酬額を支払う義務を負うものとしします。

上記の他、管理事務代行会社は、主に、以下の報酬および手数料を受領します。

- ・ ファンドに代り（またはファンドの名義で）行う送金一件につき 50米ドル
- ・ 年次財務書類および付随する報告書の作成サービスの対価として、一会計年度につき最大6,000米ドル（以下「財務書類作成報酬」という。）
- ・ 財務書類の監査に関する監査人との連絡調整サービスの対価として、1,500米ドル
- ・ マネー・ロンダリング防止および税務報告関連サービスの対価として、年5,000米ドル
- ・ 受託会社の会議に提出される報告書作成の対価として、報告書一件につき 1,000米ドル

また、管理事務代行会社は、必要な場合、トラストに関する透明性報告書の作成ならびにトラストの年次ファンド申告書の作成についても、別途手数料を受け取る権利を有します。

管理事務代行会社は、その職務を遂行するにあたり適切に負担したすべての合理的な実費について償還を受ける権利を有します。

最低報酬額、財務書類作成報酬およびその他一部の報酬は、管理事務代行契約の効力発生日の各応当日に、5%ずつ自動的に増額されるものとします。ただし、管理事務代行会社は、各増額について、受託会社および管理会社に対し、3か月以上前に書面による通知を行うものとします。その他の手数料については、管理事務代行会社が、受託会社および管理会社との書面による合意により、随時増額することができます。

また、管理事務代行会社は、例外的な事項に関して、受託会社、管理会社および管理事務代行会社の間で合意される金額の追加報酬を受領する権利を有するものとします。

④ 監査人の報酬

監査人は、監査契約書に従い、監査人とファンドとの間で随時合意される料率に基づき、ファンドに関する監査業務を提供することの対価として、ファンドから報酬を受領するものとします。ただし、当該報酬は、この種のファンドについて通常の商業上の料率を超えないものとします。

⑤ 日本における販売会社の報酬

日本における販売会社は、販売契約に基づき提供する受益証券の販売・買戻の取扱い業務の対価として、ファンドの資産から、各会計四半期について、各会計四半期における最後の評価日におけるファンドの純資産価額（当該四半期の販売手数料を控除する前のもの）の1.4%の4分の1に相当する額の販売手数料を受領する権利を有するものとします。

販売手数料は、受託会社、管理会社および日本における販売会社の合意により、随時変更される場合があります。ただし、サブ・ファンド決議による承認を得ることなく、販売手数料を、各会計四半期についてファンドの純資産価額の1.4%の4分の1に相当する額を超えて増額することはできないものとします。また、販売手数料の増額については、受益者に対して3か月以上前に書面による通知を行うものとします。

販売手数料は、四半期ごとに計算され、日本における販売会社の請求書の提示後10営業日以内に、四半期ごとの後払いにより支払われるものとします。日本における販売会社が会計四半期の全期間にわたり販売会社として業務を行っていない場合、当該四半期について支払われる販売手数料は、日本における販売会社が販売会社として業務を行っていた当該四半期中の期間に応じて日割り計算されるものとします。

日本における販売会社は、販売契約に基づくその業務の遂行に係る費用を負担するものとし、これには、適格投資者に対する受益証券の販売を補助する販売・買戻取次会社に対して支払うべき金額を含みますが、これに限られません。かかる費用は、ファンドの資産から支払われないものとします。販売会社は、将来の投資者との間で合意することができる追加の手数を当該投資者に請求することができます。ただし、かかる手数料は、ファンドの資産から支払われないものとします。

日本における販売会社は、販売契約に基づき自己に対して行われる支払いに適用されるすべての税金を支払う責任を負います。

⑥ 代行協会員の報酬

代行協会員は、代行協会員契約に基づき提供するサービスの対価として、各会計四半期について、各会計四半期における最後の評価日におけるファンドの純資産価額（当該四半期の代行

協会員報酬を控除する前のもの)の0.2%の4分の1に相当する額の代行協会員報酬を、ファンドの資産から受領する権利を有するものとします。

代行協会員は、代行協会員契約に基づくその義務の履行において負担した合理的な法務費用について、償還を受ける権利を有するものとします。

(4) その他の手数料等

初期費用

ファンドの設立および受益証券の当初販売に関連して発生する費用および経費(ケイマン諸島におけるファンドの設立に関する費用、ファンドに関して受託会社または管理会社が締結する契約の交渉および作成に関する費用、英文目論見書の印刷費用、日本における受益証券の公募に関して、有価証券届出書、金融庁に提出する外国投資信託に関する届出書およびこれらに関連する補足書類を作成し、提出するための費用、管理会社が金融庁の「電子開示・提出システム(EDINET)」において受益証券の発行者として登録するための費用、ならびにその専門アドバイザーの報酬および費用を含みます。)は、日本における販売会社のみが負担し、支払うものとし、ファンドの資産から支払われず、またはファンドの資産から償還されないものとします。

運用費用

ファンドの投資プログラムに関連するすべての費用は、ファンドの資産から支払われるものとします。これには、以下の費用が含まれます。(a) 仲介手数料およびコミッション、(b) 有価証券の売買に関連する費用(有価証券取引に関連して課される発行税または譲渡税ならびに清算および決済に係る手数料を含みます。)、ならびにポートフォリオ・ファンドへの投資に関連する費用、(c) プライム・ブローカーおよび保管会社からの借入れを含む借入れに係る利息、(d) 投資運用サービスの提供に関連して管理会社が負担する費用(投資対象のモニタリングに関連する費用および特定の取引が実行されたか否かを問わず、デュー・ディリジェンスの実施に要する費用(合理的な旅費および宿泊費を含みます。))を含みますが、これらに限られません。)、ならびに(e) ファンドに関して選任された保管会社、エスクロー・エージェントその他の投資関連サービス提供者の報酬および費用。

ファンドの運営に関連して発生する費用も、ファンドの資産から支払われるものとします。これには、以下の費用が含まれます。(i) 受託会社ならびにアドバイザー、コンサルタントおよびファンドのその他のサービス提供者の報酬および費用、(ii) 管理報酬ならびに受託会社の報酬および費用、(iii) 補償に係る費用、ならびにファンド、受託会社または管理会社が、ファンドに関するそれぞれの役割を遂行することに関連して加入する、またはファンド、受託会社もしくは管理会社について維持される保険に係る費用(潜在的な補償債務に対する保険および専門職業人賠償責任保険を含みます。))ならびに当該保険について支払うべきすべての保険料(日本における受益証券の公募に関連して管理会社が発行者として行為することにより、管理会社の賠償責任保険に課される追加保険料を含みます。)、免責金額および自己負担額。ただし、受託会社および管理会社は、それぞれが支払い、または負担したかかる費用について、ファンドの資産から支払いを受け、または償還を受ける権利を有するものとします。なお、管理会社が通常の業務の過程で自己またはその役員について加入する賠償責任保険の保険料については、管理会社が自己の資金から負担するものとします。、(iv) ファンドのコンプライアンスに係る費用(コンプライアンスまたは規制上の届出に関連する費用を含みます。)、法務費用、管理費用、会計費用、税務費用、監査費用、記録保存費用、コンサルティング費用、保管費用、ブローカーに係る費用、価格算定サービスに係る費用、(v) 日本における受益証券の公募に関連するすべての費用および経費(金融商品取引法に基づき関東財務局長官に対して提出する有価証券届出書の作成、提出および更新に係る費用、投資信託及び投資法人に関する

法律に基づき金融庁に対して提出する届出に係る費用、日本証券業協会に対する届出および確認に係る費用、代行協会員の報酬および費用、日本法に基づく継続的な定期開示および報告義務に係る費用（半期報告書および有価証券報告書の作成および提出に係る費用を含みます。）ならびにこれらに関連する翻訳費用、ならびに上記の事項に関連して、または上記の事項を支援するために管理会社を選任する日本の法律顧問の報酬および費用を含む、これらに関連するすべての弁護士報酬および費用を含みますが、これらに限られません。）、(vi) 政府または政府機関に支払うべきすべての税金および法人関連の手数料（これらに関連する費用を含みます。）、(vii) 投資者向けサービスに関する通信費用（受益者集会に係るすべての費用ならびに財務諸表その他の報告書、委任状、英文目論見書その他これらに類する書類の作成、印刷および配布に係るすべての費用を含みます。）、(viii) 訴訟費用その他の臨時費用、(ix) 英文目論見書その他ファンドに関連する組織関連書類を定期的に更新するための費用、(x) トラストに関して発生する一般的な費用のうち、特定のサブ・ファンドに帰属しない費用について、ファンドが負担すべき按分額、(xi) 仲介手数料、銀行手数料および通信費用、(xii) 管理運用契約または信託証書に基づき管理会社を選任した委任先または代理人が負担したものを含め、管理会社が管理運用契約に基づくその職務および義務を履行するにあたり、ファンドに関して負担した、または合理的に負担した一定の承認済みの実費および費用、ならびに(xiii) 管理会社の選任の終了後における移行支援ならびにファンドの清算に関連して提供されるサービスについて、管理運用契約に基づき管理会社に支払われる報酬であって、当該支援の提供に従事する各個人につき1時間当たり350米ドルの割合で算定されるもの。ただし、その総額は10,000米ドルを上限とするものとし、これに加えて、管理会社は適切に負担した合理的な実費について償還を受けるものとします。

ポートフォリオ・ファンドに関する報酬および費用

上記のとおり、ファンドの投資プログラムに関連するすべての費用は、ファンドの資産から支払われるものとし、これには、ポートフォリオ・ファンドへの投資を行うためにファンドが負担する費用および経費を含みますが、これらに限られません。さらに、ポートフォリオ・ファンドに投資することにより、ファンドは、ポートフォリオ・ファンドにおいて発生する費用のうちファンドが負担すべき按分額を負担するものとします。これには、管理報酬、投資運用報酬、成功報酬（これらのうち、ファンドが投資するクラスの受益証券について適用されるものに限り、）、管理事務代行会社の報酬、保管銀行の報酬、販売手数料、リサーチ費用その他ポートフォリオ・ファンドの運営費用を含みますが、これらに限られません。英文目論見書の日付現在、ポートフォリオ・ファンドのレベルで以下の報酬および費用が支払われます。

- ・ 管理報酬： ポートフォリオ・ファンドの管理会社（Carne Global Fund Managers (Ireland) Limited）は、各評価日に算定および計上され、毎月後払いで支払われる報酬を受領する権利を有するものとし、その額は、ポートフォリオ・ファンドの純資産価額の0.05%を上限とします（付加価値税（VAT）が課される場合には、これを加算します。）。ただし、月額8,000ユーロを上限とする最低報酬額が適用されます（VATが課される場合には、これを加算します。）。
- ・ 投資運用報酬： ポートフォリオ・ファンド運用会社は、ポートフォリオ・ファンドの純資産価額（ポートフォリオ・ファンドの管理報酬、投資運用報酬または成功報酬の未払計上額を控除する前のもの）の年率1%に相当する額の報酬を受領する権利を有するものとします。当該報酬は、各評価日に計上され、毎月後払いで支払われるものとします。
- ・ 成功報酬： ポートフォリオ・ファンド運用会社は、各計算期間（毎年12月31日に終了する各12か月間）におけるポートフォリオ・ファンドの各シリーズの純資産価額の増加額のうち、当該シリーズの1口当たり基準純資産価額を上回る部分の20%に相当する額

の成功報酬を受領する権利を有するものとします。各シリーズの1口当たり基準純資産価額は、ハイ・ウォーター・マーク方式に基づくものであり、当該シリーズの1口当たりの当初の合計申込価格と、過去のいずれかの計算期間（買戻しの場合は調整したもの）の終了時点において達成された当該シリーズの1口当たりの最高純資産価額のいずれか高い方とします。パフォーマンス手数料は、各評価日において発生したものとして計上され、各計算期間の終了後10営業日以内に（または該当する受益証券の買戻し時から10営業日以内に）支払われるものとします。

- ・ 管理事務代行報酬： ポートフォリオ・ファンドの管理事務代行会社は、ポートフォリオ・ファンドの純資産価額の年率0.03%に相当する額の報酬を受領する権利を有するものとします。ただし、以下の月額最低報酬額が適用されます。資産額が2,500万ユーロ未満の場合：1,275ユーロ、資産額が25,000,001ユーロ以上75,000,000ユーロ以下の場合：2,175ユーロ、資産額が75,000,001ユーロ以上150,000,000ユーロ以下の場合：2,975ユーロ。当該報酬は、毎月後払いで支払われるものとします。
- ・ 保管銀行報酬： ポートフォリオ・ファンドの保管銀行は、ポートフォリオ・ファンドの純資産価額の年率0.03%に相当する額の報酬を受領する権利を有するものとします。ただし、月額3,000ユーロの最低報酬額が適用されます。当該報酬は、各評価日に計上され、合意された保管手数料、取引手数料および実費とともに、毎月後払いで支払われるものとします。
- ・ リサーチ費用： ポートフォリオ・ファンド運用会社は、ポートフォリオ・ファンドが支払うリサーチ費用を原資とするリサーチ・ペイメント・アカウントを運営しています。

これらの費用は、網羅的なものではありませんが、2015年アイルランド集団資産運用ビークル法（随時改正、補足または置換されることがあります。）に基づき設立されたアイルランド集団資産運用ビークルであり、かつ、欧州委員会委任規則（EU）第231/2013号、AIFMD、AIFMD規則、AIFルールブックならびに中央銀行が随時発行するガイダンス、通知その他の補足資料の適用を受け、アイルランド中央銀行の監督下にある適格投資家向けオルタナティブ投資ファンドとしてのポートフォリオ・ファンドに適用される規制上の枠組みにより、標準的なケイマン諸島のファンドの仕組みに通常伴う費用よりも高額となる可能性があります。これは、認可を受けた保管銀行、管理事務代行会社およびオルタナティブ・インベストメント・ファンド・マネージャーを選任することが求められているためです。

投資者は、これらの費用がファンドのレベルで課される報酬および費用に加えて、かつ、これらとは別途発生するものであることに留意する必要があります。したがって、投資者は、以下の2層の報酬および費用を負担することとなります。(i) ファンドのレベルで課される報酬および費用、ならびに(ii) 間接的に、ポートフォリオ・ファンドのレベルで課される報酬および費用のうち、ファンドが負担すべき按分額。かかる報酬および費用の二重構造は、ファンド・オブ・ファンズ型の仕組みにおいて一般的なものです。

※本「(4)その他の手数料等」に記載する上記費用は、実費が計上されるため、事前に料率、上限額等を表示することができません。また上記費用の合計額については、運用実績、保有期間、資産規模等により異なりますので、あらかじめ表示することができません。

※本「4. 手数料等及び税金」に記載する上記の報酬および運営費用の合計額については、ファンドの運用状況などに応じて異なりますので、事前に確定することができません。

（５）課税上の取扱い

以下は、現在ケイマン諸島において施行されている法律および実務の一定の側面についてのファンドの理解に基づくものです。以下の記載は、現在施行されている法律、規則、ガイドライン、公表された行政上の裁定および司法判断に基づいていますが、これらは変更される可能性があります。また、異なる解釈がなされる可能性があります。かかる変更または異なる解釈は、遡及的

に適用される可能性もあります。このような変更により、以下の記載内容が悪影響を受ける可能性があります。本書の日付現在または投資を行う時点における税務上の取扱いまたは予定されている税務上の取扱いが、将来にわたり継続することについて、何ら保証はありません。

受益者に適用される可能性のある現地法が存在する法域が多数に及ぶことから、以下では、受益証券の購入、保有および処分が投資予定者に及ぼす税務上の影響については記載していません。投資予定者は、自らが市民権を有する国、居住者または住所地を有する法域、事業を行っている法域、ならびに受益証券を購入、保有、買い戻しまたは処分する法域の法律に基づき、自らに生じ得る税務上の影響を判断するため、各自の税務アドバイザーに相談することが強く推奨されます。以下の記載は、いかなる税務上の助言を構成するものでもありません。

① 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

本書の日付現在では、ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

① 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

② 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

③ 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われます。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

④ 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2048年1月1日以後は15.15%の税率となります。）。

⑤ 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

⑥ 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、⑤と同様の取扱いとなります。

⑦ 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

税制等の変更により上記に記載されている取扱いに変更されることがあります。

② ケイマン諸島

トラストおよびファンドには、ケイマン諸島における所得税、源泉徴収税またはキャピタル・ゲイン税は課されません。ケイマン諸島においてトラストに課される税金は、信託登録官に支払われる少額の金額およびミューチュアル・ファンド法に基づく登録手数料のみです。

トラストは、ケイマン信託法第74条に基づく免税信託として登録されています。受託会社は、ケイマン諸島財務長官に対してトラストに係る免税証明書を申請しており、当該免税証明書を取得することを予定しています。当該免税証明書は、トラストの設定日から50年間、その後ケイマン諸島において制定される法律であって、所得、資本資産、利益もしくは値上がり益に対して税金もしくは公租公課を課すもの、または遺産税もしくは相続税の性質を有する税金を課すものは、トラストを構成するいかなる財産、トラストから生じるいかなる所得、または当該財産もしくは所得に関する受託会社もしくは受益者に対しても適用されないことを定めるものです。

受益者は、その保有する受益証券および当該受益証券について受領する分配金に関して、ケイマン諸島における所得税、源泉徴収税またはキャピタル・ゲイン税の対象とはならず、また、ケイマン諸島における遺産税または相続税の対象ともなりません。ケイマン諸島には、為替管理規制はありません。

投資者は、自らの具体的な状況における税務上の取扱いについて、各自の税務アドバイザーに詳細かつ具体的に確認することが推奨されます。

③ ケイマン諸島およびFATCA

米国の要件

雇用創出促進法（以下「HIRE法」といいます。）における外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます。）の規定により、ファンドは、米国とケイマン諸島との間の政府間協定ならびにケイマン諸島で採択された実施法令および規則に基づき、ファンドに対して直接または間接に持分を有する一定の米国人について、その氏名または名称、住所および納税者識別番号ならびにかかる持分に関するその他の一定の情報を開示する必要があります。受託会社またはファンドがこれらの要件を遵守しない場合、米国源泉所得に係るファンドへの一定の支払について30%の源泉徴収税が課されます。ファンドは、かかる源泉徴収税の賦課を回避するため、自らに課される義務を履行するよう努めますが、ファンドがこれらの義務を履行できることについて、何ら保証はありません。この点に関して、受託会社は、ファンドが源泉徴収税を回避し、その他HIRE法を遵守するために必要または望ましいと受託会社が判断する、投資者およびその実質的所有者に関する書類その他の情報の提出を投資者に求めることがあります。HIRE法の結果としてファンドが源泉徴収税の対象となった場合、すべての受益者が保有する受益証券の価値に重大な影響が及ぶ可能性があります。受託会社は、原則として、該当する場合には、その金額を該当する投資者に負担させることを予定しています。ケイマン諸島の法令により、ファンドは、ケイマン諸島税務情報交換当局に対して年次報告書を提出することが義務付けられています。ファンドがケイマン諸島税務情報交換当局に提供した情報は、米国内国歳入庁（以下「IRS」といいます。）と共有されます。

その他の政府間協定

ケイマン諸島政府が、他の第三国との間で、米国IGAと同様の政府間協定（以下「将来のIGA」といいます。）を締結し、かかる第三国の税務当局に対する報告について同様の制度を導入する可能性があります。

OECD多国間税務当局間合意

100か国を超える国々が、OECDの「租税に関する相互行政支援に関する条約」に基づく税務情報の自動的交換を実施するためのOECD多国間税務当局間合意および共通報告基準（以下「CRS」といいます。）に署名しています。CRSは、形式および内容において米国IGAと類似しており、各「参加法域」（ケイマン諸島税務情報交換当局が公表するリストにおいて特定される法域）について適用されます。ケイマン諸島におけるCRSの実施は、Tax Information Authority (International Tax Compliance) (Common Reporting Standard) Regulations (Revised) (CRS規則) により規律されています。これにより、ファンドを含むケイマン諸島の金融機関には、国際的な税務コンプライアンスに関する義務および報告義務が大幅に拡大されています。

ファンドに投資し、または投資を継続することにより、投資者は、以下の事項を確認し、了承したものとみなされます。（i）受託会社（またはその代理人もしくは委任先）は、投資者に関する一定の秘密情報（投資者の氏名もしくは名称、住所、納税者識別番号（該当する場合）、社会保障番号（該当する場合）および投資者の投資に関する一定の情報を含まれますが、これらに限られません。）をケイマン諸島税務情報交換当局に開示することを求められる場合があります。（ii）ケイマン諸島税務情報交換当局は、上記のとおり、IRS、英国歳入関税庁（HMRC）およびCRSの「参加法域」のその他の税務当局（以下「管轄当局」といいます。）との間で、情報を自動的に交換することを求められる場合があります。（iii）受託会社（またはその代理人もしくは受任者）は、IRS、HMRCその他の管轄当局への登録に際して、また、これらの当局から受託会社（またはその代理人もしくは受任者）に対して直接追加の照会があった場合に、当該当局に対して一定の秘密情報を開示することを求められる場合があります。

（iv）受託会社は、投資者に対し、受託会社がケイマン諸島税務情報交換当局に開示することを求められる可能性のある追加の情報および／または書類の提出を求めることがあります。

（v）投資者が、要求された情報および／もしくは書類を提出しなかった場合、または投資者自身が適用される要件を遵守していない場合には、当該不提出または不遵守が実際にファンドによるコンプライアンス違反につながるか否か、あるいは関連する法令上の制度もしくは政府間制度に基づきファンドもしくはその投資者が源泉徴収税の対象となるリスクが生じるか否かを問わず、受託会社は、投資者に対する強制的な買戻しまたは脱退を含みますが、これらに限られない、受託会社が利用可能なあらゆる措置を講じ、かつ、あらゆる救済手段を行使する権利を留保します。（vi）かかる措置または是正措置の影響を受ける投資者は、米国IGA、CRS規則、または国際的な税務の透明性を確保および／もしくは向上させる目的でケイマン諸島が今後締結もしくは導入するIGAその他の協定、法律もしくは規則を遵守するために、受託会社または受託会社を代理して講じた措置もしくは実施した是正措置の結果として生じるいかなる形態の損害または責任についても、受託会社（またはその代理人もしくは受任者）に対して請求を行う権利を有しません。

その他の法域

ファンドが一定の国に所在する源泉から受領する配当、利息その他の所得については、当該国により課される源泉徴収税の対象となる場合があります。また、ファンドは、有価証券を購入もしくは売却し、またはその他の事業活動を行う一部の国において、キャピタル・ゲイン税その他の税金の対象となる場合があります。ファンドが各国に投資する資産の額は事前には確定しないため、ファンドが負担することとなる税率を事前に予測することはできません。

5 運用状況

ファンドは、運用を開始しておりませんので、該当事項はありません。

(1) 投資状況

該当事項はありません。

(2) 投資資産

該当事項はありません。

(3) 運用実績

該当事項はありません。

(4) 販売及び買戻しの実績

該当事項はありません。

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

（1）海外における販売

申込価格および発行

クラスA受益証券は、当初販売期間中、1口当たり100米ドルの固定価格（申込手数料を除きます。）により募集されます。

当初販売期間終了後、受益証券は各申込日において、該当する申込価格で申込みを行うことができます。いずれのクラスの受益証券についても、その申込価格は、申込みが受理された申込日の直前の評価日の評価時点における当該クラスの1口当たり純資産価格とし、申込手数料は含まれません。

申込手数料

日本国内における取得申込みにについては、申込金額の3.85%（税抜3.5%）を上限として販売取扱会社の裁量により決定される申込手数料が申込金額に加算されます。

最低投資額

ファンドへの各申込者の当初最低投資金額は、10万ユーロ相当額の米ドルとします。管理会社は、一般的にまたは個別の事案ごとに、当初最低投資金額および／または追加最低投資金額を免除または減額することができます。

ただし、本トラストがケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づいて登録されている間は、いかなるサブ・ファンド（ファンドを含みます。）についても、当初最低投資金額は80,000ケイマン諸島ドル（または関連通貨によるその相当額）を下回ることはできません。

ファンドにおける受益者による追加最低投資金額は、10万米ドルとします。管理会社は、一般的にまたは個別の事案ごとに、当該追加最低投資金額を免除または減額することができます。

支払

受益証券の払込金は、銀行手数料控除後の金額について、電子送金により現金で支払われなければならない、申込みを行うクラスの運用通貨による決済資金として支払期日までに支払われる必要があります。関連するクラスの運用通貨以外の通貨で受領した申込金額は、申込者の費用負担により返還されます。電子送金に伴う銀行手数料は申込金から控除され、差引後の金額のみが受益証券への投資に充当されます。

すべての申込金額は申込者名義の口座から送金されなければなりません。また、各申込者は、申込契約書において、申込代金が申込者により適法かつ実質的に所有されていること、ならびに当該代金が申込者名義の口座から送金されることをファンドに表明することが求められます。申込金に生じる利息はファンドに帰属します。

特別な事情がある場合には、管理会社の裁量により、かつ受託会社が関連資産の受託会社への帰属について満足したことを条件として、受益証券は有価証券その他現金以外の対価との交換により発行される場合があります。受託会社が満足する形で関連資産が受託会社に帰属するまでは、受益証券は発行されません。当該現物出資による対価は、受託会社の決定に基づいて評価されます（ただし、その評価額は信託証書の評価規定を適用した場合に得られる価額を超えないものとします。）。もともと、受託会社が、受領した現物対価の帰属に関連して発生する租税、公租公課、移転費用、登録費用その他の費用または手数料への適切な引当金に相当すると判断する金額がある場合には、その金額が控除されます。現物出資による申込みが認められる場合、本書における現金受領への言及は、関連資産について法的所有権が有効に移転されることを意味するものと解釈されます。

現物出資による申込みに関する署名済みの譲渡書類は、現金の申込資金がファンドの銀行口

座で受領されなければならない時間より前に受領されるように管理事務代行会社へ送付されなければなりません。申込者の申込みが拒否された場合、関連する譲渡書類は申込者の負担および危険において返還されます。

受託会社により、当該現物対価の移転条件が既存の受益者に不利益をもたらすおそれがないと判断されない限り、現物対価は受け入れられません。また、その受入れによりファンドに適用される投資制限に違反することとなる場合には、かかる現物対価は受け入れられません。

適格投資家

受益証券の各申込者は、とりわけ以下の事項についてファンドに対して表明および保証することが求められます。(i) 自らが適格投資家であること、(ii) いずれの国、規制当局または政府機関の法令または要件にも違反することなく受益証券を取得し保有できること、(iii) ファンドへの投資リスクを評価するために必要な金融に関する知識、専門性および経験を有していること、(iv) ファンドが投資する資産への投資およびそれらの資産の保有・取引方法に内在するリスクを理解していること、ならびに(v) ファンドへの投資額全額の損失に耐える能力を有していること。

また、管理会社の判断により、ファンドまたはいずれかの受益者に対して不利益な税務上、規制上その他の結果としての不当なリスクを生じさせる、または生じさせるおそれがある状況においては、受益証券はいかなる人に対しても販売、発行または譲渡されません。

受益証券は、いかなる米国人に対しても発行されず、また米国人に譲渡することもできません。

申込手続

日本以外においては、当初販売期間中に受益証券を申し込む者は、記入済みの申込契約および必要な補足書類を、当初販売期間の最終日の午後5時（香港時間）まで（または管理会社が承認するそれ以後の日まで）に管理事務代行会社へ受領するよう提出しなければなりません。申込金は、銀行手数料控除後の金額について電子送金により支払われるものとし、日本以外における当初販売期間の最終日の午後5時（香港時間）まで（または管理会社が承認するそれ以後の日まで）に、決済資金としてファンドの銀行口座に着金しなければなりません。

当初販売期間終了後、受益証券の申込者および追加取得を希望する受益者は、記入済みの申込契約書および補足書類を、関連する申込日の5ファンド営業日前のファンド営業日の午後5時（香港時間）までに管理事務代行会社へ受領するよう提出しなければなりません。この期限は管理会社により変更される場合があります。また、申込金は、銀行手数料控除後の金額について電子送金により支払われるものとし、適用される申込日の5ファンド営業日前のファンド営業日の午後5時（香港時間）までに決済資金としてファンドの銀行口座へ着金しなければなりません。この期限は管理会社により変更される場合があります。申込代金が当該期限までに受領されない場合、管理会社は、投資家の費用および負担において当該受益証券の発行を取り消すものとします。

申込者は申込金額のみを指定して申し込むことができます。ただし、申込金額は適用される最低投資金額以上でなければなりません。

支払は投資家本人名義の口座から行わなければなりません。

当初販売期間中に申し込まれた受益証券は、当初販売期間終了直後のファンド営業日に発行されます。当初販売期間終了後に申し込まれた受益証券は、該当する申込日に発行されたものとみなされます。

申込契約書は、申込契約書に記載された管理事務代行会社の電子メールアドレス宛てに電子メールで送付することができ、または事前に管理事務代行会社と合意したその他の電子的方法によって送付することができます。管理会社、受託会社または管理事務代行会社は、電子メールまたはその他の電子的方法によって送信された申込契約書の未到達もしくは判読不能に起因

する一切の損失について一切の責任を負わず、また、適法に権限を付与されている者から発信されたと善意で信じられた電子メールによる指図または管理事務代行会社が受領したその他の電子的方法による指図に関連して取られた一切の措置により生じたいかなる損失についても責任を負わず、または結果として生じたいかなる損失についても責任を負いません。

管理会社、ファンドおよび／または管理事務代行会社は、通信手段にかかわらず、通信内容を認証するため、原本書類その他の情報の提出を求める権利を留保します。メッセージの誤受信または破損が生じた場合、申込者は関連書類を再送しなければなりません。また、申込みに際しては、管理会社がファンドに代わって当該要件を免除しない限り、ファンド所定の申込契約書の書式を使用しなければなりません。申込契約書（管理事務代行会社により事前に合意される）を受入れ可能な電子的方法により送付する場合には、かかる電子的書式は正当に署名された書類を添付ファイルとして含めなければなりません。

当初販売期間中の申込みについては当初販売期間の最終日の午後5時（香港時間）までに、また当初販売期間後に発行される受益証券の申込みについては該当する申込日の5ファンド営業日前のファンド営業日の午後5時（香港時間）までに（いずれの締切時間も管理会社により変更される場合があります）、記入済みの申込契約書が受領されない場合、申込みは不足書類または情報が受領された後の次回申込日に繰り越されます。その場合、受益証券は当該次回申込日における該当する申込価格で発行されます。

決算資金が（i）当初販売期間中の申込みについては、当初販売期間の最終日の午後5時（香港時間）までに（いずれの締切時間も管理会社により変更される場合があります。）受領されない場合、または（ii）当初販売期間後に発行される受益証券の申込みについては該当する申込日の5ファンド営業日前のファンド営業日の午後5時（香港時間）までに（いずれの締切時間も管理会社により変更される場合があります。）受領されない場合、管理会社の裁量により、当該申込みは無効になるか取り消されるか、または不足申込金の受領後の次の申込日まで繰り越されることがあります。この場合も、受益証券は当該次回申込日における該当する申込価格で発行されます。当該申込金に生じた利息がある場合、その利息はファンドに帰属します。

各申込者は、申込契約書において、受託会社、管理事務代行会社および／または管理会社が、相互に、ファンドの他のサービス提供者に対して、または（受託会社、ファンド、管理事務代行会社、および／または管理会社が服しているかまたは服する可能性がある）適用法域の規制当局に対して、申込契約書の写しおよび受託会社、管理事務代行会社および／または管理会社がそれぞれ保有する申込者に関するあらゆる情報を開示することができることを申込契約書の中で認識することが要求されています。かかる受託会社、管理事務代行会社および／または管理会社等がそれぞれ保有する申込者に関する情報が（申込者によって受託会社、管理事務代行会社および／または管理会社等に提供されたかどうかに係らず）当該受益者のファンド持分、受益証券の過去および係属中の取引ならびにその評価額を含み、当該開示は当該開示しようとする者に課された開示情報に対する何らかの規制の違反としては扱われないものとします。

管理事務代行会社が記入済みの申込契約書を受領した後は、その申込みは取消不能となります。管理会社は、ファンドに代わり、当初販売期間終了前または該当する申込日前に、その取消し不能の申込に従って管理事務代行会社が受領した申込金を投資することができます。発行された受益証券の詳細を記載した書面による確認通知は、申込に成功した申込者に、当初販売期間終了後または場合により、該当する申込日後、実務上可能な限り速やかに送付されます。

受益証券は、報告の目的上、最大小数点以下第4位までの端数単位で発行される場合があります。端数受益証券の決定または発行に際しては、四捨五入、切上げまたは切捨て等の端数処理の慣行は行われていません。受益者に発行される受益証券数は、該当する計算結果の小数点以下第4位までのみを基準として算定され、小数点以下第5位以降の切り捨てられた部分に対

応する金額はファンドに帰属します。管理会社は、理由を示すことなく、申込を全部または一部拒絶することができます。申込みが拒絶された場合、既に支払われた申込金（部分的拒絶の場合には残額）は、利息を付さず、実務上可能な限り速やかに、当初送金元となった口座へ返還されます。その返還に伴うリスクおよび費用は申込者の負担となります。

マネー・ロンダリング防止

ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則およびケイマン諸島当局発行のガイダンスに従い、ファンドに代わって受託会社が、マネー・ロンダリング防止コンプライアンス責任者、マネー・ロンダリング報告責任者およびそのマネー・ロンダリング副報告責任者として業務を行う自然人（総称して「AMLオフィサー」といいます。）を選任することが義務付けられており、既に選任しています。AMLオフィサーに関する追加情報については、英文目論見書に記載された連絡先情報を使って受託会社までお問い合わせください。

適用されるマネー・ロンダリング防止規制、テロ資金供与防止規制またはKYC（顧客確認）に関する適用される法令の要件の遵守を確保するため、受託会社、管理事務代行会社もしくはファンドのためのいずれかのその他のサービス提供者は、投資予定者、受益証券申込者または受益証券実質所有者の本人確認、住所確認および／または資金源の確認のためにそれらの者がそれぞれ必要と判断する情報および資料の提出を求めることがあります。各申込者の状況および管理事務代行会社のマネー・ロンダリング防止方針および防止手続によっては、詳細な本人確認が常に求められるとは限りません。

また、受託会社、管理会社および／または管理事務代行会社は、例外的状況において受託会社により譲渡が承認された場合、受益証券の譲受人についてもかかる本人確認資料の提出を求める権利を留保します。投資予定者または譲受人が確認目的で要求する証拠の提出を遅延し、または怠った場合、受託会社、管理会社または管理事務代行会社は、申込みの受理または（場合により）譲渡登録を拒否することができます。受益証券の申込の場合、受領済みの資金は利息を付さず当該資金の送金元の口座に返還されます。

本人確認に必要な書類を提出していない受益者に対して受益証券が発行された場合、管理事務代行会社は当該受益者からの買戻請求の処理は行うものの、当該受益者に帰属する買戻代金の支払を留保します。投資予定者は、特に、買戻代金が第三者名義の口座に支払われることはないことに留意する必要があります。

さらに、受託会社および管理会社は、自らまたはファンドの法令上、規制上もしくは税務上の義務を遵守するために必要と判断する追加の情報または書類の提出を求めることがあります。

ケイマン諸島居住者が、他者が犯罪行為に従事していること若しくはテロ活動またはテロ資産に関与していることを知り、もしくは疑い、または知りもしくは疑う合理的な根拠を有し、かつ、その認識と疑いについての情報を規制対象業務その他の取引、専門職、事業または雇用の過程で知った場合には、当該者はかかる認識と疑いを以下の機関等に報告することが要求されます。（i）当該開示が犯罪行為またはマネー・ロンダリングに関連する場合には、ケイマン諸島の犯罪収益法に従って、同法に基づき選任された指定担当者もしくはケイマン諸島金融報告機関（以下「FRA」といいます。）、または（ii）当該開示がテロ行為もしくはテロ資金供与およびテロ資産への関与に関連する開示の場合には、ケイマン諸島のテロ行為法に従って、警察官、指定担当者もしくはFRA。このような報告は、守秘義務違反または法令その他により課される情報開示の制限違反とはみなされません。

受益証券を申し込むことにより、申込者は、受託会社、管理会社、管理事務代行会社およびそれらの受任者、代理人または関係会社が、ケイマン諸島および／またはその他の法域におけるマネー・ロンダリング防止規制、税務情報交換制度および規則ならびにその他これらに類する制度に関連して、要請を受けた場合に、政府機関、規制当局その他関係者に対して当該申込者に関する情報を開示することに同意するものとします。

各申込者は、受託会社がマネー・ロンダリング防止プログラムに関連して要求する表明事項を、継続的に（適用ある場合）行うことが求められます。さらに、申込みを行うことにより、各申込者は以下を表明するものとします。米国財務省外国資産管理局（以下「OFAC」といいます。）の制裁対象者リスト、または国際連合、欧州連合もしくは英国が採択した適用ある制裁リスト（これらのリストは随時改正される場合があります、以下「制裁リスト」といいます。）に掲載された禁止対象の国、地域、個人または法人ではないこと、OFACリストに掲載された国、地域、個人もしくは法人、またはOFAC制裁プログラムもしくは制裁リストの対象者と、直接的または間接的な関係を有していないこと、国際連合、欧州連合または（かかる制裁が英国によって可決された審議会命令によりケイマン諸島に及びされた限度で）英国による制裁の対象となっている国または地域に所在し、あるいは当該国・地域を本拠地としていないこと、ならびにその他当該制裁の適用対象となっていないこと。また、各申込者は、申込金が、ケイマン諸島法、米国連邦法若しくは州法、または国際的な法令・規制（マネー・ロンダリング防止法令を含みます。）に違反する活動から、直接的または間接的に得られたものではないことを表明することが要求されています。

申込みの受理または投資家への受益証券の発行は、必要なマネー・ロンダリング防止、テロ資金供与防止および顧客確認の手続がすべて行われたことを表すものではありません。マネー・ロンダリング防止、テロ資金供与防止または顧客確認（それらが初回確認であるか継続確認であるかにかかわらず）が認められるために要求される一切の情報を提供することの遅延または懈怠があった場合、管理会社および／または（適用ある場合）受託会社はいつでも、以下の行為ができます。受益証券の申込みを拒否すること、受益証券の強制買戻しを要求すること、またはその他国内外のマネー・ロンダリング防止法令、刑事法令または法令上の要求に基づきその他の措置を講じること。

各申込者は、管理事務代行会社から要求された情報または書類を適時に提出しなかったことに起因して、申込契約書の処理拒否または処理遅延、買戻代金の支払遅延、または受益証券の強制買戻しが生じた場合であっても、ファンド、受託会社、管理会社、管理事務代行会社およびそれらの受任者、代理人または関係会社は、申込者が被った損失、費用、手数料または負担について一切責任を負わないことを承認し、同意するものとします。

受益証券の形式

すべての受益証は記名式で発行されます。すなわち、受益者の権利は受益者名簿への記載によって証明されるものであり、受益証券の券面によって証明されるものではありません。受託会社が別途決定しない限り、受益証券の券面は発行されません。

受益証券は、単独名義または最大4名までの共同名義で登録することができます。受益証券が共同名義で登録されている場合、共同保有者は、当該受益証券の全部または一部の譲渡もしくは買戻しに関して、いずれか1名の共同保有者による単独の書面による指図に基づいて管理事務代行会が行うことを承認することができます。そのような承認が得られない場合、管理会社は、すべての共同保有者からの書面による指図に基づいてのみ行おうとするものとします。

発行停止

管理会社は、後記「3 投資方針、（1）資産の評価、②純資産価額の計算の一時停止」に記載される一定の状況において、受益証券の発行停止を宣言することができます。そのような発行停止期間中は、受益証券は一切発行されません。

（2）日本における販売

日本においては、2026年11月17日の午後3時（日本時間）、当初申込期間後は該当する申込日の5ファンド営業日前のファンド営業日から起算して日本における1営業日前の午後3時（日本時間）、または販売取扱会社が別に定めるこれより早い日時までに、販売取扱会社によ

り取扱いが行われます。

販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款（以下「口座約款」といいます。）を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定を申込み旨を記載した申込書を提出します。

当初申込期間については2026年11月17日午後3時（日本時間）、当初申込期間後は該当する申込日の5ファンド営業日前のファンド営業日から起算して日本における1営業日前の午後3時（日本時間）、または販売取扱会社が別に定める時間までに、販売取扱会社に対して申込金額を支払わなければなりません。当初申込期間の販売の単位は、10万ユーロ相当の米ドル額となる口数以上、1口単位であり（ただし、販売取扱会社はこれと異なる最低申込単位を定めることがあります。）、継続申込期間の販売の単位は、10万米ドルの口数以上、1口単位です。販売取扱会社はこれと異なる最低申込単位を定めることがあります。）。

申込金額は、米ドルまたは円貨で支払うものとします。円貨で支払われた場合における米ドルへの換算は、販売取扱会社が申込代金を受領した日または日本におけるその翌営業日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとします（ただし、販売取扱会社が別途取り決める場合を除きます。）。

受益証券の保管を販売取扱会社に委託した投資者の場合、販売取扱会社から申込代金の支払いと引換えに取引報告書を受領します。

なお、日本証券業協会の協会員である販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円相当額未満となる等、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則に基づき定められた外国投資信託受益証券の選別基準に受益証券が適合しなくなったときは、日本における受益証券の販売を行うことはできません。

前記「(1)海外における販売」の記載は、適宜、日本における販売にも適用されることがあります。受益証券の申込みに関する照会先は、前記「第一部 証券情報 (8)申込取扱場所」に記載にする販売取扱会社です。

2 買戻し手続等

(1) 海外における買戻し

受益証券の買戻しの手続

クラスA受益証券は、以下に定める通知および買戻し要件に従うことを条件として、受益者の選択により、いずれの買戻日においても買戻しを請求することができます。

受益証券の買戻しを希望する受益者は、必要事項を記入した買戻請求書を管理事務代行会社に提出しなければなりません。完成した買戻請求書は、当該買戻日の45暦日前の日（その日がファンド営業日でない場合は直前のファンド営業日）の午後5時（香港時間）までに管理事務代行会社が受領する必要があります。ただし、ファンドがポートフォリオ・ファンドに対して対応する買戻しを行うために必要な通知期間をポートフォリオ・ファンドが延長した場合には、受託会社は必要な通知期間を延長することができます。受託会社が別途同意しない限り、この期限後に受領された買戻請求書は次の該当する買戻日に繰り越されて処理されます。

各受益者は買戻口数を指定してその受益証券の買戻しを請求することができます。ただし、クラスA受益証券の買戻請求について、1口当たり純資産価格に基づく買戻し総額が10万米ドル未満、または受託会社が一般的にもしくは特定の場面に定めるその他の金額未満である場合、その請求は通常拒否されます。

買戻請求が受領された場合において、当該受益者が保有する当該クラスの受益証券の純資産価額が当該クラスに適用される最低保有額を下回る結果となるときは、受託会社は、その買戻請求を、最低保有額を維持できる範囲までの一部買戻請求として取り扱うか、または当該受益者が保有する当該クラスのすべての受益証券に関する買戻請求として取り扱うことができます。

買戻請求は、電子メールまたは管理事務代行会社と事前に合意したその他の電子的方法により送付することができます。ただし、管理事務代行会社が必要なマネー・ロンダリング防止関連書類をすべて受領するまでは、買戻代金は支払われません。受託会社および管理事務代行会社は、電子メールまたは管理事務代行会社と事前に合意した電子的方法により送信された買戻請求の未受領または判読不能に起因する損失、または正当に権限を付与された者から発せられたと誠実に信じた電子メールの指示もしくはその他電子的方法による指示に関連して取られた行為により生じた損失またはその行為の結果としての損失について、一切責任を負いません。

買戻請求が管理事務代行会社により受領された後は、後記「3 投資方針、（1）資産の評価、②純資産価額の計算の一時停止」に定める状況において買戻しが停止されている場合、または受託会社が別途同意する場合を除き、受益者は当該請求を撤回することはできません。

買戻価格および買戻代金

受益証券は、該当する買戻価格で買戻されます。1口当たり買戻価格は、買戻請求が受理された該当する買戻日の直前の評価日の評価時点における当該クラスの1口当たり純資産価格と同額となります。

買戻された受益証券の詳細を記載した書面による確認書は、実務上可能な限り速やかに、通常は該当する買戻日の翌ファンド営業日の日本の営業時間中に、買戻しを行った受益者へ送付されます。

買戻手数料

受益証券の買戻しについて、買戻手数料は課されません。

決済

買戻代金の支払いは、通常、以下のいずれか遅い日から15ファンド営業日以内に、可能な限り行われます。（1）ファンドがポートフォリオ・ファンドから該当する買戻代金を受領した日、ならびに（2）管理事務代行会社が買戻請求および必要な他の情報・書類を受領した日。受託会社および管理会社は、対象受益証券の買戻資金として必要な金額をファンドが投資先から受領するまでは、受益者に買戻代金を送金する義務を負いません。ただし、管理会社は買戻代金を支払うために必要な範囲でファンド資産の換金に努めます。

支払いは通常、買戻対象受益証券の運用通貨建てで、受益者名義の口座へ直接送金されます。送金費用は受益者の負担となります。受益者は買戻代金の第三者への支払を請求することはできません。また、買戻代金について利息は支払われません。

ファンドは、すべての買戻代金を現金で支払うことを目指しています。しかし、流動性の低下または不利な市場環境下では、受託会社は資産の譲渡によって、ファンドに全部または一部の買戻代金を支払わせることができます。この場合、ポートフォリオ・ファンドの持分の移転を伴うことがあります。さらに、ポートフォリオ・ファンド自体も資産移転の方法または一部現金で一部資産移転の方法によって買戻代金を支払う権利を有しているため、ファンドはポートフォリオ・ファンドの一つ以上の投資対象の持分を受領し、かかる持分の該当する部分は1人以上の受益者に分配されることがあります。移転される資産は、本書記載の評価規定に従い、該当する買戻日に評価されます。受託会社は、当該移転条件が残存受益者全体の利益を著しく害しないと納得しない限り、買戻しを行う受益者に資産の譲渡は行いません。また、受託会社は、受益者への資産移転に関連する税金、登録料、移転費用、印紙税その他の費用、報酬、負債に対して適切と判断する引当額（もしあれば）を買戻代金から控除することができます。

資産は買戻しを行う受益者へ直接移転される場合もあれば、換価信託、口座または法人へ移転され、買戻を行う受益者の利益のために売却され、別途、換価処分される場合もあります。この場合、買戻しを行う受益者が受領する売却代金は、実際の売却または換価の日の資産価値を反映します。また、換価信託口座もしくは法人等の運営費用および資産管理・売却費用もしくは別途資産の換価の費用は、買戻しを行う受益者への支払代金から控除されます。

マネー・ロンダリング防止

受託会社は、以下の場合、受益者への買戻代金または分配金の支払いを拒否することができます。

- (a) 受託会社または管理事務代行会社が、当該受益者への買戻代金または分配金の支払いがいずれかの該当する法域におけるいずれかの者による適用あるマネー・ロンダリング防止法またはその他の法令の違反もしくは侵害という結果になると疑う、またはその旨の助言を受けた場合、または
- (b) ファンド、受託会社または管理事務代行会社がいずれかの該当する法域の法令を遵守するために、その拒否が必要または適切であると判断される場合

また、マネー・ロンダリング防止要件その他類似の要件に関連して要求された未提出の情報または書類が受領されるまで、受益者への買戻代金または分配金は支払われません。受益者が受託会社または管理事務代行会社に要求された情報・書類を提出しなかった場合、買戻代金または分配金の支払いの遅延の結果として生じた一切の損失に対し、受託会社および管理事務代行会社は一切責任を負いません。

買戻しの繰延べ

ファンドが受益者からの買戻請求に応じる能力は、究極的には、ファンドがポートフォリオ・ファンドへの投資を買戻し、その買戻代金を受領できるかどうかにかかっています。

ポートフォリオ・ファンドからの買戻代金受領が遅延したり、買戻能力が制限されたりする状況はさまざまに存在します。例えば、ポートフォリオ・ファンドは買戻しや買戻代金支払いを停止し、また後述する買戻制限（ゲート規定）を発動することがあります。現在のポートフォリオ・ファンドの条件では、ある買戻日にポートフォリオ・ファンドが受領した買戻請求額がポートフォリオ・ファンド純資産価額の25%を超える場合、ポートフォリオ・ファンドは、その買戻日に実行する純買戻額が純資産価額の25%（またはポートフォリオ・ファンドの取締役が定めることができるより高い割合）を超えないよう、請求の一部を繰り延べることができます。繰延べられた買戻請求は、通常、ポートフォリオ・ファンドの買戻し請求を行っている株主の間で、それぞれの買戻し請求額で按分比例により各投資家に適用されます。繰延べられた買戻し請求は、最初に、ポートフォリオ・ファンドの次の買戻し日まで繰り越されるものとし、同様の方法でさらに繰延べられることがあります。繰延べられた買戻し請求は一般にその後の買戻日に受領した買戻し請求に優先しますが、ポートフォリオ・ファンドの取締役会がかかる優先権を撤回し、すべての該当する買戻し請求を按分比例に基づいて満足させることができます。

ポートフォリオ・ファンドに買戻ゲートが存在する事実への対応として、ファンド・レベルでも以下の買戻ゲートが設けられています。ある買戻日において受領された買戻請求を全て実行した場合、その合計額がファンド純資産価額の25%以上（以下「買戻閾値」といいます。）となる受益証券の買戻合計金額となる場合、受託会社は、当該買戻請求を、該当する買戻日に、受益証券の買戻しを求めるすべての受益者間で按分比例により減額し、合計で買戻閾値までの買戻しのみを実行することができます。受託会社が別途決定しない限り、買戻閾値の適用により未実行となった受益証券は、次回買戻日に、買戻請求が受領された他の受益証券に優先して買戻されます。ただし、その繰延べ買戻し請求自体が再び買戻閾値を超える場合には、さらに繰延べられることがあります。受益証券は、買戻しが行われる買戻日の買戻価格で買戻されます。

強制買戻し

受託会社は、理由の有無を問わず、理由を告げることなしに、該当する買戻日の5ファンド営業日以上前に書面通知することによって、いずれかの買戻日においていずれの受益者の受益証券についても全部または一部を買戻すことができます。ただし、受託会社は、かかる裁量権

を行使する前に日本における販売会社と協議を行うものとします。

また、受託会社が以下のいずれかを知った場合、受託会社は当該受益者が保有する受益証券を買戻すことができます。(i) 受益者が適格投資者でなくなった場合、(ii) 受益者がいずれかの国の法令または国、規制当局もしくは国家機関の要件に違反して受益証券を保有している場合、(iii) 受益者による受益証券の継続保有がファンドまたは他の受益者に不利な税務・規制上その他の影響の不当なリスクをもたらすかその可能性がある場合、(iv) 受益者がマネー・ロンダリング防止、テロ資金供与防止または顧客確認の審査に不合格になった場合、またはマネー・ロンダリング防止、テロ資金供与防止または顧客確認の目的で受託会社、管理会社または管理事務代行会社から求められた必要情報・書類の提出を拒みまたは怠った場合。受益者は、これらのいずれかの状況が自らに適用されることを知った場合、直ちに受託会社、管理会社および管理事務代行会社へ通知しなければなりません。さらに、受益者が、自らが非適格者（信託証書に定義される）であることまたは自らが非適格者の利益のために受益証券を保有する者であることを認識した場合、速やかに、当該受益証券の買戻し請求を行うか、非適格者とならない者へのそれらの受益証券を譲渡することの請求を行う必要があります。

特定の受益者のためにファンド資産から手数料、源泉徴収税その他控除額が支払われる場合、受託会社はその支払いに充てるため当該受益者の受益証券の一部を買戻すことができます。この場合、買戻代金は受益者ではなく当該第三者へ直接支払われることがあります。

（２）日本における買戻し

日本における受益者は、販売取扱会社を通じ、管理事務代行会社に対し、その保有する受益証券の買戻しを請求することができます。

買戻し請求は、当該買戻日の45暦日前の日（その日がファンド営業日でない場合は直前のファンド営業日）から起算して日本における1営業日前の午後3時（日本時間）までに販売取扱会社に対して行わなければなりません。

買戻代金の支払いは、米ドルまたは円貨により、ファンド買戻代金送金日の日本における翌営業日以降、販売取扱会社によって口座約款に従って受益者に対してなされます。買戻代金が円貨で支払われる場合における換算は、販売取扱会社が買戻代金を受領した日または日本におけるその翌営業日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとします（ただし、販売取扱会社が別途取り決める場合を除きます。）。

前記「（１）海外における買戻し」の記載は、適宜、日本における買戻しにも適用されることがあります。受益証券の買戻しに関する照会先は、前記「第一部 証券情報 （８）申込取扱場所」に記載にする販売取扱会社です。

3 資産管理等の概要

（１）資産の評価

① 純資産価額の決定

純資産価額の決定

ファンドの純資産価額、各クラスの純資産価額および各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、信託証書、追補信託証書および以下に定める評価規定に従い、各評価日における評価時点現在で、管理事務代行会社が算定するものとします。受託会社は、ファンドの資産の評価ならびに純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の算定に関する責任を管理事務代行会社に委任しています。ただし、評価を行うにあたり、管理会社には一定の裁量が認められています。かかる委任にかかわらず、受託会社は、評価プロセスの監督について最終的な責任を負うものとします。受益証券1口当たり純資産価格を決定するにあたり、受託会社は、ファン

ドに関して選任された管理会社、管理事務代行会社、ブローカー、投資顧問会社、保管会社または評価代理人の助言について、独自に検証することなく、これらの者に相談し、またはその助言に依拠することができます。

各クラスの純資産価額を算定するため、ファンドの帳簿上、各クラスについて、それぞれ固有の名称を付した個別の記録が設けられるものとします。各受益証券の発行代金に相当する金額は、該当するクラスの記録に計上されるものとします。純資産価額の増加または減少（この目的においては、新規の申込みによる純資産価額の増加、買戻しもしくは分配金の支払いによる純資産価額の減少、ならびに下記に記載する指定調整額による純資産価額の増減を除きます。）は、ファンドの記録に配分されるものとします。

各評価日における受益証券1口当たり純資産価格は、該当するクラスの純資産価額を、当該評価日の営業終了時における当該クラスの発行済み受益証券口数で除して算定するものとし、算定された金額は、報告目的上、小数点以下4桁に丸めるものとします。純資産価額または受益証券1口当たり純資産価格の算定または決定において、切上げまたは切捨てのいずれであるかを問わず、いかなる端数処理も適用しないものとします。該当する数値は、適用される計算結果の小数点以下4桁のみを参照して確定するものとし、切り捨てられた小数点以下の桁に起因する残余額は、ファンドの勘定に留保されるものとします。

資産の評価

本項において、公正価値とは、当該投資対象に適用される主要な市場または最も有利な市場において、市場参加者間の秩序ある取引により資産を売却する際に受け取る価格、または負債を移転する際に支払う価格をいいます。

純資産価額を算定するため、ファンドの資産は、以下の原則に従って評価されるものとします。

- (a) いずれかの証券取引所に上場または値付けされている有価証券は、評価時点前の直近の取引価格により評価するものとします。ただし、当該日に取引が行われなかった場合には、入手可能な直近の取引価格により評価するものとします。もっとも、管理事務代行会社がその裁量により、当該評価額が当該時点における当該有価証券の公正価値を反映していないと判断した場合には、管理事務代行会社は、当該評価額を調整することができます。特定の有価証券について複数の取引所において価格が入手可能な場合には、当該有価証券の主要な市場を構成する取引所における直近の取引価格、または、該当する場合には、取引終了時の買い気配価格もしくは売り気配価格により評価するものとします。取引所が閉鎖されている場合、当該取引所に上場または値付けされている有価証券は、当該取引所が閉鎖される前の取引日における直近の取引価格により評価するものとします。
- (b) いずれの証券取引所またはこれに類する電子システムにも上場または値付けされていない有価証券、または、上場もしくは値付けされている場合であっても、当該取引所もしくは電子システムにおいて定期的に取り引されていない有価証券、あるいは上記に記載する価格を入手できない有価証券は、評価時点現在の公正価値により評価するものとし、その公正価値は、管理事務代行会社が、当該有価証券の取得価格、当該有価証券について最近行われた取引がある場合にはその取引価格、発行済みの当該有価証券の総数に照らした保有数量、ならびに評価額について正または負の調整を行うにあたり管理事務代行会社に関連すると判断するその他の要素を考慮して決定するものとします。
- (c) 取引所または市場において扱われまたは取引されているデリバティブは、該当する取引所または市場における関連する決済価格により評価するものとします。当該価格を入手できない場合、当該投資の評価額は、受託会社がその目的のために選任した適格な者が、管理会社と協議の上、慎重かつ誠実に見積もった換価可能見込額とするものとします。取引所または市場において取引または売買されていないデリバティブは、当該取引の相

手方から取得した最新の評価額に基づいて評価するものとします。

- (d) 集団投資スキームへの投資は、当該集団投資スキームの株式または受益証券について入手可能な最新の純資産価額により評価するものとします。管理事務代行会社が集団投資スキームについて採用する価格決定の優先順位は、以下のとおりとします（上位のものを優先します。）。（1）該当する集団投資スキームの管理事務代行会社から提供された確定価格を採用すること、（2）投資対象である集団投資スキームの管理会社から提供された確定価格を採用すること、（3）該当する投資対象集団投資スキームの管理事務代行会社が決定した推定価格を採用すること、（4）該当する投資対象の投資運用会社が決定した推定価格を採用すること、ならびに（5）過去の確定価格を採用すること。推定価格が使用された場合、当該推定価格は、その後当該集団投資スキームの純資産価額に変更が生じた場合であっても、最終的かつ確定的なものとします。
- (e) 為替予約は、関連する評価日において、同一の取引金額および満期を有する新たな為替予約を締結するとした場合の価格を参照して評価するものとします。
- (f) 現金預金は、額面価額に経過利息を加えた額により評価するものとします。コマーシャル・ペーパーおよび財務省証券は、額面価額に経過利息を加えた額により評価するものとします。
- (g) 固定利付証券は、信頼性のあるベンダーから提供される価格情報を利用して、その換価可能見込額を最も適切に見積もった価格により評価するものとします。当該価格情報では、マトリックス方式を用いて評価額を算定し、その際に用いられる主要な変数には、報告取引価格、ブローカー／ディーラーの気配値、ベンチマーク利回り、発行体のスプレッド、買呼値、売呼値その他の参照データが含まれますが、これらに限られません。利息は、当該証券を取得した日から経過利息を計上するものとします。かかる価格を入手できない場合、当該証券は、取引終了時の中間市場価格により評価するものとします。
- (h) 基準通貨以外の通貨建ての価値（投資資産または現金のいずれであるかを問いません。）は、関連する評価日における営業終了時点で、管理事務代行会社が適用されると判断する為替レート（公定レートであるか否かを問いません。）により基準通貨に換算するものとします。この場合、他の事情と共に、管理事務代行会社が関連すると判断するプレミアムまたはディスカウント、および為替取引に係る費用等を考慮するものとします。

上記の評価額は、管理会社がその裁量により、かかる評価額が当該資産または負債の当該時点における公正価値を反映していないと判断した場合には、調整されるものとします。ただし、かかる調整については、受託会社の承認を得ることを要するものとします。

ファンドの資産（主としてレベル3資産）および負債の一部について、ファンドがアクセス可能な市場において直接観察可能な価格が存在しない場合（以下「評価困難資産」といいます。）、および／または、かかる資産の評価が、非活発な市場における公表価格、または市場参加者による仮定を含む観察可能なインプットを用いたモデルに依拠する場合、管理会社は、ファンドによるかかる資産の評価を補助するものとします。かかる資産は活発に取引されていないため、その価値は、複雑な市場価格、数学的モデルおよび主観的な仮定を組み合わせることによってのみ見積もることができます。

評価困難資産の評価および評価方針の例外的な取扱いに管理会社が関与することは、ファンドの純資産価額算定方針の重要な一部となっています。これは、管理会社が、ファンドの資産に関して一般には入手できない情報を保有している場合や、または、管理事務代行会社が特定の資産の純資産価額を算定する際に依拠できる公開された情報が存在しない場合があるためです。これは、特に評価困難資産について当てはまり、かかる資産については、評価モデルによる算定が行われますが、その際には、主観的な仮定が重要な要素となります。

受託会社は、当該評価方法が、一般的に、または特定の市場もしくは市場環境において、公

正価値をより適切に反映すると判断する場合には、その他の評価方法を用いることを認めることができます。ただし、かかる純資産価額算定方針からの逸脱が純資産価額に影響を及ぼす場合には、当該逸脱について受益者に開示するとともに、各クラスの純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格を算定または作成する前に、受託会社との間で合意するものとします。

ファンドの年次財務諸表は国際財務報告基準（以下「IFRS」といいます。）に従って作成されるものとし、純資産価額算定方針もIFRSに基づくものとします。ただし、上記の評価方針は、必ずしもIFRSに準拠するものではありません。例えば、IFRS上、投資対象は公正価値により評価されるべきであり、上場された投資対象のロング・ポジションおよびショート・ポジションについては、それぞれ買呼値および売呼値が公正価値を表すものと考えられています。これに対し、上記の評価基準に基づく場合、上場された投資対象は、買呼値および売呼値ではなく、直近の取引価格により評価されることが予定されています。純資産価額算定方針がIFRSから逸脱する範囲において、受託会社は、IFRSに準拠するため、年次財務諸表に必要な調整を行うことができます。該当する場合には、年次財務諸表に調整注記を記載し、IFRSに基づいて算定された年次財務諸表上の価額と、純資産価額算定方針を適用して算定された価額との調整を示すことがあります。

いかなる場合においても、またいかなる状況においても、受託会社、管理事務代行会社または管理会社は、ファンドの資産の価額または受益証券1口当たり純資産価格の決定に関して、善意で行った決定、助言その他の作為または不作為について、個人的な責任または責務を負うものではありません。

純資産価額（またはその一部）が管理事務代行会社以外の者によって算定された場合、当該評価がその時点で有効なファンドの評価方針に従って行われたものであるか否かにかかわらず、CIMAは、ファンドに対し、かかる評価について監査人その他の独立した第三者による検証を受けることを求めることができます。

上記は、純資産価額算定方針の概要を記載したものです。

② 純資産価額の計算の一時停止

受託会社および（受益証券の発行に関してのみ）管理会社は、は、以下のいずれか1つもしくは複数について、一時的な停止を宣言することができます。（i）いずれかのクラスの受益証券の発行。この場合、当該クラスの受益証券1口当たりの純資産価額の算定についても同時に停止することができます（ただし、かかる同時停止を行う義務はありません）。（ii）いずれかのクラスの受益証券の保有者による当該受益証券の転換または買戻し。この場合、当該クラスの受益証券1口当たりの純資産価額の算定についても同時に停止することができます（ただし、かかる同時停止を行う義務はありません）。（iii）いずれかのクラスの受益証券1口当たり純資産価格の算定。この場合、当該クラスの受益証券の保有者による受益証券の買戻しについても同時に停止することができます（ただし、かかる同時停止を行う義務はありません）。また、受託会社は、買戻代金の支払いを停止し、またはその支払期間を延長することができます。受託会社は、また、受益証券の発行に関してのみ、管理会社は、適切と判断する状況において、かかる停止または延長を宣言することができます。これには、以下の期間の全部または一部について行う場合が含まれます。

- (a) ファンドの資産の相当部分が取引される証券取引所またはこれに類する電子システムが、通常の休日以外の理由により閉鎖されている期間、または当該証券取引所もしくは電子システムにおける取引が制限もしくは停止されている期間
- (b) ファンドまたはポートフォリオ・ファンドの資産の相当部分を処分することが合理的に実行可能ではない期間
- (c) ファンドまたはポートフォリオ・ファンドの資産の重要な部分の価額を正確に算定する

ことが合理的に実行可能ではない期間

- (d) 行われた買戻請求のいずれについても、該当するクラスの運用通貨によりファンドが適法に履行することができない期間
- (e) ファンドの資産の重要な部分の価格、またはファンドの純資産価額（もしくはポートフォリオ・ファンドの資産もしくは純資産価額）を通常算定するために使用される通信手段またはシステムに障害が生じている期間
- (f) 疫病、戦争行為、テロリズム、反乱、革命、社会的騒乱、暴動、ストライキその他の不可抗力に起因して、またはこれらにより、ファンドに関する管理会社または管理事務代行会社（またはポートフォリオ・ファンドのポートフォリオ・ファンド運用会社、管理事務代行会社、保管会社その他のサービス提供者）の業務が大幅に中断され、または停止している期間
- (g) 受益証券の売却または買戻しによる代金をファンドの口座との間で送金することができない期間（または、投資証券の売却もしくは買戻しによる代金をポートフォリオ・ファンドの口座との間で送金することができない期間）
- (h) 行われた買戻請求のいずれについても、該当するクラスの運用通貨により、ファンド（またはポートフォリオ・ファンドの場合には、買戻請求）に関して適法に履行することができない期間
- (i) ポートフォリオ・ファンドの投資証券の発行もしくは買戻し、買戻代金の支払い、および／またはポートフォリオ・ファンドの純資産価額の算定が停止されている期間、または
- (j) ファンドを終了する旨の決議がなされた後

かかる停止は、以下のいずれか早い時点で効力を生じるものとします。（i）受託会社が、または受益証券の発行に関してのみ、管理会社が、当該停止の宣言において指定する時点、または（ii）受託会社が、または受益証券の発行に関してのみ、管理会社が、当該停止を宣言した日の直後のファンド営業日の営業終了時。かかる停止は、受託会社が、または受益証券の発行に関してのみ、管理会社が、当該停止を終了する旨を宣言するまで継続するものとします。影響を受けるクラスの受益証券の保有者には、かかる停止の宣言後、実務上可能な限り速やかに、当該停止について通知するものとします。また、かかる受益者には、当該停止期間が終了した際にも通知するものとします。

該当するクラスの受益証券の発行が停止されている期間中に到来する申込日について行われた受益証券の申込みは、当該停止が終了した後の最初の申込日に処理されるものとします。申込者は、停止期間中、受益証券の申込みを撤回することができます。ただし、撤回の書面による請求が、停止が終了する前に管理事務代行会社に実際に受領されていることを要します。

停止期間の開始前に受領された買戻請求は、当該停止が終了した後に到来する最も早い該当する買戻日に繰り越されるものとします。受益者は、受託会社の同意を得て、停止期間中に買戻請求を撤回することができます。ただし、撤回の書面による請求が、停止が終了する前に管理事務代行会社に実際に受領されていることを要します。

（２）保管

すべての受益証券は登録形式で発行され、ファンドの受益者名簿への登録がその所有の証拠となります。管理会社は、受益証券の登録所有者をその完全かつ実質的所有者として取り扱います。受益証券の券面は、原則として発行されません。

日本の投資者が販売取扱会社を通じて取得した受益証券は、日本における販売会社またはその保管機関の名義で受益者名簿に登録されます。

日本の受益者には、販売取扱会社から取引報告書が交付されます。

以上は、受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者には適用されません。

(3) 信託期間

トラストは、信託証書の日付から開始し、信託証書の日付から149年後に終了する期間について設定されています。ただし、信託証書の規定に従い、それ以前に終了する場合を除きます。なお、ここでいう「信託証書の日付」とは、トラストが設定された当初の信託証書の日付を意味し、信託証書の変更および再表示は考慮しないものとします。

(4) 計算期間

ファンドの会計年度は、各年の6月30日または受託会社が随時決定する当該年のその他の日に終了します。なお、最初の会計年度は、2027年6月30日に終了します。

(5) その他

① ファンドの終了

ファンドは、以下の事由のうち最初に発生した事由が発生した時点で終了するものとします。

- (a) ファンドを継続すること、またはファンドを他の法域へ移転することが、違法となった場合、または管理会社と協議の上、受託会社が、実行することが実務的に困難もしくは不適切であると判断した場合、もしくは受益者の利益に反すると判断した場合
- (b) 受託会社が、管理会社と協議の上、ファンドを終了すべきであると決定した場合
- (c) ファンドの満期日（定められている場合）。満期日とは、受託会社が管理会社と協議の上、決定する日をいいます。
- (d) トラストが設定された当初の信託証書の日付（変更および改訂後の信託証書の日付ではなく、トラストが設定された当初の信託証書の日付）を起算日として、当該日から149年後に終了する期間が満了した場合
- (e) 受託会社が信託証書に基づき退任する意思を書面により通知した場合、または受託会社が強制清算もしくは任意清算に付された場合であって、かかる通知が行われた日または清算に付された日から90日以内に、受託会社に代わる受託会社としての職務を引き受ける用意のある他の法人が選任されない場合
- (f) 管理会社が信託証書に基づき退任する意思を書面により通知した場合、管理会社の解任について通知が行われた場合、または管理会社が強制清算もしくは任意清算に付された場合であって、かかる通知が行われた日または清算に付された日から90日以内に、本書に定めるところに従い、受託会社または受益者が、管理会社に代わる管理会社としての職務を引き受ける用意のある他の法人を選任し、またはその選任を確保することができない場合、または
- (g) 追補信託証書に定めるその他の事由（もしあれば）が生じた場合

ファンドを終了するために、受益者の同意を得る必要はありません。ただし、受託会社は、ファンドのすべての受益者に対し、ファンドの終了について通知するものとします。

ファンドの終了時において、受託会社（またはその委任先）に対して提出済みであるものの、まだ実行されていないすべての買戻請求は、撤回されたものとみなされます。

受託会社は、ファンドの終了に関連して、またはこれに起因して受託会社が負担した、発生した、申し立てられた、または申し立てられるおそれのあるすべての公租公課（信託証書に定

義されるものとします。) 、費用、偶発債務、手数料、請求および要求に備えるため、ファンドの資産から十分な金額を引当てる権利を有するものとします。かかる引当を行うことを条件として、受託会社は、信託証書に定義される終了日に、ファンドの各受益者が保有し、または保有しているものとみなされる各クラスの受益証券の総口数に応じて按分し、ファンドの投資資産およびその他の資産を換価することにより得られるすべての純現金収益、終了日後に発生したすべての収益、ならびにその時点でファンドの資産を構成し、かつかかる分配に利用可能なその他のすべての現金を、ファンドの受益者に分配するものとします。受託会社の裁量により、終了時の分配は、現金による分配に代えて、その全部または一部を現物で行うことができます。終了日から12か月が経過した後も分配されずに残っている収益については、受託会社は、これを裁判所に支払うことができます。

② 信託証書の変更

受託会社および管理会社は、証書により、信託証書および／または追補信託証書の規定を、いずれかの目的のために適切と判断する方法および範囲において、変更、修正または追加することができます。ただし、以下を条件とします。

- (a) 受託会社および管理会社のそれぞれが、当該変更、修正または追加について、書面により、以下のとおり意見を表明していることを条件とします。(i) 当該変更、修正または追加が、受益者の利益を重大な程度に害するものではないこと。(ii) 当該変更、修正または追加が、受託会社、管理会社またはその他の者を、受益者に対する責任から重大な程度において免責するものではないこと。ならびに、(iii) 以下のいずれかに該当すること。(A) 法令上の効力を有するか否かを問わず、租税、法令または公的機関による要件を遵守することを可能にするために必要なものであること、または(B) 明白な誤りを訂正するためになされるものであること。ならびに
- (b) 当該変更、修正または追加により、いずれの受益者にも、その保有する受益証券について追加の支払いを行う義務、またはこれに関して何らかの責任を負う義務が課されないこと。

信託証書に別段の定めがある場合を除き、受益者全体の利益に影響を及ぼす変更、修正または追加については受益者集会の決議による承認を得ることなく、また、特定のサブ・ファンドの受益証券の保有者の利益のみに影響を及ぼす変更、修正または追加についてはサブ・ファンド決議による承認を得ることなく、変更、修正または追加を行うことはできません。

受託会社は、上記の規定に従って変更、修正または追加が行われた場合、実務上可能な限り速やかに、影響を受ける受益者に対してその旨を通知するものとします。ただし、受託会社が、当該変更、修正または追加が重要な意味を有するものではないと判断する場合は、この限りではありません。

③ 他の法域への移転

受託会社は、管理会社と協議の上、トラストを他の国または地域の法域へ移転することがすべての受益者の利益に適合すると判断した場合、トラストを当該法域へ移転することができます。かかる移転には、特に、受託会社によるトラストの移転権限の行使を承認する受益者決議が必要となります。

④ 販売条件の変更

適用法令に従うことを条件として、受託会社および管理会社は、受益者の承認を得ることなく、英文目論見書の規定を変更、修正または追加し、以下のいずれかの方法により、い

れかの受益証券に適用される募集条件を変更することができます。

- (a) 受託会社および管理会社が、受益者に重大な点において悪影響を及ぼすものではないと判断する変更を行う方法、または
- (b) 関連する規制当局、管轄権を有する裁判所、政府または政府機関（税務当局を含みます。）の意見、指示、命令、法律、裁定または規則に含まれる要件、条件またはガイドラインを満たすために必要または望ましい変更を行う方法。ただし、かかる変更は、実務上可能な限り、受益者に対する悪影響を最小限に抑える方法で行うものとします。

ただし、受託会社は、かかる変更について、受益者に対して速やかに通知するものとします。信託証書において認められている場合を除き、英文目論見書のいずれの規定についても、以下の場合には、受益者集会決議での所定の承認を得ることなく、変更、修正または追加を行うことはできません。受益者全体の利益に影響を及ぼす場合には、受益者集会の決議による承認を得ること、ファンドの受益証券の保有者の利益のみに影響を及ぼす場合には、サブ・ファンド決議による承認を得ること、特定のクラスの受益者のみに影響を及ぼす場合には、当該変更の時点において当該クラスの発行済み受益証券の価額の過半数を保有する受益者の同意を得ること。かかる変更について検討するために招集される集会は、原則として、総会に関して信託証書に定める規定に従うものとします。受託会社が受益者からかかる承認を得ようとする場合、予定されている変更について通知を行った後、受託会社は、当該変更案に賛成するか反対するかについて回答するよう受益者に求めるものとします。受託会社は、受益者から回答がない場合には、当該受益者が当該変更に同意したものとみなすことができます。

受託会社および／または管理会社は、投資予定者（または既存の受益者）との間で書面による合意を締結し、当該投資予定者（または既存の受益者）との間で、英文目論見書に定める一定の販売条件、または当該者に関する信託証書のいずれかの規定の適用を放棄し、もしくは変更することについて合意することができます。当該投資予定者（または既存の受益者）には、他の受益者に適用される条件および信託証書に定める一般的な買戻条件とは異なる条件による手数料および買戻権を定めることを含みます。また、受託会社は、かかる受益者について、別個のクラスの受益証券を発行することを決定することができます。

⑤ 関係法人との契約の更改等に関する手続

管理運用契約

管理運用契約は、いずれの当事者にも、通知によって単独で終了させる権利を付与するものではなく、信託証書の規定に従い、管理会社の交代、退任または解任が行われた場合に自動的に終了するものとします。管理運用契約は、ケイマン諸島の法律に準拠します。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、いずれの当事者も、90日前までに書面による通知を行うことにより、終了させることができます。さらに、いずれの当事者も、相手方当事者が、その義務に違反し、当該違反が是正不能である場合、または当該違反が是正可能であるにもかかわらず、その是正を求める通知を受領してから14日以内に当該違反を是正しない場合には、通知により管理事務代行契約を直ちに終了させることができます。また、相手方当事者が清算手続に入り、その資産について管財人が選任され、もしくはその債権者との間で和議もしくは債務整理の合意を行い、またはその提案をした場合にも、通知により管理事務代行契約を直ちに終了させることができます。また、管理事務代行会社は、受託会社がミューチュアル・ファンド法に違反した場合、受託会社に通知することにより、管理事務代行契約を直ちに終了させることができます。

代行協会員契約

代行協会員契約は、いずれの当事者も、相手方に対して3か月前までに書面による通知を行うことにより、終了させることができます。ただし、日本において後任の代行協会員の選任が必要とされる場合には、管理会社が後任の代行協会員を選任することを条件とします。代行協会員契約は、日本の法律に準拠します。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、受託会社、管理会社または日本における販売会社のいずれも、他の当事者に対して6か月以上前に書面による通知を行うことにより、違約金その他の負担なく終了させることができます。また、いずれの当事者も、特に、相手方当事者の認可もしくは登録が停止、取消もしくは更新されなかった場合、相手方当事者が重大な契約違反をし、書面による通知を受けた後30日以内に当該違反が是正されなかった場合、相手方当事者について支払不能事由が発生した場合、または相手方当事者が適用法令上そのサービスを提供することが認められなくなった場合などにおいて、当該相手方当事者に通知することにより、受益証券販売・買戻契約を直ちに終了させることができます。さらに、いずれの当事者も、受益証券の募集が、投資者または投資予定者が居住し、または設立されているいずれかの法域において、一般的に違法となった場合、またはファンドもしくはトラストが終了もしくは清算された場合には、販売契約を直ちに終了させることができます。受益証券販売・買戻契約は、日本の法律に準拠します。

4 受益者の権利等

(1) 受益者の権利等

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益者名簿に登録されていなければなりません。したがって、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対して直接受益権を行使することはできません。これらの日本の受益者は、販売取扱会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

① 分配金請求権

受益者は、管理会社の請求により受託会社が宣言した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有します。

② 買戻請求権

受益者は、本書の記載に従って、買戻日に、受益証券の買戻しを請求する権利を有します。

③ 残余財産分配請求権

ファンドが終了した場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて信託財産の分配を請求する権利を有します。

④ 議決権

受益者集会は、受託会社が随時決定する場所において開催されるものとします。各集会について、集会の開催日の15日前までに（通知を行った日を含み、集会の開催日を除きます。）、受託会社は、該当するサブ・ファンドの受益者それぞれに対し、集会の場所、日および時刻ならびに当該集会において提案される決議の内容を記載した書面による通知を送付するものとします。通知は、書面、電子的な通信または信託証書に定めるウェブサイトへの掲載により行うことができます。いずれかの受益者に対する通知の送付を偶発的に怠ったこ

と、または受益者が通知を受領しなかったことによって、いかなる集会における手続も無効とはならないものとします。

受益者集会の定足数は、以下のとおりとします。(i) 受益者決議が提案される場合には、すべてのサブ・ファンドの純資産価額の合計額の50%を超える額に相当する受益証券を合計で保有する受益者が出席すること。(ii) サブ・ファンド決議が提案される場合には、該当するサブ・ファンドの純資産価額の50%を超える額に相当する受益証券を合計で保有する受益者が出席すること。いずれの決議についても用いられる純資産価額は、当該集会に先立つ直近の評価日において適用される純資産価額とします。受益者決議またはサブ・ファンド決議は、当該集会に出席したか否かを問わず、すべての受益者または該当するサブ・ファンドもしくはサブ・ファンドのすべての受益者を拘束するものとし、各受益者および受託会社は、信託証書に定める補償に関する規定に従うことを条件として、かかる決議をそれに従って実施する義務を負うものとします。

(2) 為替管理上の取扱い

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3) 本邦における代理人

小野・谷田部グローバル法律事務所

東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング5階

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- ① 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
- ② 日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されています。

なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 小野 雄作

弁護士 谷田部 耕介

東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング5階

小野・谷田部グローバル法律事務所

です。

(4) 裁判管轄等

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関する訴訟の裁判管轄権は、下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3 ファンドの経理状況

1 財務諸表

ファンドは運用を開始しておらず、何ら資産を保有していません。ファンドの会計年度は、各年の6月30日または受託会社が随時決定する当該年のその他の日に終了します。なお、最初の会計年度は、2027年6月30日に終了します。

ファンドの会計監査は、KPMGエルエルピーが行います。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

該当事項はありません。

第4 外国投資信託受益証券事務の概要

(1) 受益証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は、以下のとおりです。

取扱機関 メイプルズ・ファンド・サービスズ（ケイマン）リミテッド

取扱場所 ケイマン諸島 グランド・ケイマン KY1-1102、クリケット・スクエア、
バウンダリー・ホール、私書箱1093号

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合には日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

(2) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

(3) 外国投資信託受益証券の譲渡制限

信託証書に従い、受益証券は、受託会社の事前の書面による同意なく譲渡することはできません。受託会社は、その完全な裁量により、かかる同意を拒否することができます。ただし、日本人に対する公募により日本において公募され、販売されたファンドの受益証券については、かかる同意を得ることを要しないものとし、当該受益証券は、日本人の間では、受託会社の同意を得ることなく自由に譲渡することができます。すべての受益証券の譲渡（受託会社の同意を得ることを要しない譲渡を含みます。）については、信託証書に定めるその他の要件が引き続き適用されます。これには、受託会社が承認する様式の譲渡証書により譲渡を行い、当該譲渡証書に譲渡人および譲受人の双方が、またはそれぞれを代理して署名することが含まれます。

上記にかかわらず、受託会社は、いずれかの法域において、当該受益証券の譲渡により、受託会社その他の者が適用される法令または規則（マネー・ロンダリング防止またはテロリズム防止に関する法令および規則を含みますが、これらに限られません。）に違反し、またはこれらに抵触する可能性がある旨の助言を受けた場合、または、いずれかの法域におけるかかる適用される法令もしくは規則を受託会社が遵守するために必要である場合には、受益証券の譲渡の登録を拒否することができます。

受託会社が同意した譲渡、または受託会社の同意を得ることを要しない譲渡については、当該譲渡は、譲受人が受益者名簿に登録された時点で初めて効力を生じるものとし、かかる登録が行われるまで、譲渡人は、当該受益証券の保有者であり続けるものとみなされます。

譲渡人および譲受人は、受益証券の譲渡に関して、またはかかる譲渡の結果として支払うべきすべての税金、関税、租税公課その他の賦課金を負担するものとします。

第三部 特別情報

管理会社の概況

1 管理会社の概況

(1) 資本金の額

管理会社の資本金の額は、2026年9月9日現在、100米ドル（16,002円）です。

過去5年間に於いて、管理会社の資本金の額に増減はありません。

(2) 会社の機構

管理会社の業務は取締役が管理するものとし、取締役は、管理会社の設立および登録に際して発生したすべての費用を支払うことができますものとし、また、取締役は、会社法または定款により管理会社の株主総会において行使することが必要とされていない管理会社のすべての権限を行使することができます。ただし、これらは、定款のいずれの条項にも、会社法の規定にも、また、前記の条項または規定と矛盾しない範囲で管理会社の株主総会において定められる規則にも従うものとし、もつとも、管理会社の株主総会において定められた規則は、当該規則が定められていなければ有効であった取締役による従前の行為の効力を否定するものではありません。

取締役は、金銭を借入れ、また、借入れが行われる場合もしくは管理会社もしくは第三者の債務、責任もしくは義務の担保として、管理会社の事業、財産および未払込資本金の全部もしくは一部について、抵当権その他の担保権を設定し、ならびに社債、社債発行による債務およびその他の有価証券を発行するための、管理会社のすべての権限を行使することができます。

取締役は、随時およびいつでも、委任状により、取締役が直接または間接に指名するか否かを問わず、管理会社の代理人となるべき会社、法人、個人または複数の者からなる団体を選任することができます。当該代理人は、取締役が適切と判断する目的のため、取締役が適切と判断する権限、権能および裁量（本定款に基づき取締役に付与され、または取締役が行ふことのできる権限、権能および裁量を超えないものとし、）を付与され、取締役が適切と判断する期間および条件に従ってその職務を行うものとし、かかる委任状には、当該代理人と取引を行う者の保護および便宜のため、取締役が適切と判断する規定を設けることができるものとし、また、当該代理人に付与された権限、権能および裁量の全部または一部をさらに委任する権限を当該代理人に付与することもできるものとし、

取締役は、取締役が行ふことのできる権限の全部または一部を、業務執行取締役その他の者に委任することができます。当該者は、取締役が随時決議により選任する個人または複数の者とし、取締役が適切と判断する条件（在任期間および報酬に関する条件を含みますが、これらに限られません。）および制限に従うものとし、取締役は、随時、決議により、かかる権限の全部または一部を撤回し、取り戻し、変更または修正することができます。

2 事業の内容及び営業の概況

管理会社は、ケイマン諸島において登録された会社です。管理会社は、ケイマン諸島の証券投資事業法（改訂版）（以下「SIBA」といいます。）に基づく「登録者」としてCIMAに登録されており、かかる資格においてCIMAによる規制および監督を受けています。したがって、管理会社は、SIBAに定義される証券投資事業を行うことが認められています。また、管理会社は、米国SECに対し、免除レポート・アドバイザー（ERA）として報告書を提出しています。

信託証書に従い、管理会社は、ファンドに関して受託会社が保有する資産の投資を行う責任を負うファンドの管理会社であり、かかる資格において、ファンドの投資運用に係る日常的な管理について責任を負います。信託証書に従い、管理会社は、トラストおよび各サブ・ファンドの管

理会社として業務を行います。ただし、管理会社は、受託会社および受益者に対して90日以上前に書面による通知を行うことにより、その退任および職務からの解放を申し出ることができるものとし、かかる退任および職務からの解放は、後任の管理会社が選任された場合に限り効力を生じるものとします。管理会社がかかる通知を行った場合、または管理会社が清算手続に付された場合、受託会社は、後任の管理会社の選任について受益者と協議するものとします。受託会社が、適切かつ適格であり、かつ、信託証書に従い受益者決議により受益者の承認を得た法人を選定することができた場合、受託会社は、信託証書の補足証書により、当該法人を後任の管理会社として選任するものとします。管理会社は、受託会社が受益者決議による承認を得ることを条件として受託会社が行う場合、または受益者が受益者決議により行う場合には、いずれの場合も管理会社に対して90日以上前に書面による通知を行うことにより、解任され、後任の管理会社が指定されることがあります。また、以下のいずれかに該当する場合、管理会社は、書面による通知により直ちに解任されることがあります。(i) 管理会社が、信託証書または管理運用契約に対する重大な違反であって是正することができないものを行った場合。(ii) 是正可能な重大な違反について、その是正を求める書面による通知を受領した後30日以内に、管理会社が当該違反を是正しなかった場合。(iii) 管理会社について倒産事由が発生した場合。退任または解任後も、旧管理会社は、その在任期間に関して、信託証書により付与された補償、権限、特権およびファンドの資産に対する償還請求権の利益を引き続き享受する権利を有するものとします。

管理会社、その関係会社ならびにそれぞれの役員、取締役および従業員は、その他の事業に従事しており、また、自らの単独かつ完全な裁量により必要と判断する時間をファンドの業務に充てるものとします。

受託会社および管理会社は、管理会社がファンドに関して提供する資産運用サービス、一般的な監督サービスおよび受益証券の発行に関する業務を規律するため、管理運用契約を締結しています。管理運用契約には、いずれの当事者にも、通知のみによって単独で契約を終了させる権利は付与されていません。管理運用契約は、信託証書の規定に従って管理会社が交代し、退任し、または解任された場合に、自動的に終了します。

管理運用契約の終了は、終了日以前に発生したいずれかの当事者の権利、救済手段、義務または責任に影響を及ぼすものではありません。管理会社は、終了日以前に発生した管理会社またはその関係会社、委任先もしくは再委任先の作為または不作為について、引き続き受託会社に対して責任を負うものとします。また、管理運用契約の終了によって、かかる作為または不作為に関して管理会社が信託証書に基づき提供した補償義務が免除されることはありません。

管理運用契約に基づき、受託会社および管理会社は、それぞれ、管理運用契約、信託証書またはその他ファンドに関して、もしくは何らかの形でファンドに関連して、自己の権限および義務を適切に履行することに関連して自己が被り、または自己に対して主張されたすべての責任、義務、損失、損害、請求、訴訟手続、要求、罰則、訴え、判決、訴訟費用その他の費用について、自己の詐欺、故意の債務不履行または重大な過失に起因するものを除き、ファンドの信託財産から補償を受ける権利を有します。また、管理会社は、補償を受ける権利が既に認められている、または認められる可能性のある請求、要求、訴え、訴訟その他の手続に対する防御、またはこれらに関する調査もしくは手続への参加に際して負担する報酬、費用および経費（弁護士報酬および費用を含みます。）の支払いのため、請求に応じてファンドの資産から前払いを受ける権利を有します。ただし、管轄権を有する裁判所の確定的かつ不服申立てのできない判決により、補償が求められた事項が管理会社の詐欺、故意の債務不履行または重大な過失に直接起因することが確定した場合、管理会社は、かかる前払金の全額を利息を付さずにファンドに返還しなければなりません。

管理運用契約には、受益証券の発行について管理会社が責任を負うことを踏まえ、受託会社および管理会社が、データ保護法上の目的において、受益者に関する個人データの処理の目的およ

び手段を共同で決定し、当該データの共同管理者となることが定められています。受託会社および管理会社は、それぞれ、自己、その従業員または代理人によるデータ保護法の違反に起因し、または関連して生じるすべての責任、費用、経費、損害および損失（間接損失および結果的損失、逸失利益、信用の毀損、利息、罰金ならびに完全補償ベースで算定される法的費用を含みます。）について、ファンドの資産から相手方に補償するものとします。したがって、かかる補償に係る費用の支払いにファンドの資産が充当される場合があります。

管理運用契約は、ケイマン諸島法に準拠します。

日本における受益証券の公募に関連して、管理会社は、管理運用契約に基づき、当該公募に関連して起用される各代理人、販売会社その他のサービス提供者（代行協会員を含みます。）を監督し、代行協会員に対して、各当該者が金融商品取引法、日本証券業協会の規則および日本のその他の適用ある法令を遵守しているかを継続的に監視させ、その活動について継続的な監督を行い、重大な違反があった場合には、当該違反の是正のために講じられた、または講じることが予定されている措置の詳細とともに、合理的に可能な限り速やかに受託会社に通知する義務を負います。

管理会社は、自らの裁量および費用負担により、管理契約に基づく裁量的な投資に関する権利、助言に関する権利その他の権利、機能、権限および義務を、その関係会社に委任することができます。ただし、当該関係会社の報酬および費用は、管理会社が自己の資金から負担するものとし、ファンドの費用とはならないものとします。また、管理会社は、当該委任について、速やかに受託会社に書面で通知するものとします。管理会社の関係会社以外の者に対する委任については、受託会社の事前の書面による同意を要します。管理会社は、委任先である関係会社の作為および不作為について、自己の作為および不作為である場合と同様に、引き続き責任を負うものとします。

管理会社は、2026年8月31日現在、以下の投資ファンドの運用を行っています。

国（設立国）	種類	本数	純資産価額
ケイマン諸島	ミューチュアル・ファンド	3	143,344,925 米ドル (約 229 億円)
ケイマン諸島	プライベート・ファンド	1	115,672,013 米ドル (約 185 億円)

3 管理会社の経理状況

- a. 管理会社の直近の事業年度の日本文の財務書類は、国際財務報告基準（IFRS）に準拠して作成された原文（英語）の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第 328 条第 5 項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 1 条の 3 第 7 項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けており、以下のとおり監査報告書を受領しています。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、米ドルで表示されています。日本文の財務書類には、円貨換算額を併記しております。日本円による金額は、2026 年 8 月 31 日現在における株式会社三菱 UFJ 銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1 米ドル＝160.02 円）で換算しております。なお、千円未満の金額は四捨五入しております。

独立監査人の報告書

アルテミス・アドバイザー・パートナーズ・リミテッド

取締役会 御中

ケイマン諸島、グランド・ケイマン

意 見

我々は、アルテミス・アドバイザー・パートナーズ・リミテッド（以下「会社」という。）の財務書類について監査した。財務書類は、2026年6月30日現在の財政状態計算書、同日に終了した年度の包括利益計算書、株主資本変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要性のある会計方針情報を含む財務書類に対する注記から構成されている。

我々の意見では、添付の財務書類は、すべての重要な点において、2026年6月30日現在の会社の財政状態、ならびに同日に終了した年度の財務業績およびキャッシュ・フローを、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が公表したIFRS会計基準（以下「IFRS会計基準」という。）に準拠して適正に表示している。

意見表明の基礎

我々は、国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。当該監査基準の下での我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に対する監査人の責任」の区分に詳述されている。我々は、国際会計士倫理基準審議会（IESBA）の職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む）（以下「IESBA規程」という。）に従い、会社から独立しており、IESBA規程に従って我々の倫理上の責任を果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が、我々の監査意見の根拠を提供するために十分かつ適切であると判断している。

強調事項

我々は、本財務書類の注記2に注意を喚起する。当該注記には、会社が債務超過の状態にあり、アルテミス・ケイマン・リミテッドが、会社が事業を継続できるよう必要な支援を引き続き提供することを確認している旨が記載されている。

我々は、会社が継続企業として存続する能力を評価し、会社が本財務書類の日付から少なくとも12か月間、継続企業として存続する能力を有していると結論付けた。当該事項に関して、我々の監査意見に変更はない。

財務書類に対する経営者およびガバナンス責任者の責任

経営者は、IFRS会計基準に準拠して財務書類を作成し、適正に表示する責任を負っている。また、不正か誤謬かを問わず、重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために経営者が必要と判断する内部統制について責任を負っている。

財務書類の作成にあたり、経営者は、会社が継続企業として存続する能力について評価し、必要に応じて、継続企業の前提に関連する事項を開示するとともに、経営者が会社を清算するか、もしくは事業を停止する意図を有している場合、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づく会計処理を行う責任を負っている。

ガバナンス責任者は、会社の財務報告プロセスを監督する責任を負っている。

財務書類の監査に対する監査人の責任

我々の目的は、全体としての財務書類に、不正か誤謬かを問わず重要な虚偽表示がないかどうかに関す

る合理的な保証を得ること、ならびに、我々の監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証とは高い水準の保証であるが、ISAsに準拠して実施された監査が、重要な虚偽表示が存在する場合に常にこれを発見することを確約するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計して、本財務書類に基づいて行われる利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすと合理的に見込まれる場合に、重要性があるものとみなされる。

ISAsに準拠した監査の一環として、我々は、監査のすべての過程について職業的専門家としての判断を行使し、職業的専門家としての懐疑心を保持する。また我々は、

- － 不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、我々の監査意見の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の言明、または内部統制の無効化が伴う可能性があるためである。
- － 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、会社の内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- － 経営者によって使用されている会計方針の適切性、ならびに経営者によって行われた会計上の見積りおよび関連する開示の妥当性を評価する。
- － 経営者が継続企業の前提に基づき会計処理したことの適切性、ならびに入手した監査上の証拠に基づき、会社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を投げかけ得る事象または状況に関連して重大な不確実性が存在するか否かについて結論付ける。重大な不確実性が存在すると我々が結論付ける場合、我々は、我々の監査報告書において、財務書類中の関連する開示に対する注意喚起を行うことが求められ、かかる開示が不十分である場合には、我々の意見を修正することが求められる。我々の結論は、我々の監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づくものである。ただし、将来の事象または状況により、ファンドの継続企業としての存続することを停止する結果となる可能性がある。
- － 財務書類の全体的な表示、構成および内容（開示を含む）、ならびに財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

我々は、監査の計画した範囲および時期、ならびに監査中に我々が識別した内部統制の重要な不備を含む重要な監査上の発見事項などについて、とりわけガバナンス責任者とコミュニケーションを行う。

使用期限

本報告書は、我々の業務委託契約書の条件に従い、アルテミス・アドバイザー・パートナーズ・リミテッドおよびその取締役のためにのみ作成されたものであり、その他の目的のために作成されたものではない。

法令により認められる最大限の範囲において、我々は、その他の目的のため、または本報告書が提示される、もしくは本報告書を入手するその他の者に対して、責任または注意義務を負わず、また、これらを引き受けない。ただし、我々の事前の書面による同意により明示的に合意された場合を除く。

BDO

2026年9月23日



Tel: +1 (345) 943-8800
Fax: +1 (345) 943-8801
Email: mail@bdo.ky
www.bdo.ky

PO Box 31118
2nd Floor - Building 3
Governors Square
23 Lime Tree Bay Avenue
Grand Cayman KY1-1205
Cayman Islands

Independent Auditor's Report

To the Board of Directors of
Artemis Advisory Partners Ltd.
Grand Cayman, Cayman Islands

Opinion

We have audited the financial statements of Artemis Advisory Partners Ltd. (the "Company"), which comprise the statement of financial position as at June 30, 2026, and the statement of comprehensive income, statement of changes in shareholder's equity and statement of cash flows for the year then ended, and notes to the financial statements, including material accounting policy information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as at June 30, 2026, and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with IFRS Accounting Standards as issued by the International Accounting Standards Board ("IFRS Accounting Standards").

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements* section of our report. We are independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' *International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards)* ("IESBA Code"), and we have fulfilled our ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Emphasis of Matter

We draw attention to note 2 of the financial statements, which explains that the Company is in a net liability position and Artemis Cayman Ltd has confirmed that it will continue to provide the necessary support to enable the Company to maintain its operations.

We have assessed the ability of the Company to continue as a going concern and have concluded that the Company has the ability to continue as a going concern for a period of at least 12 months from the date of these financial statements. Our opinion is not modified in respect of this matter.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with IFRS Accounting Standards, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Company's financial reporting process.



Independent Auditor's Report (continued)

Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Restriction on Use

This report has been prepared for and only for Artemis Advisory Partners Ltd. and its directors in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume any liability or duty of care for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

BDO

September 23, 2026

独立監査人の報告書

アルテミス・アドバイザリー・パートナーズ・リミテッド

取締役会 御中

ケイマン諸島、グランド・ケイマン

意見

我々は、アルテミス・アドバイザリー・パートナーズ・リミテッド（以下「会社」という。）の財務書類について監査した。財務書類は、2025年6月30日現在の財政状態計算書、同日に終了した年度の包括利益計算書、株主資本変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要性のある会計方針情報を含む財務書類に対する注記から構成されている。

我々の意見では、添付の財務書類は、すべての重要な点において、2025年6月30日現在の会社の財政状態、ならびに同日に終了した年度の財務業績およびキャッシュ・フローを、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が公表したIFRS会計基準（以下「IFRS会計基準」という。）に準拠して適正に表示している。

意見表明の基礎

我々は、国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。当該監査基準の下での我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に対する監査人の責任」の区分に詳述されている。我々は、国際会計士倫理基準審議会（IESBA）の職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む）（以下「IESBA規程」という。）に従い、会社から独立しており、IESBA規程に従って我々の倫理上の責任を果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が、我々の監査意見の根拠を提供するために十分かつ適切であると判断している。

その他の事項

アルテミス・アドバイザリー・パートナーズ Ltd. の2024年6月30日現在の財政状態計算書、ならびに同日に終了した年度の関連する包括利益計算書、株主資本変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書は、我々による監査、レビューまたは調製の対象となっておらず、したがって、我々はこれらについて監査意見またはその他いかなる形式の保証も表明しない。当該事項に関して、我々の監査意見に変更はない。

強調事項

我々は、本財務書類の注記2に注意を喚起する。当該注記には、会社が債務超過の状態にあり、アルテミス・ケイマン・リミテッドが、会社が事業を継続できるよう必要な支援を引き続き提供することを確認している旨が記載されている。

我々は、会社が継続企業として存続する能力を評価し、会社が本財務書類の日付から少なくとも12か月間、継続企業として存続する能力を有していると結論付けた。当該事項に関して、我々の監査意見に変更はない。

財務書類に対する経営者およびガバナンス責任者の責任

経営者は、IFRS会計基準に準拠して財務書類を作成し、適正に表示する責任を負っている。また、不正か誤謬かを問わず、重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために経営者が必要と判断する内部統制について責任を負っている。

財務書類の作成にあたり、経営者は、会社が継続企業として存続する能力について評価し、必要に応じて、継続企業の前提に関連する事項を開示するとともに、経営者が会社を清算するか、もしくは事業を停止する意図を有している場合、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づく会計処理を行う責任を負っている。

ガバナンス責任者は、会社の財務報告プロセスを監督する責任を負っている。

財務書類の監査に対する監査人の責任

我々の目的は、全体としての財務書類に、不正か誤謬かを問わず重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得ること、ならびに、我々の監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証とは高い水準の保証であるが、ISAsに準拠して実施された監査が、重要な虚偽表示が存在する場合に常にこれを発見することを確約するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計して、本財務書類に基づいて行われる利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすと合理的に見込まれる場合に、重要性があるものとみなされる。

ISAsに準拠した監査の一環として、我々は、監査のすべての過程について職業的専門家としての判断を行使し、職業的専門家としての懐疑心を保持する。また我々は、

- － 不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、我々の監査意見の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の言明、または内部統制の無効化が伴う可能性があるためである。
- － 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、会社の内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- － 経営者によって使用されている会計方針の適切性、ならびに経営者によって行われた会計上の見積りおよび関連する開示の妥当性を評価する。
- － 経営者が継続企業の前提に基づき会計処理したことの適切性、ならびに入手した監査上の証拠に基づき、会社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を投げかけ得る事象または状況に関連して重大な不確実性が存在するか否かについて結論付ける。重大な不確実性が存在すると我々が結論付ける場合、我々は、我々の監査報告書において、財務書類中の関連する開示に対する注意喚起を行うことが求められ、かかる開示が不十分である場合には、我々の意見を修正することが求められる。我々の結論は、我々の監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づくものである。ただし、将来の事象または状況により、ファンドの継続企業としての存続することを停止する結果となる可能性がある。
- － 財務書類の全体的な表示、構成および内容（開示を含む）、ならびに財務書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

我々は、監査の計画した範囲および時期、ならびに監査中に我々が識別した内部統制の重要な不備を含む重要な監査上の発見事項などについて、とりわけガバナンス責任者とコミュニケーションを行う。

使用期限

本報告書は、我々の業務委託契約書の条件に従い、アルテミス・アドバイザー・パートナーズ・リミテッドおよびその取締役のためにのみ作成されたものであり、その他の目的のために作成されたものではない。

法令により認められる最大限の範囲において、我々は、その他の目的のため、または本報告書が提示される、もしくは本報告書を入手するその他の者に対して、責任または注意義務を負わず、また、これらを引き受けない。ただし、我々の事前の書面による同意により明示的に合意された場合を除く。

BDO

2026年9月23日



Tel: +1 (345) 943-8800
Fax: +1 (345) 943-8801
Email: mail@bdo.ky
www.bdo.ky

PO Box 31118
2nd Floor - Building 3
Governors Square
23 Lime Tree Bay Avenue
Grand Cayman KY1-1205
Cayman Islands

Independent Auditor's Report

To the Board of Directors of
Artemis Advisory Partners Ltd.
Grand Cayman, Cayman Islands

Opinion

We have audited the financial statements of Artemis Advisory Partners Ltd. (the "Company"), which comprise the statement of financial position as at June 30, 2025, and the statement of comprehensive income, statement of changes in shareholder's equity and statement of cash flows for the year then ended, and notes to the financial statements, including material accounting policy information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as at June 30, 2025, and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with IFRS Accounting Standards as issued by the International Accounting Standards Board ("IFRS Accounting Standards").

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements* section of our report. We are independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' *International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards)* ("IESBA Code"), and we have fulfilled our ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Matter

The accompanying statement of financial position of Artemis Advisory Partners Ltd. as of June 30, 2024, and the related statements of comprehensive income, changes in shareholder's equity and cash flows for the year then ended were not audited, reviewed, or compiled by us, and, accordingly, we do not express an opinion or any other form of assurance on them. Our opinion is not modified in respect of this matter.

Emphasis of Matter

We draw attention to note 2 of the financial statements, which explains that the Company is in a net liability position and Artemis Cayman Ltd has confirmed that it will continue to provide the necessary support to enable the Company to maintain its operations.

We have assessed the ability of the Company to continue as a going concern and have concluded that the Company has the ability to continue as a going concern for a period of at least 12 months from the date of these financial statements. Our opinion is not modified in respect of this matter.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with IFRS Accounting Standards, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Company's financial reporting process.



Independent Auditor's Report (continued)

Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists.

Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Restriction on Use

This report has been prepared for and only for Artemis Advisory Partners Ltd. and its directors in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume any liability or duty of care for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

BDO

September 23, 2026

(1) 貸借対照表

アルテミス・アドバイザー・パートナーズ・リミテッド

財政状態計算書

2026年6月30日現在

注記	2026年6月30日現在		2025年6月30日現在	
	米ドル	千円	米ドル	千円
資 産				
流動資産				
現金および現金同等物	57,977	9,277	19,300	3,088
未収収益	31,371	5,020	13,149	2,104
前払金	18,290	2,927	17,413	2,786
売掛金	2,873	460	9,764	1,562
流動資産合計	110,511	17,684	59,626	9,541
資産合計	110,511	17,684	59,626	9,541
負債および株主資本				
流動負債				
関連当事者に対する債務	6 135,857	21,740	71,247	11,401
買掛金	75,906	12,146	-	-
前受収益	4,375	700	-	-
流動負債合計	216,138	34,586	71,247	11,401
負債合計	216,138	34,586	71,247	11,401
株主資本				
資本金	3 100	16	100	16
利益剰余金	(105,727)	(16,918)	(11,721)	(1,876)
株主資本合計	(105,627)	(16,902)	(11,621)	(1,860)
株主資本および負債合計	110,511	17,684	59,626	9,541

添付の注記は本財務書類と不可分である。

本財務書類は、2026年9月23日に、下記の者によって承認され、公表が認められた：

[署 名]

取締役

(2) 損益計算書

アルテミス・アドバイザー・パートナーズ・リミテッド

包括利益計算書

2026年6月30日に終了した年度

	2026年6月30日に終了した年度		2025年6月30日に終了した年度	
	米ドル	千円	米ドル	千円
収 益				
サービス報酬	168,180	26,912	184,609	29,541
管理報酬	117,337	18,776	—	—
受取利息	2	0	2	0
収益合計	285,519	45,689	184,611	29,541
費 用				
従業員および給与関連費用	228,693	36,595	89,493	14,321
手数料および報酬	94,418	15,109	—	—
保険料	16,133	2,582	14,708	2,354
コンプライアンス費用	14,065	2,251	15,988	2,558
規制当局手数料	8,112	1,298	12,657	2,025
法務および専門家報酬	5,558	889	3,915	626
ソフトウェア・サブスクリプション費用	3,420	547	2,883	461
事務所費用	2,824	452	2,330	373
贈答品	2,116	339	129	21
飲食および接待費	1,069	171	648	104
サイバーセキュリティ費用	1,025	164	—	—
カンファレンス費用	600	96	2,200	352
広告費	590	94	1,544	247
賃借料	457	73	—	—
銀行手数料	445	71	856	137
管理費	—	—	14,400	2,304
費用合計	379,525	60,732	161,751	25,883
包括（損失）／利益合計	(94,006)	(15,043)	22,860	3,658

添付の注記は本財務書類と不可分である。

アルテミス・アドバイザー・パートナーズ・リミテッド

株主資本変動計算書

2026年6月30日に終了した年度

	資本金		利益剰余金		合計	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
2024年6月30日現在の残高 (未監査)	100	16	(34,581)	(5,534)	(34,481)	(5,518)
当期の包括利益合計	-	-	22,860	3,658	22,860	3,658
2025年6月30日現在の残高	100	16	(11,721)	(1,876)	(11,621)	(1,860)
当期の包括利益合計	-	-	(94,006)	(15,043)	(94,006)	(15,043)
2026年6月30日現在の残高	100	16	(105,727)	(16,918)	(105,627)	(16,902)

添付の注記は本財務書類と不可分である。

アルテミス・アドバイザー・パートナーズ・リミテッド

キャッシュ・フロー計算書

2026年6月30日に終了した年度

	2026年6月30日に終了した年度		2025年6月30日に終了した年度	
	米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー				
当期包括損失合計	(94,006)	(15,043)	22,860	3,658
営業資産および負債の変動：				
売掛金の減少	6,891	1,103	(5,117)	(819)
未収収益の(増加)	(18,222)	(2,916)	(13,149)	(2,104)
前払金の(増加)	(877)	(140)	990	158
買掛金の増加	75,906	12,146	-	-
前受収益の増加	4,375	700	-	-
関連当事者に対する債務の増加	64,610	10,339	(36,289)	(5,807)
営業活動からの正味現金収入	38,677	6,189	(30,705)	(4,913)
現金および現金同等物の純増加	38,677	6,189	(30,705)	(4,913)
現金および現金同等物の期首残高	19,300	3,088	50,005	8,002
現金および現金同等物の期末残高	57,977	9,277	19,300	3,088
<u>キャッシュ・フローに関する補足情報：</u>				
受取利息	2	0	2	0
支払利息	-	-	-	-

添付の注記は本財務書類と不可分である。

アルテミス・アドバイザー・パートナーズ・リミテッド

財務書類に対する注記

2026年6月30日に終了した年度
(米ドル表示)

1. 事業組織

アルテミス・アドバイザー・パートナーズ・リミテッド(以下「当社」という。)は、2022年7月5日に、ケイマン諸島の会社法に基づく有限責任会社として設立された。当社は、証券投資事業法(改正済)(以下「SIBA」という。)に基づき証券投資事業を行う登録者として、ケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)に登録されており、登録の効力発生日は2022年12月12日である。登記上の事務所は、ケイマン諸島、KY1-1207、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、フォート・ストリート68、私書箱31726、HSMコーポレート・サービス・リミテッドに所在する。

当社の主たる事業は、ケイマン諸島に登録された事業体に対して投資運用サービスを提供することである。2026年6月30日現在、当社の従業員は2名であった(2025年:2名)。

2. 重要な会計方針

作成の基礎

財務書類は、国際会計基準審議会(以下「IASB」という。)が公表したIFRS®会計基準(以下「IFRS会計基準」という。)および取得原価主義に基づき作成されている。財務書類は、当社の機能通貨および表示通貨であるアメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)で表示されている。

継続企業の前提

2026年6月30日現在、当社の純流動負債は105,627米ドルであり、株主資本は105,627米ドルの欠損(債務超過)となっていました。

当社は、2026年6月30日に終了した年度において、94,006米ドルの包括損失を計上した。2026年6月30日現在、アルテミス・ケイマン・リミテッドに対する未払金の総額は135,857米ドルであった。アルテミス・ケイマン・リミテッドは、当社に対して引き続き財務支援を提供する意思および能力を有していることを確認しており、さらに、未払金について、これらの財務書類の発行が承認された日から少なくとも12カ月間は返済を要求しないことを確認している。

取締役は、当社が継続企業として存続する能力を評価し、当社が予見可能な将来、すなわち本財務書類の承認日から少なくとも12カ月間、事業を継続するために十分な資源を有していると判断している。したがって、取締役は、財務書類の作成にあたり、引き続き継続企業の前提を採用している。

当社が適用した新基準および改訂基準

2025年7月1日以後に開始する年度に強制適用となる新基準、基準および解釈指針の改訂がいくつかあるが、これらは本財務書類の作成において早期適用されていない。これらのいずれも、当社の財務書類に重要な影響を及ぼすことは見込まれていない。

2025年7月1日から適用される基準および既存の基準の改訂

2020年1月、国際会計基準審議会は、IAS第1号「財務諸表の表示」の改訂を公表した。同改訂では、融資契約に財務制限条項が含まれる場合における負債の流動または非流動への分類方法、および「決済」の意味を明確化している。これらの改訂は、2024年1月1日以後に開始する年次報告期間から強制適用となるが、早期適用が認められている。当社は、報告日時点における負債の分類に対する当該改訂の影響を評価し、当社の財務書類に重要な影響はないと判断した。

収益の認識

当社は、顧客である各事業体との間で締結した投資運用契約（以下「IMA」という。）に基づき、投資運用報酬およびサービス報酬を得ている。報告日時点において稼得しているものの、まだ請求されていない収益は未収収益として計上されており、当年度末現在、これには2026年7月に請求された、2026年6月のサービスに係る4件の請求書が含まれていた。報酬は各契約の条件から直接算定することができるため、当社が収益の測定において用いる判断は限定的である。

履行義務の内容

各IMAに基づき、当社は、契約期間にわたり、純資産価額のレビュー、取引活動のレビュー、支払の承認および投資委員会への参加を含む、統合的な投資運用および監督サービスを提供する義務を負っている。これらの活動は相互に関連しており、個別のサービスとして区分できないため、各契約は、継続的に提供される一連の類似したサービスを通じて充足される単一の履行義務として会計処理されている。

履行義務の充足時期

履行義務は、顧客がサービスの便益を同時に受領し、消費するため、一定期間にわたり充足される。収益は、経過時間に基づいて認識されるが、取締役は、この方法がサービスの移転を忠実に反映していると考えている。

取引価格および支払条件

報酬は、年間固定額、または純資産価額もしくは運用資産残高に対するベシス・ポイントを乗じて算定される場合のいずれかである。請求書は月次または四半期ごとに発行され、受領後直ちに支払われる。サービスの提供と支払との間の期間が短いことから、契約には重要な金融要素は含まれていない。報酬が純資産価額または運用資産残高に基づく場合、対価は変動するものであり、これに対応する期間に配分される。変動額は、各測定日に純資産価額が確定した時点で確定する。

費用 - 手数料および報酬

管理報酬に関連する手数料および報酬は、当社の投資助言業務に関連して第三者に支払われた（または支払うべき）金額を表している。これらの費用は、関連するサービスを受領した期間において、発生主義に基づき費用として計上される。

有形固定資産

当社は、報告日現在、有形固定資産を保有していなかった。経営陣の資産計上方針に基づき、有形固定資産の個々の項目に係る支出は、その取得原価が2,500米ドルを超え、かつ、当該項目に関連する将来の経済的便益が当社に流入する可能性が高い場合に限り、資産計上される。これらの基準額を下回る支出は重要性がないものとみなされ、発生時に損益として費用計上される。

金融商品

財政状態計算書に計上されている金融商品には、現金および現金同等物、売掛金、未収収益ならびに関連当事者に対する債務が含まれる。これらの金融商品の帳簿価額は、その短期的な性質から、公正価値にほぼ等しい。

分類

償却原価で測定される金融資産には、現金および現金同等物、売掛金ならびに未収収益が含まれる。金融負債は償却原価で測定され、関連当事者に対する未払金が含まれる。

認識／認識の中止

当社は、金融商品の契約上の規定の当事者となった日に、金融資産および金融負債を認識する。

金融資産については、当該資産からキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利が消滅した場合、または当社が金融資産からキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転し、かつ、以下のいずれかに該当する場合に、その認識を中止する：

- －所有に伴うリスクおよび経済価値のほぼすべてを移転した場合；または
- －所有に伴うリスクおよび経済価値のほぼすべてを保持も移転もしていないが、支配を保持していない場合。

金融負債については、消滅した時、すなわち、当該債務が履行、取消しまたは期限満了となった時に、その認識を中止する。

測定

金融資産および金融負債は、償却原価で測定される。

減損

金融資産に係る減損引当金は、金融資産の存続期間全体の予想信用損失の算定に基づき認識される。減損損失は、包括利益計算書において認識される。

当社は、IFRS第9号第5.5.15項に従い、短期金融資産および金融負債について、簡便法による信用損失モデルを適用することを選択している。

簡便法による予想信用損失モデルでは、まず金融資産および金融負債について支払不能となる確率を算定する。次に、当該確率にデフォルトにより生じる予想損失額を乗じることにより、当該金融資産または金融負債の存続期間全体の予想信用損失を算定する。

営業債権については、純額で表示しており、かかる引当金は別個の引当金勘定に計上され、その損失は包括損失計算書における減損費用として認識される。営業債権が回収不能であることが確認された場合、当該資産の総帳簿価額は、関連する引当金と相殺して償却される。経営陣が予想信用損失は重要ではないと判断したため、予想信用損失引当金は認識されていない。

特定の金融商品

現金および現金同等物

現金および現金同等物は、信用力の高い金融機関の当座預金口座に保有する現金ならびに信用力の高い証券会社に保有する現金残高から構成され、既知の金額の現金に容易に換金可能であり、かつ価値の変動リスクが僅少な、短期かつ流動性の高い投資をいう。

売掛金

売掛金は、当初の請求金額から、期末におけるすべての未回収残高を検討して算定した予想信用損失の見積額を控除した金額で計上される。

買掛金

買掛金は請求金額で計上されており、その短期的な性質から、公正価値にほぼ等しい。請求書に記載された支払条件に従い、請求書は受領時に決済される。

税金

当社は、ケイマン諸島において、所得税、源泉徴収税またはキャピタルゲイン税の課税対象ではない。そのため、本財務書類には、ケイマン諸島の税金負債または税金費用は計上されていない。

公正価値の算定

IFRS第13号に従い、当社には、公正価値の測定に用いるインプットの重要性を反映する公正価値ヒエラルキーを用いて、公正価値測定を分類することが要求される。公正価値ヒエラルキーのレベルは以下のとおりである：

- －（レベル1）活発な市場における同一の資産または負債の調整なしの市場価格。

- －（レベル２）活発でない市場における市場価格に基づく資産または負債に係るインプット、またはすべての重要なインプットが直接的もしくは間接的に観察可能である資産または負債に係るインプット。
- －（レベル３）観察可能な市場データに基づかない資産または負債に係るインプット（すなわち、観察不能なインプット）。

当社の金融商品の帳簿価額は、現金および現金同等物、売掛金、未収収益ならびに関連当事者に対する債務から構成されており、その短期的な性質ならびに重要な金融要素または信用リスクに係る調整を要しないことから、公正価値にほぼ等しい。報告日現在、当社は、継続的または非継続的に公正価値で測定される資産または負債を保有していなかったため、公正価値ヒエラルキーに関する開示は行っていない。

判断および見積り

IFRS会計基準に準拠して財務書類を作成するためには、経営陣は、財務書類の日付現在の資産および負債の報告金額ならびに偶発資産および偶発負債の開示、ならびに報告期間中の収益および費用の報告金額に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行う必要がある。これらの見積りおよび関連する仮定は、過去の経験や状況に照らして合理的であると考えられるその他の要因に基づいている。実際の結果はこれらの見積りと異なる可能性があり、その差異は重要なものとなる可能性がある。

当社の会計方針を適用するにあたり、経営陣は、財務書類に認識される金額に最も重要な影響を及ぼす以下の判断を行っている：

- 単一の履行義務** — 各投資運用契約に基づき履行される業務を、複数の区分可能な履行義務ではなく、単一の履行義務として取り扱うこと；
- 収益認識の時期** — 履行義務が一定期間にわたり充足されると判断し、経過時間を基準として進捗度を測定すること；および
- 変動対価** — 純資産価額に連動する変動報酬を、それに対応する期間に配分すること。

3. 資本金

当社の授権資本金は50,000米ドルであり、額面価額1.00米ドルの株式50,000株により構成されている。2026年6月30日および2025年6月30日現在の発行済株式資本は、以下のとおりである：

	2026年 (米ドル)	2025年 (米ドル)
授権済：		
額面価額1.00米ドルの普通議決権株式50,000株	50,000	50,000
発行済かつ全額払込済：		
普通議決権株式100株	100	100

2026年6月30日および2025年6月30日に終了した各年度において、株式の発行はなかった。

4. 財務リスク管理

当社の事業活動は、主として信用リスクおよび流動性リスクをはじめとするさまざまな財務リスクにさらされている。当社の全般的なリスク管理プログラムは、当社の財務業績に対する潜在的な悪影響を最小限に抑えることを目的としている。

信用リスク

当社は信用リスクにさらされている。信用リスクとは、取引相手が支払期限到来時に金額の全額を支払うことができないリスクをいう。減損引当金は、IFRS第9号に従って算定された、当社の金融資産に関連する予想信用損失に基づき認識される。取締役は、当社の信用リスクを定期的に監視している。

当社の主な信用リスクは、現金および現金同等物ならびに売掛金に関連するものである。当社の金融資産に係る信用リスクは重要ではないと考えられる。これは、預金が信用力の高い金融機関に預け入れられており、売掛金が、良好な支払実績を有する信用力の高い複数の取引相手に分散しているためである。報告日現在の当社の信用リスクに対する最大エクスポージャーは、財政状態計算書に開示されているこれらの金融資産の帳簿価額で表される。

以下の表は、当社の金融資産の信用の質および経過期間別の分析を要約したものである：

2026年6月30日現在	1カ月未満 (米ドル)	1カ月超 (米ドル)	減損 (米ドル)
現金および現金同等物	57,977	-	-
売掛金	2,873	-	-
合計	60,850	-	-

2025年6月30日現在	1カ月未満 (米ドル)	1カ月超 (米ドル)	減損 (米ドル)
現金および現金同等物	19,300	-	-
売掛金	9,764	-	-
合計	29,064	-	-

現金および現金同等物については、信用リスクが集中している。これは、現金および現金同等物の99%がバターフィールド・バンク（ケイマン）リミテッドに保有されており（2025年：97%）、残りの1%がインタラクティブ・ブローカーズに保有されているためである（2025年：3%）。取締役は、このリスクを定期的に監視しており、この集中により重要な損失が生じることはないと考えている。2026年6月30日現在、売掛金残高は1社の顧客からのものであり、当該債務者が売掛金残高総額の100%を占めている（2025年：64%）。2026年6月30日現在、売掛金は2,873米ドル（2025年：9,764米ドル）であり、したがって、信用リスクへのエクスポージャーは最小限であると考えられている。

流動性リスク

以下の表は、当社の重要な金融負債の支払期限別内訳を要約したものである：

	3カ月未満 (米ドル)	3カ月超 (米ドル)	6カ月超 (米ドル)	9カ月超 (米ドル)	1年未満 (米ドル)	合計 (米ドル)
関連当事者に対する債務	12,262	18,583	33,765	-	71,247	135,857
買掛金	62,639	13,267	-	-	-	75,906

流動性リスクとは、当社が、金融負債の支払期限が到来した際に、その支払いを履行することが困難となるリスクをいう。取締役は、当社の流動性リスクを定期的に監視しており、当社は、債務の支払期限が到来した際にこれを履行するために十分な現金を確保することを方針としている。

報告日現在における当社の重要な金融負債は、関連当事者に対する債務および買掛金から構成される。

5. 従業員給付

当社は、従業員のために確定拠出年金制度を運営しており、当該制度に基づき、当社は民間運営の年金保険基金に一定額の拠出を行っている。民間運営の年金保険基金が、当期および過年度の従業員の勤務に関連するすべての給付を支払うために十分な資産を保有していない場合であっても、当社は、追加の拠出を行う法的義務または推定的義務を負わない。

当社はまた、ケイマン諸島健康保険法の要件に従い、従業員に健康保険を提供している。

6. 関連当事者取引

関連当事者に対する未払金

一方の当事者が、財務上および営業上の意思決定において他方の当事者を支配し、または他方の当事者に重要な影響力を行使する能力を有する場合、または両者が共通の支配下にある場合、当該当事者は関連当事者とみなされる。関連当事者には、個人またはその他の事業体が含まれる。

当年度において、当社の費用は、当社に代わってアルテミス・ケイマン・リミテッドによって支払われた。当該費用に関して、アルテミス・ケイマン・リミテッドに対する当社の未払債務は、2026年6月30日現在、135,857米ドル（2025年：71,247米ドル）であった。アルテミス・ケイマン・リミテッドは2023年2月13日に設立され、アラステア・ロクストンと共通の実質的所有者の支配下にある。当該残高には担保は設定されておらず、利息も付されていない。アルテミス・ケイマン・リミテッドは、当社に対して引き続き資金提供を行う意思および能力を有していること、ならびに当該残高について、本財務書類の承認日から少なくとも12カ月間は返済を要求しないことを確認する支援表明書を提出している。

主要な経営幹部

2026年6月30日に終了した年度において発生した取締役報酬は12,500米ドル（2025年：10,000米ドル）であり、2026年6月30日現在、そのいずれについても未払金はなかった（2025年：なし）。

7. 後発事象

当社は、報告日から2026年9月23日（財務書類の発行が可能となった日）までの後発事象を評価し、財務書類において修正または開示を要する後発事象はないと判断した。

Artemis Advisory Partners Ltd.

Statement of financial position as at June 30, 2026
(Expressed in United States dollars)

	<u>Notes</u>	<u>2026</u>	<u>2025</u>
ASSETS			
Current assets			
Cash and cash equivalents		\$ 57,977	\$ 19,300
Accrued revenue		31,371	13,149
Prepayments		18,290	17,413
Accounts receivable		2,873	9,764
Total current assets		<u>110,511</u>	<u>59,626</u>
TOTAL ASSETS		<u>110,511</u>	<u>59,626</u>
LIABILITIES AND SHAREHOLDER'S EQUITY			
Current liabilities			
Due to related party	6	135,857	71,247
Accounts payable		75,906	-
Unearned revenue		4,375	-
Total current liabilities		<u>216,138</u>	<u>71,247</u>
Total liabilities		<u>216,138</u>	<u>71,247</u>
Shareholder's equity			
Share capital	3	100	100
Retained earnings		(105,727)	(11,721)
Total shareholder's equity		<u>(105,627)</u>	<u>(11,621)</u>
TOTAL SHAREHOLDER'S EQUITY AND LIABILITIES		<u>\$ 110,511</u>	<u>\$ 59,626</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Financial statements approved and authorised for issue on September 23, 2026 by:



Director

Artemis Advisory Partners Ltd.

Statement of comprehensive income for the year ended June 30, 2026
(Expressed in United States dollars)

	2026	2025
INCOME		
Service fees	\$ 168,180	\$ 184,609
Management fees	117,337	-
Interest income	2	2
TOTAL INCOME	285,519	184,611
EXPENSES		
Staff and payroll related costs	228,693	89,493
Commissions and fees	94,418	-
Insurance	16,133	14,708
Compliance	14,065	15,988
Regulatory fees	8,112	12,657
Legal and professional fees	5,558	3,915
Software subscription costs	3,420	2,883
Office expenses	2,824	2,330
Gifts	2,116	129
Meals and entertainment	1,069	648
Cybersecurity	1,025	-
Conference	600	2,200
Advertising	590	1,544
Rent	457	-
Bank charges	445	856
Administrative expenses	-	14,400
TOTAL EXPENSES	379,525	161,751
TOTAL COMPREHENSIVE (LOSS) / INCOME	\$ (94,006)	\$ 22,860

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Artemis Advisory Partners Ltd.

Statement of changes in shareholder's equity for the year ended June 30, 2026
(Expressed in United States dollars)

	Share Capital	Retained Earnings	Total
Balance at June 30, 2024 (Unaudited))	\$ 100	\$ (34,581)	\$ (34,481)
Total comprehensive income for the year	-	22,860	22,860
Balance at June 30, 2025	\$ 100	\$ (11,721)	\$ (11,621)
Total comprehensive income for the year	-	(94,006)	(94,006)
Balance at June 30, 2026	\$ 100	\$ (105,727)	\$ (105,627)

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Artemis Advisory Partners Ltd.

Statement of cash flows for the year ended June 30, 2026
(Expressed in United States dollars)

	2026	2025
CASH FLOWS USED IN OPERATING ACTIVITIES		
Total comprehensive loss for the year	\$ (94,006)	\$ 22,860
Changes in operating assets and liabilities:		
Decrease in accounts receivable	6,891	(5,117)
(Increase) in accrued revenue	(18,222)	(13,149)
(Increase) in prepayments	(877)	990
Increase in accounts payable	75,906	-
Increase in unearned revenue	4,375	-
Increase in due to related party	64,610	(36,289)
Net cash provided by operating activities	38,677	(30,705)
Net increase in cash and cash equivalents	38,677	(30,705)
Cash and cash equivalents at beginning of year	19,300	50,005
Cash and cash equivalents at end of year	\$ 57,977	\$ 19,300
<u>Supplemental disclosure of cash flows:</u>		
Interest received	\$ 2	\$ 2
Interest paid	-	-

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

1 Business Organisation

Artemis Advisory Partners Ltd. (the "Company") was incorporated as a company with limited liability under the Companies Act of the Cayman Islands on July 5, 2022. The Company is registered with the Cayman Islands Monetary Authority ("CIMA") as a Registered Person conducting securities investment business under the Securities Investment Business Act (As Revised) ("SIBA"), with registration effective December 12, 2022. The registered office is located at HSM Corporate Services Ltd., 68 Fort Street, George Town, PO Box 31726, Grand Cayman, KY1-1207, Cayman Islands.

The Company's principal area of business is the provision of investment management services to Cayman registered entities.

There were two employees of the Company as at June 30, 2026 (2025: two).

2 Material Accounting Policies

Basis of Preparation

The financial statements have been prepared in accordance with IFRS® Accounting Standards as issued by the International Accounting Standards Board ("IASB") ("IFRS Accounting Standards") and under the historical cost convention. The financial statements are presented in United States ("US") dollars, which is the Company's functional and presentation currency.

Going Concern

At 30 June 2026, the Company had net current liabilities of \$105,627 and a shareholders' deficit of \$105,627. The Company generated a total comprehensive loss of \$94,006 for the year ended 30 June 2026. As at 30 June 2026, amounts due to Artemis Cayman Ltd. totalled \$135,857. Artemis Cayman Ltd. has confirmed its intention and ability to continue providing financial support to the Company and has further confirmed that repayment of amounts due will not be demanded for a period of at least twelve months from the date these financial statements are authorised for issue.

The directors have assessed the Company's ability to continue as a going concern and are satisfied that the Company has adequate resources to continue in operational existence for the foreseeable future, being a period of at least twelve months from the date of approval of these financial statements. Accordingly, the directors continue to adopt the going concern basis in preparing the financial statements.

New and Amended Standards Adopted by the Company

A number of new standards, amendments to standards and interpretations are effective for annual periods beginning after July 1, 2025 and have not been early adopted in preparing these financial statements. None of these are expected to have a material effect on the financial statements of the Company.

2 Material Accounting Policies (continued)

Standards and amendments to existing standards effective on July 1, 2025

In January 2020, the International Accounting Standards Board issued amendments to *IAS 1 Presentation of Financial Statements* clarifying how liabilities are classified as current or non-current when there are covenants in loan arrangements, and clarifying the meaning of *settlement*. These amendments are effective for annual reporting periods beginning on or after January 1, 2024; earlier application is permitted. We have assessed the effect of this amendment on our classification of liabilities as of the reporting date, and determined that there is no material effect on our financial statements.

Revenue Recognition

The Company earns investment management and service fees under an investment management agreement ("IMA") with each client entity. Revenue earned but not yet billed at the reporting date is recorded as accrued revenue; at year-end this comprised four invoices billed in July 2026 for June 2026 services. Fees are directly determinable from the terms of each agreement, and the Company therefore applies limited judgement in measuring revenue.

Nature of performance obligations

Each IMA obliges the Company to provide an integrated investment management and oversight service over the contract term, including net asset value review, trade activity review, payment approvals, and investment committee participation. These activities are interrelated and not distinct, so each agreement is accounted for as a single performance obligation satisfied through a series of similar services delivered continuously.

Timing of satisfaction

The obligation is satisfied over time, as the client simultaneously receives and consumes the benefit of the service. Revenue is recognised on a time-elapsed basis, which the Directors consider faithfully reflects the transfer of service.

Transaction price and payment terms

Fees are either a fixed annual amount or a basis-point charge on net asset value or assets under management. Invoices are raised monthly or quarterly and payable on receipt; given the short gap between performance and payment, contracts contain no significant financing component. Where fees are based on net asset value or assets under management, consideration is variable and allocated to the period to which it relates, with the variability resolved when the net asset value is finalised at each measurement date.

Expenses - Commission and Fees

Commissions and fees relating to management fees represent amounts paid or payable to third parties in connection with the Company's investment advisory activities. These costs are expensed in the period in which the related services are received, on an accrual basis.

2 Material Accounting Policies (continued)

Property, Plant and Equipment

The Company held no property, plant and equipment as at the reporting date. Under Management's capitalisation policy, expenditure on individual items of property, plant and equipment is capitalised only where the cost exceeds US\$2,500 and it is probable that future economic benefits associated with the item will flow to the Company. Expenditure below this threshold is considered immaterial and is expensed to profit or loss as incurred.

Financial Instruments

Financial instruments carried on the statement of financial position include cash and cash equivalents, accounts receivable, accrued revenue and amounts due to related parties. The carrying value of these financial instruments approximates their fair value due to their short-term nature.

Classification

Financial assets held at amortised cost include cash and cash equivalents, accounts receivable and accrued revenue. Financial liabilities are carried at amortised cost and include due to related party.

Recognition / Derecognition

The Company recognises financial assets and financial liabilities on the date it becomes a party to the contractual provisions of the instrument.

Financial assets are derecognised when the contractual right to receive cash flows from the assets has expired; or when the Company has transferred its contractual right to receive the cash flows of the financial assets, and either:

- substantially all the risks and rewards of ownership have been transferred; or
- the Company has neither retained nor transferred substantially all the risks and rewards, but has not retained control.

Financial liabilities are derecognised when they are extinguished, that is when the obligation is discharged, cancelled or expired.

Measurement

Financial assets and financial liabilities are measured at amortised cost.

Impairment

Impairment provisions for financial assets are recognised based on the determination of the lifetime expected credit losses. Impairment losses are recognised in the statement of comprehensive income.

2 Material Accounting Policies (continued)

Financial Instruments (continued)

Impairment (continued)

The Company has chosen to adopt the simplified credit loss model for its short-term financial assets and liabilities, in accordance with IFRS 9 Paragraph 5.5.15.

Under the simplified expected credit loss model the probability of the non-payment of the financial assets and liabilities is assessed. This probability is then multiplied by the amount of the expected loss arising from default to determine the lifetime expected credit loss for the financial asset or liability.

For trade receivables, which are reported net, such provisions are recorded in a separate provision account with the loss being recognised within impairment expenses in the statement of comprehensive loss. On confirmation that the trade receivable will not be collectable, the gross carrying value of the asset is written off against the associated provision. No expected credit loss allowance was recognised as management assessed the expected credit losses as immaterial.

Specific Instruments

Cash and Cash Equivalents

Cash and cash equivalents consist of cash held in chequing accounts with reputable financial institutions, as well as cash balances held with reputable brokerage institutions and are short-term, highly liquid investments that are readily convertible to known amounts of cash and that are subject to an insignificant risk of changes in value.

Accounts Receivable

Accounts receivable are carried at original invoice amount less an estimate made for expected credit losses, based on review of all outstanding amounts at the period end.

Accounts Payable

Accounts payable are stated at the invoiced amount, which approximates fair value due to their short term nature. Invoices are settled on receipt in accordance with the payment terms stated on the invoice.

Taxation

The Company is not subject to any income, withholding or capital gains tax in the Cayman Islands. As a result, no Cayman tax liability or expense has been recorded in these financial statements.

2 Material Accounting Policies (continued)

Fair Value Estimation

IFRS 13 requires the Company to classify fair value measurements using a fair value hierarchy that reflects the significance of the inputs used in making the measurements. The fair value hierarchy has the following levels:

- Quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities (level 1).
- Inputs for the asset or liability that are based on quoted prices in markets that are not active or for which all significant inputs are observable, either directly or indirectly (level 2).
- Inputs for the asset or liability that are not based on observable market data (that is, unobservable inputs) (level 3).

The carrying value of the Company's financial instruments, comprising cash and cash equivalents, accounts receivable, accrued revenue and amounts due to related parties, approximates their fair value due to their short-term nature and the absence of any significant financing component or credit risk adjustment. As at the reporting date, the Company held no assets or liabilities measured at fair value on a recurring or non-recurring basis, and therefore no fair value hierarchy disclosures are presented.

Judgement and Estimates

The preparation of the financial statements in accordance with IFRS Accounting Standards requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities and disclosure of contingent assets and liabilities at the date of the financial statements, and the reported amounts of revenues and expenses during the reporting period. These estimates and associated assumptions are based on historical experience and other factors believed to be reasonable in the circumstances. Actual results could differ from those estimates, and the differences could be material.

In applying the Company's accounting policies, the following are the judgements that management has made which have the most significant effect on the amounts recognised in the financial statements:

Single performance obligation- treating the activities performed under each investment management agreement as a single performance obligation, rather than multiple distinct obligations;

Timing of revenue recognition- concluding that the performance obligation is satisfied over time, and measuring progress by reference to time elapsed; and

Variable consideration- allocating variable, net asset value-linked fees to the period to which they relate.

3 Share Capital

The Company has authorised share capital of \$50,000 divided into 50,000 shares, with par value of \$1.00 per share. Outstanding share capital as at June 30, 2026 and 2025 was as follows:

	2026	2025
Authorised:		
50,000 ordinary voting shares of \$1.00 each	\$50,000	\$50,000
Issued and fully paid:		
100 ordinary voting shares	\$100	\$100

No shares were issued during the years ended June 30, 2026 and 2025.

4 Financial Risk Management

The Company's activities expose it to a variety of financial risks, primarily credit risk and liquidity risk. The Company's overall risk management programme seeks to minimise potential adverse effects on the Company's financial performance.

Credit Risk

The Company has exposure to credit risk, which is the risk that a counterparty will be unable to pay amounts in full when due. Impairment provisions are recognised based on the expected credit losses associated with the Company's financial assets, determined in accordance with IFRS 9. The directors monitor the Company's credit risk on a regular basis.

The Company's main credit risk relates to cash and cash equivalents and accounts receivable. The credit risk of the Company's financial assets is not considered significant, as deposits are placed with highly reputable banking institutions and accounts receivable are diversified across a number of reputable counterparties with a good payment history. The Company's maximum exposure to credit risk at the reporting date is represented by the carrying amounts of these financial assets, as disclosed in the statement of financial position.

The tables below summarise the credit quality and aging of the Company's financial assets:

	Less than 1 month	More than 1 month	Impaired
At June 30, 2026			
Cash and cash equivalents	\$57,977	-	-
Accounts receivable	2,873	-	-
Total	\$60,850	-	-
At June 30, 2025			
Cash and cash equivalents	\$19,300	-	-
Accounts receivable	9,764	-	-
Total	\$29,064	-	-

4 Financial Risk Management (continued)

Credit Risk (continued)

There is a concentration of credit risk with cash and cash equivalents, as 99% of cash and cash equivalents is held with Butterfield Bank (Cayman) Limited (2025: 97%) and the remaining 1% is held with Interactive Brokers (2025: 3%). The directors monitor this risk on a regular basis and do not believe that there will be a material loss due to this concentration. At June 30, 2026, the account receivable balance is due from one client, with the debtor owing 100% (2025: 64%) of the total balance. At June 30, 2026, accounts receivable was \$2,873 (2025: \$9,764) and therefore exposure to credit risk is considered minimal.

Liquidity Risk

The table below summarises the aging of the Company's significant financial liabilities:

	<3 Months	>3 Months	>6 Months	>9 Months	<1 Year	Total
Due to Related Party	\$12,262	\$18,583	\$33,765	\$-	\$71,247	\$135,857
Accounts Payable	\$62,639	\$13,267	\$-	\$-	\$-	\$75,906

Liquidity risk is the risk that the Company will encounter difficulty in meeting its financial obligations as and when they fall due. The directors monitor the Company's liquidity risk on a regular basis, and it is the Company's policy to ensure that sufficient cash is available to meet its liabilities as they become due.

The Company's significant financial liabilities at the reporting date comprise the amount due to the related party and accounts payable.

5 Employee Benefits

The Company operates a defined contribution pension plan for its employees under which the Company pays fixed contributions into a privately administered pension insurance fund. The Company has no legal or constructive obligations to pay further contributions if the privately administered pension insurance fund does not hold sufficient assets to pay all employees the benefits relating to employee service in the current and prior periods.

The Company also provides health insurance to its employees in accordance with the requirements of the Cayman Islands Health Insurance Act.

6 Related Party Transactions

Due to Related Party

Parties are considered related if one party has the ability to control or exercise significant influence over the other party in making financial and operating decisions, or if they are subject to common control. Related parties may be individuals or other entities.

6 Related Party Transactions (continued)

Due to Related Party (continued)

During the year, the Company had expenses paid by Artemis Cayman Ltd. on its behalf. As at June 30, 2026, an amount of \$135,857 (2025: \$71,247) was due to Artemis Cayman Ltd. in this respect. Artemis Cayman Ltd. was incorporated on February 13, 2023 and is under common beneficial ownership with Alastair Loxton. The balance is unsecured and non-interest-bearing. Artemis Cayman Ltd. has provided a letter of support confirming its intention and ability to continue funding the Company, and that repayment of the balance will not be demanded, for a period of at least twelve months from the date these financial statements are approved.

Key Management Personnel

Directors' fees incurred for the year ended June 30, 2026 is \$12,500 (2025: \$10,000) none of which were payable as of June 30, 2026 (2025: Nil).

7 Subsequent Events

The Company has evaluated subsequent events from the reporting date through September 23, 2026, the date the financial statements were available to be issued, and has determined that there are no subsequent events requiring adjustment to or disclosure in the financial statements.

4 利害関係人との取引制限

利益相反

受託会社、管理会社、管理事務代行会社、管理事務代行会社の委任先、日本における販売会社、ブローカーならびにファンドについて選任されたこれらの者のそれぞれの取締役、役員および従業員は、随時、ファンドの投資目的と類似する投資目的を有する、個別のまたは分離された機関投資家向け口座ならびにその他の集団投資スキーム（トラストの別のサブ・ファンドを含みます。）について、取締役、設立者、管理会社、投資運用会社、サブ投資運用会社、投資顧問、為替運用会社、名義書換代理人、管理事務代行会社、振替代理人、受託会社、保管会社、ブローカー、販売会社またはプレースメント・エージェントとして業務を行い、またはその他の形で関与することがあります。同様に、これらの者のうち1名または複数名は、ファンドの投資目的と類似する投資目的を有する投資者に対して、裁量によるファンド運用業務またはこれに付随する管理事務代行業務、保管業務もしくはブローカー業務を提供することがあります。したがって、これらの者のいずれも、その業務を行う過程において、ファンドに関して潜在的な利益相反を生じさせる可能性があります。これらの者は、常にファンドに関して負う義務を考慮するとともに、かかる利益相反を公正に解決するよう努めるものとします。

受託会社

受託会社は、他の投資ビークルの受託会社を務めることができるものとし、適用される秘密保持義務に従うことを条件として、かかる他の投資ビークルに関する業務を提供するにあたり、ファンドに関する業務の提供を通じて知り得、取得し、作成し、または利用する情報を使用することができます。受託会社は、常に、実行可能な限り、ファンドの最善の利益のために行動する義務を考慮し、利益相反が生じた場合には、これを公正に解決するよう努めるものとします。

受託会社の義務は、そのサービス提供者の利益と競合し、または異なる場合があります。受託会社および管理会社については、受益者が受益者決議により解任することもできますが、これらの者を除き、サービス提供者の業務を終了させることができるのは受託会社のみです。さらに、受託会社は、他の投資ビークルの受託会社も務めており、ファンドと当該他の投資ビークルとの利益が相反する限度において、受託会社に利益相反が生じる可能性があります。

AMLオフィサー・サービス提供者であるOgier Global (Singapore) Pte. Ltdは、受託会社の関係会社です。AMLオフィサー・サービス契約は、独立当事者間の条件に基づき締結されていますが、その条件について交渉は行われていません。

管理会社

管理会社は、裁量による投資運用および顧客に対する有価証券ならびに金融商品についての売買に関する助言の業務に従事しており、かかる顧客には、他の投資ビークルが含まれる場合があります。管理会社は、他の顧客の資産を運用し、または他の顧客に助言するにあたり、ファンドに関する業務の提供を通じて取得し、作成し、または利用する情報および取引戦略を使用することがあります。

管理会社は、ファンドのポートフォリオを運用するにあたり、利益相反が生じる可能性があります。これは、他の投資ビークルまたは口座の運用および／または助言に関して管理会社が受領する報酬が、ファンドのポートフォリオの運用に関して受領する報酬を上回る場合があり、その結果、管理会社がかかる他の投資ビークルまたは口座を優先する誘因を有する可能性があるためです。さらに、管理会社が、かかる投資ビークルまたは口座およびファンドについて、同時期またはほぼ同時期に取引判断を行う場合、ファンドは、同一または類似のポジションを取得するために、かかる他の投資ビークルまたは口座と競合する可能性があります。管理会社は、ファンドとこれらの他の投資ビークルおよび口座との間で、すべての投資機会を公正かつ公平に配分するよう努めるものとします。ただし、ファンドの投資戦略が限定されており、ポートフォリオ・ファンドのみに投資するものであることから、このリスクは限定されます。もっとも、ファンド

がポートフォリオ・ファンドのみに投資することを前提として、管理運用契約においては、管理会社または管理会社のいずれの関係会社も、自らが知るに至ったいかなる投資機会についても、これをファンドに提供し、またはこれについて受託会社に報告する義務を負わず、また、かかる取引から自らが受領した利益について、受託会社に報告する義務を負わない旨が定められています。

管理会社および／またはその関係者は、自己勘定において、直接または間接に、ファンドについて購入または売却される可能性のある資産に投資することがあります。管理会社およびその関係者のいずれも、かかる取引またはかかる取引から自らが受領した利益について、ファンドに対して報告する義務を負わないものとします。

ファンドの純資産価額算定方針に従い、管理会社は、同方針に詳細に定める一定の状況において、ファンドの有価証券の評価に際して、管理事務代行会社に対して情報または助言を提供することを求められる場合があります。管理報酬は固定額であり、純資産価額に応じて変動するものではありませんが、評価プロセスにおける管理会社の関与は、受益証券の発行および買戻しが行われる際に適用される受益証券1口当たりの純資産価額ならびに受益者に報告されるファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。これにより、管理会社がファンドの資産の価値について不正確または偏った評価を提供する誘因が生じる可能性があります。

管理会社および／またはその関係会社が現在または将来行うその他の業務により、追加的な利益相反が生じる可能性があります。利益相反が生じた場合、管理会社は、当該利益相反を公正かつ公平な方法で解決するよう努めるものとします。

管理会社は、ファンドに提供されるサービスに関連して、いかなるブローカーその他の者との間でも、ソフト・コミッションまたはソフト・ダラーに関する取決めに締結しないものとします。日本における販売会社

ファンドは、日本における販売会社の要請により設立され、組成されたものです。したがって、日本における販売会社の選任およびその選任条件（販売契約に基づき支払われる手数料および報酬を含みます。）は、独立当事者間の交渉の結果として定められたものではありません。ただし、受託会社は、かかる手数料および報酬が、ファンドと同種の投資ファンドについて通常適用される市場水準に沿ったものであると考えています。さらに、日本における販売会社は、ポートフォリオ・ファンドのレベルにおいて報酬を受領する場合があります、かかる報酬の条件および金額は、ファンドとは独立して交渉されるものとします。ただし、かかる手数料は、ファンドが負担するものではありません。その結果、日本における販売会社には、ポートフォリオ・ファンドへの間接的な投資を行うために、ファンドの受益証券を販売する誘因が生じる可能性があります。

本リスク要因の一覧は、ファンドへの投資を行う前に投資予定者が検討すべき利益相反のすべてを網羅するものではありません。また、ファンドへの投資に伴う利益相反について、その全体を説明することを意図したものでもありません。投資予定者は、ファンドへの投資が、随時、例外的な性質を有するその他のリスクにさらされる可能性があることに留意する必要があります。投資予定者は、ファンドへの投資を決定する前に、英文目論見書を全文にわたって熟読するとともに、自らの法律、税務および財務のアドバイザーに相談する必要があります。

5 その他

(1) 定款の変更等

管理会社は定款の変更に関して株主総会の特別決議が必要です。

(2) 事業譲渡または事業譲受

該当事項はありません。

(3) 出資の状況

該当事項はありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

定 義

「管理事務代行契約」	ファンドに関して受託会社、管理会社および管理事務代行会社の間で締結される管理事務代行業務に係る契約をいいます。
「管理事務代行会社」	メイプルズ・ファンド・サービスズ（ケイマン）リミテッドまたは随時ファンドの管理事務代行会社として選任されるその他の者をいいます。
「管理事務代行会社の委任先」	Maples Fund Services (Asia) Limited（香港に所在する管理事務代行会社の関係会社）または随時管理事務代行会社の委任先として選任されるその他の者をいいます。
「関係会社」	ある者との関係において、当該者が直接または間接に支配する事業体、当該者を直接または間接に支配する事業体、または当該者と直接もしくは間接に共通の支配下にある事業体をいいます。この目的において、事業体または個人の「支配」とは、当該事業体または個人の議決権の過半数を保有することをいいます。
「代行協会員」	Teneo Partners株式会社（代行協会員としての資格において業務を行うもの）または随時代行協会員契約に基づき代行協会員として選任されるその他の者をいいます。
「代行協会員契約」	日本における受益証券の公募に関連して、管理会社が代行協会員として選任することに関して、管理会社と代行協会員との間で締結される契約をいいます。
「監査人」	KPMGエルエルピーまたは随時ファンドの監査人として選任されるその他の者もしくは事務所をいいます。
「ファンド営業日」	土曜日、日曜日または日本もしくは香港の祝日以外の日であって、香港の銀行が営業を行っている日、および／または受託会社が随時決定するその他の日をいいます。ただし、シグナル8号以上の台風警報、ブラック暴雨警報その他これらに類する事象の結果、いずれかの日において香港の銀行の営業が行われる時間が短縮された場合、受託会社が管理会社と協議の上別途決定しない限り、当該日は営業日とはしません。
「ケイマン諸島ドル」	ケイマン諸島の法定通貨であるケイマン諸島ドルをいいます。
「CIMA」	ケイマン諸島金融庁をいいます。

「クラス」	受託会社が、信託証書に基づき指定する受益証券のいずれかのクラスをいいます。
「クラスA受益証券」	英文目論見書に基づき募集される受益証券であって、クラスA受益証券として指定され、その運用通貨が米ドルであるものをいいます。
「販売契約」	受託会社、管理会社および日本の販売会社の間で締結される、販売会社を日本における受益証券の独占販売会社として選任する販売契約をいいます。
「販売報酬」	販売契約に基づき、ファンドの資産から販売会社に支払われる手数料をいいます。
「日本における販売会社」	Teneo Partners株式会社または随時ファンドの販売会社として選任されるその他の事業体をいいます。
「適格投資者」	ファンドが、登録その他の法的要件に違反することなく受益証券の申込みを勧誘することが適法にでき、かつ、いずれかの国、規制機関または政府当局の法律または要件に違反することなく受益証券を取得および保有することができ、さらに、管理会社が随時定める適格性要件（英文目論見書に定められているか否かを問いません。）を満たす者をいいます。ただし、米国、その領土、自治領もしくは属領の市民もしくは居住者、または米国もしくはそのいずれかの州の法律に基づき設立もしくは存続する法人、パートナーシップ、トラストその他の事業体を含まないものとします。
「ユーロ」	欧州連合の関連条約に従い、自国の通貨としてユーロを採用している欧州連合加盟国の法定通貨をいいます。
「金融商品取引法」	日本の金融商品取引法（昭和23年法律第25号）をいいます。
「金融庁」	日本の金融庁をいいます。
「ファンド」	トラストのサブ・ファンドであるアルベマール・ SHIPPING・トラスト（Albemarle Shipping Trust）をいい、文脈に応じて、アルベマール・SHIPPING・トラスト（Albemarle Shipping Trust）のために、かつその代理として業務を行う受託会社および／または管理会社を含むものとします。

「当初販売期間」	いずれかのクラスに関して、当該クラスの受益証券が最初に申込みのために募集される期間として管理会社が定める期間をいい、クラスA受益証券については、日本以外においては、2026年10月9日午前9時（香港時間）に開始し、2026年11月25日午後5時（香港時間）に終了するものとします。ただし、管理会社が決定するその他の日または時刻をこれらに代えることができます。 日本における当初販売期間は、2026年10月26日から2026年11月17日までとします。
「投資信託法」	日本の「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。）をいいます。
「日本証券業協会」 「JSDA」	日本証券業協会をいいます。
「関東財務局」	日本の金融庁の関東財務局をいいます。
「管理運用契約」	ファンドの管理に関して受託会社と管理会社との間で締結される契約をいいます。
「管理報酬」	管理運用契約に基づき管理会社に支払われる管理報酬をいいます。
「管理会社」	アルテミス・アドバイザーズ・パートナーズ・リミテッド（Artemis Advisory Partners Ltd）および／または随時受託会社がファンドの資産に関する管理会社として選任するその他の事業体をいいます。
「重要契約」	管理事務代行契約、販売契約および管理運用契約をいいます。
「満期日」	受託会社が管理会社と協議の上、決定する日をいいます。本書の日付現在、受託会社は、管理会社と協議の上、ファンドについて満期日を定めていません。
「英文目論見書」	随時変更または補足されるファンドに係る英文目論見書をいいます。
「最低保有額」	その純資産価額に基づく合計価額が、100,000ユーロ相当の米ドル額となるクラスA受益証券をいい、または、受託会社が一般的に、もしくはは個別の事例において決定する、これを下回る金額をいいます。
「ミューチュアル・ ファンド法」	ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂版）をいいます。
「純資産価額算定方針」	ファンドが純資産価額を算定するために策定し、維持する価格算定および評価に関する実務、方針および手続をいい、随時採用、変更、改訂および補足されるものを含みます。

「純資産価額」	英文目論見書に記載される評価原則に従って算定された、ファンドまたは該当するクラスの純資産価額をいいます。
「1口当たり純資産価格」	いずれかのクラスの受益証券について、該当するクラスの純資産価額を、当該クラスの発行済み受益証券口数で除して算定した金額をいいます。
「ポートフォリオ・ファンド」	Kenure ICAVのサブ・ファンドであるAlbemarle Shipping Fundをいい、Kenure ICAVは、サブ・ファンド間で責任が分離された、有限責任のアイルランド集団資産運用ビークルであり、アイルランド法に基づき設立され、登録番号C455852を有するものです。
「ポートフォリオ・ファンド運用会社」	Finex LLPまたは随時ポートフォリオ・ファンドがその資産に関する投資運用会社として選任するその他の事業体をいいます。
「プライバシー通知」	申込契約書に添付された、ファンドに関する受託会社のプライバシー通知をいいます。
「買戻日」	各暦月の最初のファンド営業日、および／または受託会社が一般的にもしくは特定の場合に決定するその他の日をいいます。
「買戻価格」	該当する買戻日の直前の評価日における評価時点現在の、該当するクラスの受益証券1口当たりの純資産価額をいいます。
「買戻請求」	受益証券の買戻しを請求するための請求であって、受託会社が随時決定する様式によるものをいいます。
「サブ・ファンド」	追補信託証書により設定されたトラストのサブ・ファンドをいいます。
「申込契約」	受益証券の申込みを行うための申込書であって、受託会社および管理会社が随時決定する様式によるものをいいます。
「申込日」	各暦月の最初のファンド営業日、および／または管理会社が一般的にもしくは特定の場合に決定するその他の日をいいます。
「申込価格」	当初販売期間の終了後に、該当するクラスの受益証券を発行する際の受益証券1口当たりの価格であって、英文目論見書に記載される方法により算定されるものをいいます。
「追補信託証書」	2026年9月8日付の追補信託証書であって、ファンドがこれに基づき設定され、随時変更されるものをいいます。

「トラスト」	ケイマン諸島法に基づき設定された免税信託であり、ケイマン信託法に基づき登録番号54835で登録されているグローバル・セレクト・トラスト (Global Select Trust) をいいます。
「信託証書」	2026年9月8日付の信託証書であって、トラストがこれに基づき設定され、随時変更および補足されるものをいいます。
「受託会社」	オジエ・グローバル・トラスティー（ケイマン）リミテッド (Ogier Global Trustee (Cayman) Limited) または信託証書の規定に従い随時トラストの受託会社として選任されるその他の者をいいます。
「ケイマン信託法」	ケイマン諸島の信託法（改正済）をいいます。
「受益証券」	ファンドの純資産に対する受益権を表章する分割されない単位をいいます。
「受益者」	1口以上の受益証券を保有する者をいいます。
「米国人」	1933年法に基づくレギュレーションSに定義されるものをいいます。
「米ドル」「ドル」 「USD」「US\$」	米国の法定通貨をいいます。
「評価日」	各クラスについて、毎月の最終暦日、および／または一般的にもしくは特定の場合に受託会社が随時決定するその他の日をいいます。
「評価時点」	各評価日において、ファンドに関連する市場のうち最後に営業を終了する市場の取引終了時刻、または受託会社が決定するその他の時刻をいいます。